

〈論文〉

アリストテレスの『政治学』における共同体と統治

—— 知識人の人間観ならびに社会観（5） ——

On Community and Reign in Aristotle's 『Πολιτικά』

—— High-Brow Views with Human Nature and Social Relationship (5) ——

久保田 義 弘

本稿の要旨

本稿では、人間が政治的動物であると捉えているアリストテレスによる社会観やその統治に関する見解を概観し、彼が社会をどのように捉え、その社会で人間（市民）がどのように社会を運営しうるのかについてのアリストテレスの社会観あるいは人間観を理解することを目的としている。アリストテレスの『政治学』が西ヨーロッパの知識人に知られるようになったのは、この著作がギリシャ語からラテン語に邦訳された13世紀後半であろうと推察される。アリストテレスの政治論が知られる前の世界では、‘君主の鑑’に関する支配者観が説かれる著作が多かったと言われている。君主の鑑（君主の模範、理想的な君主）として説かれたのは、旧約聖書で取り上げられているダヴィデ、ソロモン、ヨシュアなどの王や、モーセなどの指導者であった。君主の鑑に関する著作では、国家（すなわち「キリスト教社会」）としての身体にあっては、君主をその頭とするが、しかし、その君主は聖職者（キリストあるいはキリストの代理者）に導かれると説かれていた。この見解は、プラトンの『国家論』において積極的に説かれた哲人国王制論を継承するものであった¹。そこでは、人間の身体が魂に支配されるように、国家としての身体は聖職者（キリストあるいはキリストの代理者）

¹ プラトン著（藤沢令夫訳）『国家（上）』383C（192ページ1から2行目）において、プラトンは「いやしくもわれわれの国の守護者たちが、神々の畏敬する人となり、人間として可能なかぎり神々に似た者となるべきである」と述べている。プラトンの哲人王制に関する詳細な展開は、彼の『国家（上）』第5巻第17章から第18章において展開されている。

プラトンは、支配者や守護者に私有財産の所有を禁止し、共同所有制を適用した。その417B（286ページ7から11行目）において「彼らが見ずから私有の土地や、家屋や、貨幣を所有するようになるときは、彼らは国の守護者であることをやめて、家産の管理者や農夫となり、他の国民たちのために戦う味方であることをやめて、他の国民たちの敵としての主人となり、かくて憎み憎まれ、謀り謀られながら、全生涯を送ることになるであろう—外からの敵よりもずっと多くの国内の敵を、ずっとつよく恐れながら」とある。プラトンは守護者・支配者の私有財産所有を禁止しているが、農民が私有財産を所有することを禁止してはいない。

によって指導されると説明された。

アリストテレスの『政治学』の影響を受けたヨーロッパの中世の知識人は、「神の国」と「地上の国」の相克にあるこの世の真の幸福がこの世を超越した所で達成されると説くアウグスティヌスの世界観ではなく、政治的動物としての人間には、国家（政治体制、あるいは国制）が必要不可欠であり、その現世において人間（市民）の幸福が達成される世界観（政治思想）を形成するようになった、と考えられる。アリストテレスの『政治学』の影響の下で執筆された『君主の統治について— 謹んでキプロス王に捧げる —』において、アクィナスは、君主の職務として最大のものとして、共通善（公共善、すなわち共通の利益）の実現を示している。この共通善を実現するのが君主であり、私的な利益のために行動し公共善を蔑ろにする者は僭主であると規定している。その著作では、この公共善を実現する君主の徳性が説かれている。またエラスムスの『キリスト者の君主の教育』においては、君主（あるいは王）が一人で支配する国家をプラトンと同様に理想として、君主は公共善（市民の幸福）を実現するように全身全霊を尽くすことを説いている。エラスムスは、このことを実現する王にはどのような気質を備えあれているのが必須であるか、またそのような気質をもった王を如何に育むかという君主の教育論を展開している。アクィナスもエラスムスも、多少、実際の僭主には言及してはいるが、しかし、マキャヴェルリの言うよう²な、現実の新しい君主（必ずしも共通善を実現することを職務としない君主）の行動を分析してはいない。どちらかという、アクィナスの君主統治論もエラスムスの君主論も、君主の鑑、すなわち君主としての雛形、模範、モデル、更には君主の気概（気質）を示し、現実の王（統治者）に反省を促し、現世の王を理想の王に育てる教科書（道徳書）の域を完全には脱してはいない。

本稿は、中世ヨーロッパの知識人が支配者として暗黙に前提とした君主による支配（政治）体制のみならず、近代社会（フランス革命以後の社会）では常識になっている民主制をも含めた政治体制（国制）について考察する。その際に、国を構成する市民（国民）が生活する条件（経済的条件）を充たし、その上で、善く生きるために国家をなすと想定する。この稿では、アリストテレスの『政治学』を典拠として支配体制の有り様を考察する。

本稿は、二つの節から構成される。第1節では、共同体とその類型について考察するが、その1.1では共同体について、家段階での獲得術（あるいは生産技術）と自足均衡、村段階

² マキャヴェルリ著（大岩 誠訳）『君主論』第25章（111ページ9から10行目）に、「それに今まで大ぜいのひとたちは、現実に存在するのをただの一度も見ただけも聞いたこともないような共和国や君主国を空想したものである。ところが現にひとの営む生活の仕方は当然守らなければならぬ生活の仕方との間には大きな隔りがあるから、まさになすべきことのために現になされていることをすてて顧みない人間は、その身を固まらぬうちに早くもその破滅を招くものだ」と述べ、彼は一度も現実にあらわれたことのない国制ではなく、現に目の前の君主制の分析を行っている。マキャヴェルリの方法論はアリストテレスの方法論に通じるものがある。

での獲得術（あるいは生産技術）と自足均衡そしてポリス段階での獲得術（あるいは生産技術）と自足均衡, 1.2では共同体の二つの類例について概観する。第2節では, 共同体での統治について考察するが, 2.1では, 共同体統治の意味, すなわち, 家の統治, 家政術, 獲得術, 取財術: 不健全な取財術が考察され, 2.2では, 国民と国制について調べるが, 古代ギリシャにおける国民の範囲, 善き国民の徳は善き人間の徳に一致するか, 国民と国制の関係, 国制は一つかそれとも多数あるか, 国とはどのようなものか, 主権者はだれか, 支配者(統治者)になるのは誰, そして統治者の問題について検討する。

キーワード: 共同体, 家, 村, ポリス, 家政術, 獲得術, 貨幣と不健全な取得術, 国民, 国, 主権・主権者, 「国制」, 統治・統治者, 共通の利益(公共の利益), 幸福, 支配者の役割

はじめに

本稿では, アリストテレス (Ἀριστοτέλης, Aristotélēs) (前384年-前322年)³の『政治学』の共同体論を経済学の観点から検討・解釈し, 同時に, アリストテレスが人間をどのように捉えて, そして社会をどのように捉え認識していたのかを考察する。

はじめに, アリストテレスの知者(哲学者・社会学者ならびに自然科学者)としての立

³ アリストテレスの生涯については, ディオゲネス・ラエルティオス著(加来彰俊訳)『ギリシア哲学者列伝(中)』第5巻第1章(13ページから21ページ)から知ることが出来る。彼の父はニコマコス(Νικόμαχος), 彼の母はパイステリスであった。父ニコマコスは, マケドニア王アミュンタス(Ἀμύντας)3世(在位前393年/前392年-前370年)の侍医であり友人でもあった。アリストテレスは, マケドニア地方のスタゲイロスという小さな村の出であった。彼は, 17歳ごろにアテナイに上り, プラトンのアカデメイアで20年間ほど学ぶが, プラトンの死(前347年)後, 小アジアのアッソスに3年間滞在し, レスポス島のミュティレネに遷り, ここに2年ほど滞在し, 次にマケドニアに遷った。彼はギリシア東北部を遍歴した。彼は, 小アジアのアッソス遍歴の時代に, アカデメイアと同僚であったアッソスの僧主ヘルミアス(Hermias)(前342年没)の姪ビュティニアを妻に娶っている。彼女との間で一人の娘(ビュティニア)を授かった。妻ビュティニアが亡くなると, ヘルピュリスという女性がアリストテレスの身の回りの世話をした。多分, アリストテレスは彼女と内縁関係にあったと思われる。彼女との間に息子ニコマコスが生まれている。このニコマコスが, アリストテレスの死後, 『ニコマコス倫理学』を編集し世に出したと言われている。

彼は, 前343年にピリッポス2世(Φίλιππος)(前382年生-前336年没)(在位 前359年-前336年)の宮廷に, アレクサンドロ(Ἀλέξανδρος)(前356年-前323年)(在位 前336年-紀元前323年)の師傅(家庭教師)として招聘された。このときアレクサンドロス3世(アレクサンドロス大王)は13歳であった。アリストテレスが若きアレクサンドロスにどのような教育をしたのか皆目分からない。マケドニアには7年間ほど滞在し, ピリッポス2世が暗殺され, アレクサンドロスがマケドニア王に即位すると, アリストテレスは前335年にアテナイに戻り, リュケイオンに学校を創設し, そこで13年間講義をした。彼の教えは, 「ペリパトス派」として知られている。アリストテレスは, 司祭エウリュメドンに不敬神(瀆神)の罪として訴えられた。それはヘルミアス賛歌を作ったことに対する訴えであった。その後, アリストテレスは, 彼の母の生まれた地カルキスに退き, 63歳で病没している。

ち位置を確認しておこう。アリストテレスは、プラトン（Πλάτων, Plátōn）（前 427 年-前 347 年）に学び、その後、彼の学派「ペリパトス派（逍遙学派）」⁴ を創設した。アリストテレスの著作から彼の学問領域を見ると、その領域は実践的な分野と理論的な分野の二つの部門から構成されている。前者の実践的な分野には、政治学と倫理学が含まれ、政治学には国家に関する事柄や家政（経済）に関する事柄が含まれ、後者の理論的な分野には自然学や論理学が含まれる。ディオゲネス・ラエルティオス著（加来彰俊訳）『ギリシア哲学者列伝（中）』第 5 巻第 1 章（39 ページ 12 から 15 行目）において、「論理学は学問全体の一部をなすもの（独立の学問）としてあるのではなく、むしろ（他の学問に対する）道具として精密に研究されているものである。そして彼はその学問の目ざす目標は二つあるとし、もっともらしさ（ピタノン）と真理（アレーテス）とがそれであることを明らかにしている」とアリストテレスの学問（その論理学）の意義を説明している。この目標のためには、もっともらしさの場合には、問答法と弁論術の能力、真理のためには分析論と狭義の哲学の能力を用いている⁵ と説明されている。

アリストテレスは、倫理的な事柄の場合には、「国家に関することであれ、家のことに関することであれ、また法律に関することであれ、理性が真理の基準であるとした」⁶。また生活の中で徳を現実を活用することを人生の最終目的においている。徳とは、善さ、正義（正しさ）⁷、節制（節度）⁸、思慮⁹を示している。善さが備わっている人が善人である。「よさは、

⁴ アリストテレスが講義を行っていた場所がリュケイオンの体育場の建物に付属していた屋根付きの回廊（ペトリパス、遊歩場）であったことから、アリストテレスの学派がペリパトス派と呼称された。

⁵ デイオゲネス・ラエルティオス著（加来彰俊訳）『ギリシア哲学者列伝（中）』第 5 巻第 1 章アリストテレス（40 ページ 4 から 10 行目）において、「発見に役立つものとしては、『トピカ』や『方法論』、および数多くの命題を残してくれており、われわれはそれらから、さまざまな問題に対しての説得力のある問答法的推論（エピケイレマ）を手に入れることができるのである。また、判断の助けによるものとしては、彼は『分析論前書』と『分析論後書』とを残してくれた。そして『前書』によっては、推論の諸前提が吟味されているし、また『後書』によっては、推論の結論が検討されているのである」と説明している。

⁶ 上掲書『ギリシア哲学者列伝（中）』第 5 巻第 1 章アリストテレス（40 ページ 13 から 14 行目）。

⁷ 正しいとは、等しい（平等）ことである。プラトン著（森進一・池田美恵・加来彰俊共訳）『法律（上）』757B から C（第 6 巻 5 339 ページ）において、プラトンは二種類の平等があるとし、一つは算術的な平等、他は比例的（幾何的）平等を示している。前者の平等は、長さ、重さ、数値による平等である。後者は、「より大きなものにはより多く、より小さなものにはより少なく」として説明されている。

⁸ プラトン著（加来彰俊訳）『ゴルギアス — 弁論術について —』507D（193 ページ 14 から 16 行目）に、「幸福になりたいと願う者は、節制の徳を追求して、それを修めるべきであり、放埒のほうは、われわれ一人一人の脚の力の許すかぎり、これから逃れ避けなければならない」とある。またその 507C（193 ページ 4 から 6 行目）に「思慮節制のある人というのは、いまほくたちが見てきたように、正しくて、勇気があって、そして敬虔な人であるから、（それらの基本的な徳を全部そなえているという意味で、）完全に善い人なのだ」とある。

⁹ 上掲書『ゴルギアス — 弁論術について —』507B（193 ページ 1 から 4 行目）に、「追求してはならないことを追求したり、避けてはならないことを避けたりするのは、決して思慮のある人間のすることではないか

偶然のでたらめによってではなく、それらのおのおのに本来与えられている、規律と秩序正しさと技術とによって、一番見事に具わってくるのである」¹⁰とプラトンはソクラテス(Σωκράτης) (前469年頃生-前399年没)¹¹に語らせている。アリストテレスの最終目的は、プラトンやソクラテスのように生活の中での徳(とりわけ、4つの徳)の実現であった。そして、彼は、そのことによって幸福(仕合わせ)が得られる・実現することを説いた哲学者であった。つまり、善いやり方をする者が仕合わせになり、幸福に至るとアリストテレスは考えていたと推察される。彼は、幸福になることを人生の最終目的においているが、それは徳だけでは達成されないことも認識していた。

アリストテレスは、幸福が3種類の善によって達成されると考えている。第一は、魂の善、第二は、身体の善、第三は、外的な善さで、富、生まれのよさ、名声、およびそれらと類似のものであった。「幸福になるのには、身体に関する善や外的な善をも伴せて必要とするからだというのである」¹²とディオゲネスは説明している。しかし、悪徳は「外的な善や身体に

らだ。いな、事柄でも人間でも、また快樂でも苦痛でも、避くべきは避け、追求すべきは追求し、また止まるべきところには止まって忍耐するのが、思慮のある人間のすることだからだ」とある。

¹⁰ 上掲書『ゴルギアス—弁論術について—』506D (191ページ1から3行目)。

¹¹ プラトンは、ソクラテスという人物をどのように理解していたのであろうか。その容貌あるいは風貌については、「ソクラテスは彫刻家の製作場にうずくまっているあのシレノスの座像そっくりだ」とか、「ソクラテスはサテュロスのマルシュアスに似ている」、「少なくとも容貌の上でこれらの者に似ておられる」と見ていたと思われる(プラトン著(久保勉訳)『饗宴』(134ページ9から13行目)参照)。また、前掲書『饗宴』(143ページ16から144ページ2行目)において、アルキビアデスに「実際僕は一方では侮辱をうけたと感じながらも、他方ではやっぱりこの人の資質を、その自制力と勇猛心とを讃嘆せずにはいられなかった」と語らせている。最後に、「ソクラテスの言説を聴こうとする者には、それは最初はきつときわめて滑稽に見えるであろう。それはまさに、傲慢なサテュロスの毛皮にでも比較すべき詞やいい廻しで外側から包まれている」が、ところが、「それが開かれて見ると、その内部に押込んで行った者は発見するであろう。第一には、ただこの言説だけが内に意味を内蔵していることを、次にはそれが極度神々しく、徳の像をきわめて多く内に蔵していることを、またそれは気高かつ優良になろうとする者が目指すべき非常に沢山の、というよりもむしろ一切のものを包括していることを」とアルキビアデスに言わしめている(前掲書『饗宴』148ページ11から15行目)。

またプラトンは、ソクラテスをいかなる政治家、喜劇作家、あるいは手工者よりも「智慧ある人間」として捉えている。彼の『ソクラテスの弁明』において、ソクラテスがアテナイ市民に中傷され、嫉妬された原因(この妬みと中傷が訴えの始まりであった)として、ソクラテスがアテナイの政治家や作家などに智慧があるか否か問答し廻ったことをあげている。デルポイの神の託宣(誰が智慧のある者か)を確認するためにソクラテスはアテナイ市民の中に知識人を尋ね廻った。たどり着いた結論としてプラトンは、「諸君よ、神だけが本当の知者なのかもしれない。そして人間の知恵というようなものは、何かもうまるで価値のないものなのだとこのことを、この神託のなかで、神は言おうとしているのかもしれませんが」であり、いちばん知恵のある者は「自分は知恵に対しては、実際は何の値打ちもないものなのだとこのことを知った者がそれなのだと、言おうとしているものなのです」とソクラテスに弁明の中で述べている(プラトン著(田中美知太郎・池田美恵共訳)『ソクラテスの弁明』23Aから23B(22ページ10から16行目)参照)。神の前では人間の知恵は何の価値もないのであるから、無知であると知っている者の方が知恵者なのかも知れない。

関する善がどんなに多くそれに伴っているとしても、それだけで不幸となるのに充分である」¹³とアリストテレスは考えていた。魂の善が欠けている場合には、幸福に至ることはないといと推察される。

第1節 共同体とその類型

1.1 共同体について

本稿では、古典古代¹⁴の共同体を参考にして、共同体¹⁵とはどのような実体であるのか、あるいは実体であったのかについて考察する。トゥーキュディデース (Θουκυδίδης) (前460年生-前400年没)は、彼の著書『戦史』において、古代のギリシャ社会の状態を次のように記述している。「現在「ヘラス」の名で呼ばれている土地に住民が定着するようになったのは、比較的新しい時代のことである。これより古くは、住民は転々として移り、個々の集団は、より強大な集団によって圧迫されると、そのつどそれまで住んでいた土地を未練なく捨てて、次の土地に移っていった」¹⁶と、これに続けて「かれらは各集団ごとに、ただ生命をいとむに足りるだけの土地を領有していた」¹⁷と、さらに、「かれらは強大なポリスやその他の諸設備によって勢力を蓄えることはできなかった」¹⁸と解説している。このトゥーキュディデースの古代のギリシャ社会の説明から、古代のギリシャでは各集団がちりちりばらばらに生活し、定住することはなく、ポリス (あるいは国) を形成することはなかった、と考えられる。それでも、古代ギリシャでは、家単位あるいはいくつかの家の集まった単位として集団生活

¹² 上掲書『ギリシア哲学者列伝 (中)』第5巻第1章アリストテレス (41ページ6行目)。

¹³ 上掲書『ギリシア哲学者列伝 (中)』第5巻第1章アリストテレス (41ページ7から8行目)。

¹⁴ 古典古代とは、ギリシャ・ローマをさすが、ギリシャ・ローマ以前には (前20世紀ごろ) 社会として、エジプトやメソポタミアなどの「古代オリент社会」が位置していた。この社会は、部族あるいは部族連合社会であって、大家族社会であったと考えられる。アリストテレスが説いている村としての共同体であったと思われる。古代オリент社会の特徴は、この部族連合社会に「公権力としての国家」が成立した点である。古代オリент社会は農耕牧畜社会であったが、「社会から超越して共同体間の諸問題の調整と共同体内階層分化と対立の抑圧を機能する公権力としての国家」が成立した点である。また古代オリент社会には、専制君主が共同体を支配者として君臨した。「共同体成員は、戦士であるとともに直接生産者であるという本源的な性格、すなわち武装せる人民という原始共同体の成員の本来の性格を奪われ、専制君主の護衛兵から発達したにちがいない職業的戦士団と、生産ひとすじに生きて生産物貢納と諸種の賦役を義務づけられる隷属的農民とにわかれたであろう」と太田秀通氏は述べている (『東地中海世界』第1章東地中海世界の形成1 古代オリент社会の特徴 (13ページから14ページ) 参照)。

¹⁵ 共同体について考察する際に、一般的には古典古代に限定する必要はないかも知れないが、文献の調査のしやすさから古典古代の共同体に絞って本稿では考察する。

¹⁶ トゥーキュディデース著 (久保正彰訳)『戦史 (上)』巻一の (二) (55ページ12から56ページ3行目)。この引用文で「ヘラス」とはギリシャのことである。

¹⁷ 上掲書『戦史 (上)』巻一の (二) (56ページ4から5行目)。

¹⁸ 上掲書『戦史 (上)』巻一の (二) (56ページ8から9行目)。

するという意味での共同体をなしていた、と考えられる。各集団は、相互に戦闘状態にあった、とトゥーキュディデースは説明している。

弓削 達氏は、『地中海世界とローマ帝国』において、古典古代¹⁹における多くの共同体に共通した性質として、それらの共同体は、歴史的に形成され、内部に閉鎖的で、社会的に同質であるような人間集団²⁰で、その人間集団は一定面積の土地に対する所有権を持ち、その土地に集団で居住し、その土地を外部から守っていた²¹、と述べている。彼によると、共同体は、歴史的に形成された人間集団であり、その集団は外には開かれてはいなかったことになり、その人間集団の構成員は、一定の面積の土地を有し、社会的に同質であったこととなる。ここで‘社会的’に同質とは何を意味するのであろうか。この同質性によって、たとえば、一定の面積の土地が与えられ所有していたこと、各構成員が抽選によって裁判員や審議委員に選出されたこと、あるいは社会的権利（国民権）において等しいことを意味しているのであろうか。それともこれら総てを含めているのであろうか。共同体について考察するとき、共同体が“社会的に同質”²²な人々の集団であることが最も重要な特性であったと考えられる。この同質性がその集団を外部に開かれなくし、構成員による共同統治を可能にしていたと思われる。

弓削氏によると、その集団は自治組織であり、その構成員は共通の思考方法と宗教的一体性²³を形成していた。古典古代の人間集団の共同性は、森林、牧草・放牧地、共同体の神に属

¹⁹ ギリシャ・ローマ時代を‘古典古代’と言う。太田秀通氏は、『スパルタとアテネ — 古典古代のポリス社会 —』第1章古典古代とはどんな時代か(4ページ6から8行目)において、古典古代について、「古典古代」の概念は、ヨーロッパ中世、キリスト教、古代オリエントの三者との対比に基づいて、近代ヨーロッパの評価を基礎にしている」と解説している。そして、その11から14行目に「古典古代」という近代ヨーロッパの価値体系を基礎とする概念を、一般的にあるは無造作に使うことは適当ではない。むしろそうした一定の評価を含まない「古代ギリシア・ローマ」という概念の方が、科学的には正確なのである」と結んでいる。そして、太田氏は「便宜上、ヨーロッパの慣用に従って、「古典古代」という言葉を使うことは構わない」と述べている(その5ページ8から9行目)。本稿でも、慣用的に‘古典古代’という概念を用いるが、それは古代ギリシア・ローマのことを意味する。

²⁰ 弓削 達著『地中海世界とローマ帝国』第1章地中海世界とローマ帝国(18ページ6から9行目)において、社会的同質性が成員間の共通の社会心理を生む、と指摘している。また、弓削氏は、共同体の社会心理的統一性は、共同体の社会的同質性と比例するという。またアリストテレスは、「家や国を作ることの出来るのは、この善悪等々の知覚を共通に有していることによってである」と述べている(アリストテレス著(山本光男訳)『政治学』第1巻第2章(35ページ17から18行目))。アリストテレスは知覚の共通性を説いている。

²¹ 上掲書『地中海世界とローマ帝国』第1章地中海世界とローマ帝国(16ページ1から3行目)参照。

²² この社会的同質性も、歴史的に形成され、地域(国)や時代に応じて変化していたのであろうと思われる。

²³ 上掲書『地中海世界とローマ帝国』第1章地中海世界とローマ帝国(16ページ4から5行目)参照。アリストテレスは、「家や国を作ることのできるのは、この善悪等々の知覚を共有していることによってである」と述べているが、その人間集団内での知覚の共有の一端が、共通の思考方法であり、宗教性の一体性であるとみていいであろう。

する神聖地、鉱山採掘権あるいは水源などの共有財産²⁴の利用およびにその維持と修復は協働（協同労働）に依拠し、これらの共有財産の所有権は共同体にあった²⁵と述べている。古典古代の人間集団の団結性は、共有（共同）財産とそれらの共同財産の協同利用によって確保されていたのであろうと思われる。なお、この協同労働（公共労働）には、道路の整備・維持、堤防や運河の維持・強化を遂行する協同作業が共同体における労働に含まれていた²⁶。

古代ギリシヤの社会を通して、人間集団としての共同体について理解を深めることにしよう。トゥーキュディデースは、古代のギリシヤでは住民は定住することはなく、頻繁に移動していたと言うが、「アッティカ地方では土壌の貧しさがさいわいして、太古より内乱がきわめて稀であったので、古来つねに同種族の人間がこの地にすみついてきた」²⁷と述べている。アッティカ地方では、テッサリア、ボイオーティア、ペロポネーソスとは違って、人間集団は一定の土地に定住していた。アッティカ地方にあったアテネでは人々は定住していたと考えられる。その定住地が村をなし、ポリス（ポリス市民国家）を形成していったのかも知れない。

アリストテレスによると、社会（共同体）の最小単位は家（oikos：オイコス）である。家は、夫と妻と子と奴隷²⁸から構成され、血族共同体（家内共同体）であった。この共同体の支配者は主人と呼ばれたが、古代ギリシヤの家と今日の家との大きな違いは、古代ギリシヤの

²⁴ これらの共同体の共有財産は、今日の経済学では、社会的共通資本と呼ばれるものである。

²⁵ 前掲書『地中海世界とローマ帝国』第1章地中海世界とローマ帝国（16ページ4行目）参照。

²⁶ 前掲書『地中海世界とローマ帝国』第1章地中海世界とローマ帝国（16ページ13から15行目）参照。

²⁷ 前掲書『戦史（上）』巻一の（二）（56ページ14から15行目）。この引用に、アリストテレスが説く共同体の原型が示されているように思われる。小さな集団としての家、同種族の人間の集団としての大家族、そしてポリスへと膨らむ共同体の原型があると考えられる。

²⁸ アリストテレスは、彼の著書『政治学』第1巻第4章（38ページ15行目）において、家政家にとって「所有物もまた生活のための道具であり、所有財産はもろもろの道具の総量であり、奴隷は生ある所有物である」と、その第1巻第4章（38ページ8行目）において、「所有財産は家の一部」と述べている。アリストテレスは、一家の経済（家政術）には、「固有の道具」が必要であり、所有物としての奴隷は「行いを為すためのものである」と言い、「奴隷もまた行為に関することどもの下働人である」と述べている（上掲書『政治学』第1巻第4章（39ページ3から9行目）参照）。そこで、アリストテレスは、道具と所有物の違いを説明している。奴隷は主人の奴隷であるのみならず、主人に属する存在として捉えられ、上掲書『政治学』第1巻第4章（39ページ15から18行目）において、奴隷の本性について「人間でありながら、その自然によって自分自身に属するのではなく、他人に属するところの者、これが自然によって奴隷である、そして他人に属する者というのは人間でありながら所有物であるところの人間のことであり、所有物というのは行いのための、しかもその所有者から独立な道具のことであり」と説明している。このように、アリストテレスは、奴隷を人間としてみているが、主人の所有物であり、人の行いのための道具であると規定し、奴隷には国民としての権利（国民的権利）を認めていない。

さらに、上掲書『政治学』第1巻第2章（33ページ6から7行目）において「野蛮人の間では女性と奴隷とは同じ地位にある。そしてその理由は彼らが自然の支配者をもたずに、かれらの共同体が女奴隷と男奴隷からできていることにある」と述べている。

家には奴隷²⁹がいたことである。奴隷は、人間であると見做されていたが、主人の所有物として扱われて、家の一構成単位に数えられていた。総ての土地は、共同体としての家の共同財産であって、共同体（家）の所有物であった。家では、奴隷のほかに、勿論、夫と妻ならびに父と子が一定の関係を保って、夫、妻、子、そして奴隷が家で共同生活をおくっていた。奴隷と主人の関係は支配する主人と支配される奴隷の関係であったが、夫と妻の関係は、夫も妻³⁰も自由人³¹であったので、奴隷と主人のような支配・被支配の関係³²にはなかった。また父と子の関係は主従関係であった。

次に、村としての共同体について見てみよう。上で述べたような家の集まりによって村³³が形成されたが、村が一つの家とそのいくつかの分家から構成されるときには、その共同体は大家族共同体で、その村（大家族共同体）の支配者は家長と呼ばれた。一般に、村はいくつかの（一つ以上の）家が集まって構成されていた。このことから村（kōmē：コーメー）は大家族共同体（あるいは種族共同体）であったと考えられる。村は、家長と呼ばれる王のような権威を持っていた最年長者によって治められた³⁴。このような村としての共同体では、総ての土地が村（共同体）の共同財産ではなかったとみられ、土地は、各家に一定の面積の

²⁹ アリストテレスが奴隷について規定しているいくつかの箇所を拾ってみよう。前掲書『政治学』第1巻第2章（32ページ18から33ページ1行目）において「肉体の労力によって他の人が予見したことを為すことの出来る者は被支配者であり、生来の奴隷であるからである」と述べている。その第1巻第3章（37ページ5行目）において「完全な家は奴隷と自由人から出来ている」と述べ、その7行目に「家の最初で最小の部分といえば、主人と奴隷、夫と妻、父と子である」と述べている。アリストテレスは、主人と奴隷の関係を主従関係として捉え、主人が奴隷を支配するのは自然に反しないと説明している。

³⁰ アリストテレスは、女性と奴隷は生来（自然に）区別されると考えている。

³¹ 自由とは、奴隷のように支配されることがないことを意味していた。プラトン著（田中美知太郎・池田美恵共訳）『クリトーン』51Dから51E（93ページ11から16行目）には、「何処へでも、自分の好きなどころへ、出て行くことが自由にできる」や、「わたしたちとこの国が気に入らない場合、植民地へ出て行きたいと思うにしても、また何処かよその国に寄留しようと思うにしても、どこでもその欲するところへ、自分の持ち物をもって行くことを妨げもしないし、また禁止もしていない」とある。古代ギリシヤでは、移動（移住）あるいは住所選択の自由が市民の権利として暗黙に認められていたのであろう。

³² 社会的関係において、奴隷はどのように規定されるのであろうか。太田秀通氏の『東地中海世界』第1章東地中海世界の形成（22ページ3から14行目）において、奴隷について「人格ぐるみ他人の財産となった人間」で、「第三者たる個人または集団（神殿・教会等々）の所有物」で、「自己自身の主体性をもち得ない人間」と規定され、その上で、奴隷の社会的（共同体における）特質は、「法的人格をもたない」、「生産手段をもたない」、「主人に生殺与奪の権をにぎられている」、あるいは「第三者の処分可能な動産の一つ」などであって、結局、太田氏によると、奴隷とは「第三者の財産となった、共同体なき人間」である、と説明されている。

³³ 上掲書『政治学』第1巻第2章（33ページ16から17行目）において、「日々のではない用のために1つ以上の家から先ず最初のものとして出来た共同体は村である」と説明している。

³⁴ 前掲書『政治学』第1巻第2章（34ページ5から7行目）参照。またアリストテレスは、ホメーロスの『オデュッセウス』第9巻のキュクロープス族を例にとりながら、村では「人々が離ればなれに住んでいた」と考えている（前掲書『政治学』第1巻第2章（34ページ6から8行目）参照）。

土地が割り当てられる私的所有の土地（家族の所有する土地）と、共同体に所属する公有地からなっていたと推察される³⁵。

次に、村より人口規模の大きな第三の共同体について考察してみよう。この村より大きな共同体は、一つ以上の村が集まって構成される。その共同体は、自足した共同体（国、ポリス）³⁶であった。国、あるいはポリスという共同体は血縁共同体であったと考えられる。これは、人々がより集まって形成されたので、シュノイクスモス（synoikismos：集住）と呼ばれた。この共同体の構成単位である家には、多分、一定の面積の土地が割り当てられた。共同体の土地は、各家に割り当てられた私有地と、その共同体所有の公有地から構成されていた³⁷。村が王的に支配（主従関係）されているが、それより規模の大きい国（ポリス）では構成単位の間関係がどのようなものであったのであろうか。

アリストテレスは、国は家や個人より先にあると言う。「何故なら全体は部分より先にあるのが必然である」³⁸と述べている。全体が先になることを肉体と手や足などの器官との関係から説明している。たとえば、全体としての肉体が壊されると、部分としての手も足もなくなると説明している。この説明から、国と個人との関係がどのように説明されるであろうか。アリストテレスは、手の機能あるいはこの能力は全体としての肉体があって発揮される説明している。これと同様に、国が壊れると、個人は孤立し、必要な物質等を取得するこ

³⁵ 前掲書『政治学』第7巻第10章（333ページ15から18行目）において、「必然に土地は二つの部分に分割され、その一つは共有であり、他は個人の私有であり、そしてそれらがまた二つに分割されて、共有の土地の一つの部分は神々の祭祀料に当て、他の部分は共同食事の費用に当てられなければならない」とある。ここから推察するに、土地には私有地と共有地（公共地）があったと考えられる。

³⁶ アリストテレスは、ギリシャの‘ポリス’を村の集合から形成される共同体（国）であると説明しようとしているが、ミケーネでは、村の集合から王の支配下にある国家であった。王が国家の頂点に立っていた。王の支配下には、「十数に及ぶ村落があった。王の村落支配とは、具体的には、農産物・家畜・畜産品など、村落農民の生産物の一部を貢納品＝dosmosとして徴収することであった」と太田氏は述べている（前掲書『東地中海世界』第1章東地中海世界の形成2東地中海世界の形成（47ページ1から2行目））。王と共同体の関係はどのようなものであったのであろうか。「村落共同体の成員は、農業・牧畜を生業とする農民を基幹とし、貨幣経済には程遠かったにせよ、副業的な鍛冶工や陶工が発生していたことを、記録は示唆している。彼らは直接生産者であるとともに戦士団でもあり、場合によってはその一部が王の指揮下に入ることもありえた。……。このように共同体成員は、その共同体の内部では第三者に私的に隷属してはいなかったが、共同体が全体として王に対する貢納義務を課されていた点で、オリエントの共同体成員ほどではなかったとしても、王に隷属していたとすることができる」（前掲書『東地中海世界』第1章東地中海世界の形成2東地中海世界の形成（48ページ1から7行目））。太田氏の村落共同体に説明は、ミケーネの王国を範とする説明であるが、ギリシャの古代の村落にも適用できるであろう、と筆者は考えている。

³⁷ 以上の説明については、太田秀通氏は、『スパルタとアテネ—古典古代のポリス社会—』Ⅲ貴族政ポリスとその危機（54ページ1から58ページ4行目）参照。さらに、太田氏による、家、村、そしてポリスの構成に関する説明は、主に、アリストテレス著（山本光男訳）『政治学』第1巻第1章から第3章（31ページから38ページ）によっているとみられる。

³⁸ 前掲書『政治学』第1巻第2章（35ページ19から36ページ1行目）。

とが出来なくなるので、国に対して個々人は、「部分が全体に対するような関係」³⁹にあると説明している。さらに「共同することの出来ない者か、或いは自足しているので共同することを少しも必要としない者は決して国の部分ではない、従って野獣であるか、さもなければ神である」⁴⁰と述べている。人は社会的動物であるとしていたアリストテレスは、国としての共同体について、「1つ以上の村から出来て完成した共同体が国である、これはもうほとんど完全な自足の限界に達しているものなのであって、なるほど、生活のために生じてくるのではあるが、しかし、善き生活のために存在するのである。それ故にすべての国は、もし最初の共同体も自然に存在するのであるなら、やはり自然に存在することになる、何故なら国はそれらの共同体の終極目的であり、また自然が終極目的であるからである」⁴¹と述べている。ここでの‘善き生活のために’ならびに、‘国はこれら共同体の終極目的’が、国としてのポリスを理解するところが鍵になるとと思われる。アリストテレスの考えから推量すると、人は‘善き生活’のために共同体を作ることになる。その‘善き生活’では何が問題にされるのであろうか。

二つの共同体、村と国（すなわちポリス）では、何があるいは何処が違うのであろうか。村は家から構成される共同体であるが、アリストテレスは「日々のではない用のために一つ以上の家から先ず最初のものとして出来た共同体は村である」⁴²と、その上で「村はこの上もなく自然に一つの家からの分家によって出来たように思われる」⁴³と述べている。ここで‘日々のではない用のために’とは何を意味するのであろうか。多分‘食糧や道具などの財産を得るためではなく、単に人口が増加したために’という意味であろうと解釈できる。よって、アリストテレスは、人口増加のために、一戸の家が2戸に分かれて、村が形成すると説明していると解釈される。それともよりよき生活のために家が集まり村を形成したのであろうか。いずれにしても、このようにして分かれた家も本の家と同じように共同生活をし、アリストテレスの村は、多分大家族共同体であると捉えられる⁴⁴。村は、アリストテレスが言うように、血縁共同体（大家族共同体）であり、同質な家の集住であったと考えられる。ここで同質とは、分家には本家から共有地が分けられる。しかし、分家では必ずしも本家と同じものを生産する必要はない。というのは、村は自主独立した家（農民）から構成されて、それぞれの家では異なったものを農産物として生産することは可能であった。

³⁹ 前掲書『政治学』第1巻第2章（36ページ8行目）。

⁴⁰ 前掲書『政治学』第1巻第2章（36ページ9から10行目）。

⁴¹ 前掲書『政治学』第1巻第2章（34ページ13から17行目）。

⁴² 前掲書『政治学』第1巻第2章（33ページ17から18行目）。

⁴³ 前掲書『政治学』第1巻第2章（33ページ18から19行目）。ここで自然にとは何を意味するのか。多分、家の人口増加であろうと推測される。

⁴⁴ 前掲書『政治学』第1巻第2章（33ページ17から38ページ18行目）参照。

1.1.1 家段階での獲得術 (あるいは生産技術) と自足均衡

任意の家は、夫と妻、子、奴隷から構成され、家内労働によって農業や狩猟あるいは牧畜を行って食糧を獲得していると想定できる。家を単位として家の労働、すなわち夫と妻の労働によって、食糧生産が行われる。この生産には道具⁴⁵として犁⁴⁶や道具としての奴隷が使用される。家では農業や狩猟あるいは牧畜業を行っている。その生産物には、小麦ならびに無花果や葡萄などの果物のほかに、乳牛や四つ足動物の肉などが含まれると想定できる。

生産と使用 (消費) の関係を見ておこう。この両者には、一般に、

$$d_j \leq y_j, j=1,2,\dots,n \quad h=a,b,\dots,z$$

の関係が成立すると仮定できる。ここで、 d_j^h は家 h による生産物 j の消費量、 y_j^h は生産物 j の家 h によって生産された数量である。家内労働と道具 (農耕の犁や狩猟の槍など、あるいは、生きた道具としての奴隷) を組み合わせて使用し、生産物が産出される。この生産技術 (獲得術) に、社会的共通資本としての共有財産の投入を明示的に示すと、

$$y_j^h = f_j^h(l^h, m^h, g^h), j=1,2,\dots,n \quad h=a,b,\dots,z \quad (1)$$

と表現される⁴⁷。ここで l^h は家 h の家内労働⁴⁸ (夫と妻の労働) 量、 m^h は家 h の道具や家畜

⁴⁵ 小麦の耕作には、犁だけではなく、耕された土を掘り返し種を播くときに使用する鋤や種子を土で覆う鋤なども道具として使用される。

⁴⁶ 犁については、ヘーシオドス著 (松平千秋訳) 『仕事と日』 (62-ページ1 から 63 ページ2 行目) 参照。ここでは、いかなる材木を組み立てて犁が作られるかについて素描している。犁は台木、^{くびき} 軛を組み立てて作成された。「山野をめぐって探し求め、犁の^{ながえ}軛にするのによい材を見つけたら、家に持って帰れ、常盤榎のものが良い、ひとたびアテーネーの僕がこれを犁の台木に嵌めこみ、軛棒に釘で打ちつけられれば、牛を駆って耕すには、この材が一番強い」と詠まれている。常盤榎の木で軛を作り、台木に嵌め込み、軛棒と合わせられる。また軛と台木については「軛棒は月桂樹か榆のものが一番虫がつきにくく、犁の台木は榎、軛は常盤榎のものがよい」と詠まれている。

また、車については「十手幅尺の荷車に付ける、三指張尺に車輪を切り出せ」と詠われている (上掲書『仕事と日』 (62-ページ1 行目))。一手幅は4分の1尺であり、一指張とは親指と小指を拡げた長さである。犁をこの車に取り付けて二頭の牛に引かせたと思われるが、残念ながら、この車のイメージが掴めない。十手幅とは荷車の長さを示し、三指張は車輪の直径を指すという説がある (前掲書『仕事と日』の訳注 (159 ページ15 から 160 ページ2 行目) 参照)。

⁴⁷ 今日の経済学では、(1)式の関数は、生産関数として知られている。ここで社会的共通資本が生産に影響するとしていることは、外部経済あるいは外部不経済が生産において作用する可能性を示唆しているが、この(1)式の定式化においては、凡ての生産において等しき社会的共通資本が利用されることを想定している。故に、外部不経済も外部経済も作用しないと考えられる。

⁴⁸ 労働について、前掲書『仕事と日』 (48 ページ1 から 7 行目) に、「人間は労働によって家畜もふえ、裕福にもなる、また働くことでいっそう神々に愛されるもする。労働は決して恥ではない、働かぬことこそ恥なのだ。お前が働くようになれば、たちまち怠け者は、お前が金持ちなるのを見て羨むであろう、富には栄位と名誉とが伴うからだ。お前がどのような運にうまれついているにせよ、働くには如くはない」と詠まれて

の投入量, g^h は社会的共通資本 (森林, 牧草・放牧地, 共同体の神に属する神聖地, 鉱山採掘権あるいは水源) の投入量である。またこの関数において, $\frac{\partial y_j^h}{\partial l^h} > 0$, $\frac{\partial y_j^h}{\partial m^h} > 0$, $\frac{\partial y_j^h}{\partial g^h} > 0$, である。これは, それぞれの投入量の増加があると, 農業生産物 j の生産数量が増加することを示している。実際には, m^h はベクトルで, $m^h = (m_1^h, m_2^h)$ と表される。 m_1^h は, 家の犁や槍などの生きていない (死んだ) 道具の投入量, m_2^h は家 h の生きた道具としての奴隷などの使用量⁴⁹ である。生きていない道具は, 耐久財あるいは半耐久財であり, 一度設置されると, 投入量を毎期変えることは出来ない。また生きた道具として使用される奴隷の人数や農耕用の牛の頭数も毎期 (毎年) 変えられないであろう。また家の単位では, 社会的共通資本の投入量も毎期ごとには変えられない。夫と妻の労働投入量 (l^h の水準) を変えることによって, 生産される生産物 j の産出水準が変化する。さらに, 任意の家 h にあって

$$T^h(y_1^h, y_2^h, \dots, y_n^h; l^h, m_1^h, m_2^h, g^h) = 0 \quad h = a, b, \dots, z \quad (2)$$

という関係が成立する。(2)式は, 所与の労働量や所与の道具類や所与の社会的共通資本のもとで, 最大の生産を達成することを示している。これは, 労働や道具類や社会的共通資本が凡ての生産物の生産に利用可能であることを示している。(1)式は, 今日の経済学では生産関数と呼んでいる生産技術であるが, アリストテレスが獲得術と呼んでいる技術に対応している。アリストテレスは, 生活に欠かすことの出来ないもの (たとえば食糧や道具) についての獲得術 (生産技術) について述べている。(2)式において, 労働量が一定 ($l^h = \bar{l}$) であり, 同様に自然によって提供される道具も一定 ($m_1^h = \bar{m}_1, m_2^h = \bar{m}_2$) であり, さらに g^h も一定であれば, 任意の二つの生産物の生産において,

$$\Delta T_j^h dy_j^h + \Delta T_j^h dy_j^h = 0$$

が成り立つが, これから

$$\frac{\partial T^h}{\partial y_j^h} \bigg/ \frac{\partial T^h}{\partial y_j^h} = - \frac{dy_j^h}{dy_j^h} \quad j, j' = 1, 2, \dots, n$$

いる。ヘーシオドスは, 彼の弟ペルセースに飢えは怠惰な人間に付きまとうとし, 彼の弟に労働に励み, 神に感謝せよと教訓を詠んでいるのである。「つまりお前の浅はかな心を, 他人の財産狙いから仕事に向けかえ, わしの教えるように, 生計を立てることに専念するということじゃ」と, ヘーシオドスの財産を不当に狙っている弟に言い聞かせている。ヘーシオドスは, 労働につぐ労働をもってして, たゆみなく働くのだ, と彼の弟を激励している (前掲書『仕事と日』(56ページ10から11行目) 参照)。

⁴⁹ 前掲書『仕事と日』(60ページ1から2行目)に, 「必要あらば牛を追うこともできる奴隷を買うのだ」とある。これは, 奴隷が農耕に使用されていたことを示している。しかし, 凡て農家で奴隷が使用されていたとは考えられない。ヘーシオドスも, 必要があれば, と詠んでいるからである。

が得られる。これは、今日の経済学では限界変形率として知られている。生産物 j あるいは生産物 j' の生産を限界的に一単位増加させるときに、生産物 j' あるいは生産物 j をどれほど減少させるかを表している⁵⁰。この技術で生産されるもの（の数量）がその共同体として家に必要欠くべからざるもの（の数量）であるとしている。この状態は自足した状態であるが、この状態は

$$d^h = y^h \quad j=1,2,\dots,n \quad h=a,b,\dots,z \quad (3)$$

となることを意味する。(3)式は、各家で生産したものをその家で消費することになることを示している。その結果として、その共同体（家）には余剰生産物がなく、自足した共同体を形式的に示している。この節の1.1において弓削氏の共同体についての説明で紹介したように、共同体は、‘内部に閉鎖的で、社会的に同質’であるので、各家が自足しているならば、各家での夫と妻の労働量は一定水準におさえられ、かつ家での最大の労働投入水準は総ての家において同水準になると想定できよう。たとえば、一日では24時間が最大の労働水準である。この条件は、

$$l^h \leq \bar{l} \quad h=a,b,\dots,z \quad (4)$$

と示される。ここで、 \bar{l} は家の最大労働量である。しかし、道具については、独立した農民あるいは狩猟者が家の単位で使用されるので、その道具の生産に投入される量はそれぞれの家の間で異なっていると考えられる。もしそうであるならば、道具の投入量あるいは使用量は家ごとに異なった水準にあったと考えられる。しかし、各家の間には、道具の貸借はない⁵¹ものとしよう。この条件は、

$$m_1^h \neq m_2^h \quad h,k=a,b,\dots,z \quad (5)$$

と示される。(5)式は、各家間で使用される道具の量が異なることを示している。道具は共

⁵⁰ これは、2次元の社会的生産可能性曲線が原点に対して凹関数になることを意味している。これについては、拙著『生産技術の選択と社会的生産関数 — 異時点間の資源配分の研究(3) —』および『生産可能性集合、競争経路および消費効率経路 — 異時点間の資源配分の研究(4) —』を参照。また Abram Bergson, "A REFORMULATION OF CERTAIN ASPECTS OF WELFARE ECONOMICS", *Quarterly Journal of Economics*, February, 1938. (Selected Essays in Economic Theory のシリーズの Welfare, Planning, and Employment に収められたものを使用する) を参照。

⁵¹ 前掲書『仕事と日』(65ページ1から2行目)に、ヘーシオドスは「牛二頭と荷車を借して下され」と言うはたやすいが、「家の牛には用があってな」と断ることもたやすいのだ」と詠んでいる。このことから、前8から7世紀のギリシヤで道具類の貸借をしないことが一般的であったかどうかは不明であるが、本稿では独立した小生産者を想定し、家の間での貸借がないと仮定する。

共同体においてどの様に調達されるのであろうか。たとえば、農業生産においては犁あるいは鋤、鋤、農耕用の牛などである。生きていない道具は、他の村から調達されるのではなく、その共同体内で生産されると考えられ、またポリス共同体内に居住する職人あるいは奴隷によって作られると想定されるが、この節では、家（共同体）ではそれらの道具類は土地と同様に自然によって与えられると仮定しよう。この仮定は、ポリス共同体で道具類が生産されるときには、この前提によって考察の外に置くことにする。もしすべての道具が自然によって各家に等しく配分されるならば、各家での生産水準の違いは夫と妻の労働水準に依存することになる。自然によって与えられたところの生きていない道具の水準は、

$$m_i^h \leq \overline{m_i^h} \quad h = a, b, \dots, z \quad (6)$$

と表される。ここで、 $\overline{m_i^h}$ は家 h の自然によって与えられる、生きていない道具の水準である。この道具には鋤や犁や鋤あるいは槍など含まれる。そのような道具類は、共同体の共有財産である、森林、牧草・放牧地、共同体の神に属する神聖地、鉱山採掘権あるいは水源などを利用して調達されると想定される。その調達コストは、この節では、ゼロであると仮定される。生ける道具としての奴隷は、自然によって与えられることはなく、共同体としては獲得するものである。脚注 28 ならびに 32 において、奴隷の特質を「第三者の財産となった、共同体なき人間」と説明したが、暴力的に共同体が破壊されたときに、そこに住んでいた人々が奴隷にされる、あるいは共同体から暴力的に引き離された人々も奴隷とされる。その一例が戦争・闘争に敗れた人たちが奴隷にされる場合である。アリストテレスは、「奴隷を獲得する術、もちろん私の言うのは正しく獲得することだが」、「それは一種の戦争術、或は狩猟術だからである」⁵² と言う。これより戦争・戦闘に敗れ征服された者が奴隷になっている。奴隷の獲得が可能になるのは、ある国（ポリス）の廻りに異なった国（ポリス）があり、日常的に戦争状態にあるときに、征服と被征服の関係が成立する。村落共同体の段階では、奴隷がどのようにして生まれたかについては説明できず、自然に与えられたと想定することになる。よって、(6)式と同様の関係式が成立することになるが、それは

$$m_i^h \leq \overline{m_i^h} \quad h = a, b, \dots, z \quad (7)$$

である。ここで、 $\overline{m_i^h}$ は家 h の自然によって与えられた生ける道具としての奴隷あるいは家

⁵² 前掲書『政治学』第1巻第8章(47ページ12から14行目)参照。この引用文で、奴隷を‘正しく獲得’するとはどういう意味においてであろうか。アリストテレスは、「力の優れた者の支配が無条件に正しい」というが、それは「征服者と被征服者相互間の(被征服者が征服者の徳にもとづいて示す)好意が正当化する」と合理化している(前掲書『政治学』第1巻第6章(44ページ6から45ページ1行目)参照)。アリストテレスは、征服と被征服の関係の正当性を徳の論理から解決しようとしている。

畜である。

農夫や牧畜者あるいは狩猟者は、自然に与えられた道具類を使用し、自らの労働を駆使し、生活に必要な食糧を獲得している。(1)式に(4)式、(6)式、ならびに(7)式からの労働と道具類の使用量(自然によって与えられる最大量)を代入すると、(1)式は、

$$y_j^h = f_j^h(\bar{l}, \bar{m}^h, g^p) \quad j=1,2,\dots,n \quad h=a,b,\dots,z \quad (1')$$

と表される⁵³。(1')式から獲得される生活に必要な食糧は、自然に与えられた労働量と道具類の使用量によって制限される。(1)式と(1')式の違いは、(1')式が自然制約を加味した獲得術(生産技術)を表している点にある。関数関係は本質的に変わってはいない。ここにおいて、 $\frac{\partial f_j^h}{\partial \bar{l}} \geq 0 \quad j=1,2,\dots,n \quad h=a,b,\dots,z$ と仮定される。これは労働の限界生産力(生産性)は非負であると仮定することになる。同様に、道具の限界生産性も非負であると仮定される。

(1)式あるいは(1')式から得られる(獲得される)量(生産量)は、自足均衡の関係を示す(2)式を満たしている、すなわち、その生産量はその消費量に等しい。このとき自足した家、そしてその自足した家の集まりとしての村が形成されている。(1')式と(2)式から、

$$d_j^h = f_j^h(\bar{l}, \bar{m}^h, g^p) \quad j=1,2,\dots,n \quad h=a,b,\dots,z \quad (3')$$

が得られる。各家は、

$$u^h = u^h(d_1^h, d_2^h, \dots, d_n^h) \quad h=a,b,\dots,z \quad (8)$$

あるいは

$$u^h = u^h(d_1^h, d_2^h, \dots, d_n^h) + \bar{u}_g^h \quad h=a,b,\dots,z \quad (8')$$

を最大にするように行動する⁵⁴。(8)式では社会的共通資本からの満足が生じないと仮定さ

⁵³ 村には、森林、牧草・放牧地、共同体の神に属する神聖地、鉱山採掘権あるいは水源などの管理・維持のための労働が必要であったので、利用可能な労働時間の凡ての時間を農業生産に投下することは出来なかった。共同労働に使用される労働を l^p とし、最大利用可能な労働量を \bar{l} とすると、私的に利用可能な労働時間は、

$$\bar{l} = \bar{l} - l^p$$

となる。

⁵⁴ (8)式は、今日の経済学では効用関数と呼ばれる関数であるが、この家の効用には労働量や道具類の増加はマイナスの効用をもたらすと想定されるが、ここでは、労働や道具類は効用関数の変数にはしていない。

れているが、(8')式では、社会的共通資本から得られる満足は一定であると仮定される。(8)あるいは(8')式のように社会的共通資本は、家には外生的にもたらされるものと想定されている。社会的共通資本はすべての家に等しい一定の満足をもたらすと想定される。共同体が家の段階では、社会的共通資本は外生的にもたらされると想定される。それらの式においては、任意の家に h 対して $\frac{\partial u^h}{\partial d_j^h} \geq 0 \quad j=1,2,\dots,n$ (任意の家 h にとって、生産物 j の限界効用は非負である) と限界効用の低減が仮定される。自足均衡をもたらす共同体の制約条件は(1')式で示される。この下での最大化条件が満たされるときには、各家が自給自足することを意味している。このとき、任意の家 h に対して

$$\frac{\partial u^h}{\partial d_j^h} \bigg/ \frac{\partial u^h}{\partial d_{j'}^h} = - \frac{\Delta d_j}{\Delta d_{j'}} \quad j, j'=1,2,\dots,n, j \neq j' \quad (\text{I})$$

$$\frac{\partial y_j^h}{\partial l} \bigg/ \frac{\partial y_{j'}^h}{\partial l} = - \frac{\Delta y_j^h}{\Delta y_{j'}^h} \quad j, j'=1,2,\dots,n, j \neq j' \quad (\text{II})$$

なる関係が成立する。条件(I)は、任意の家 h において、生産物 j ($j=1,2,\dots,n$) と生産物 j' ($j'=1,2,\dots,n$) の間の限界代替率が等しいことを意味する。これは、生産物間(生産物 j と j' の間)の限界効用の比に等しい。条件(I)の左辺は、任意の家 h に対して、その生産物 j と j' の限界効用比が消費の限界代替率に等しいことを示している。また(I)の条件は任意の家 h に関して成立するので、条件(I)は凡ての家に関して成立することになる。条件(II)は、生産において、労働や生産に使用される道具に関して、生産物 j ($j=1,2,\dots,n$) と生産物 j' ($j'=1,2,\dots,n$) に投入しようとも、生産における限界生産力の比が限界代替率に等しいことを示している。条件(II)の左辺は、生産物 j と生産物 j' の限界生産力の比率を与えている。この条件(II)は、家の労働を生産物 j ($j=1,2,\dots,n$) の生産(部門)から生産物 j' ($j'=1,2,\dots,n$) の生産(部門)に移動させても、その比率は限界変形率に等しくなる。この条件も任意の家 h について成立するので、凡ての家に関して成立する。条件(I)と(II)から、任意の家 h に対して

$$\frac{\partial u^h}{\partial d_j^h} \bigg/ \frac{\partial u^h}{\partial d_{j'}^h} = \frac{\partial y_j^h}{\partial l} \bigg/ \frac{\partial y_{j'}^h}{\partial l} = - \frac{\Delta d_j^h}{\Delta d_{j'}^h} = - \frac{\Delta y_j^h}{\Delta y_{j'}^h} \quad j, j'=1,2,\dots,n \quad (\text{III})$$

が成立すると期待される。条件(III)は、生産物の消費(需要)における限界代替率と、生産における限界代替率が等しいことを示している。すなわち、生産物間(生産物 j と j' の間)

死んだ道具は奴隷によって基本的には自然によって提供されると想定している。また、その他の道具も自然によってゼロ費用で調達されるので、効用関数の変数にはしていない。ただ、農夫や狩人や海賊などの労働提供はマイナスの効用をもたらすと考えられるが、ここではその労働提供がないかのように想定している。より精度の高い分析ではその労働提供も効用関数に含めることが望まれる。

の限界効用の比がその同じ生産物間（生産物 j と j' の間）の限界生産力の比に等しいことを示している。もしこの条件が成立しないならば、いずれかの生産数量を増加させ、他の生産物の生産数量を減少させる。もし消費における限界代替率が生産における限界代替率よりも大きいならば、相対的に需要の大きい生産物の生産数量を増加させ、あるいは、相対的に需要の小さい生産物の生産を縮小させることによって、消費における限界代替率と生産における限界代替率を等しくなるように調整する⁵⁵。この条件(Ⅲ)が成立するとき、社会的満足（幸福）が最大になることを示している。条件(Ⅰ)から(Ⅲ)について、古代ギリシャではポリスのアゴラにおいて生産物の取引が行われていたと考えられるが、都市部を離れた地域には、取引する場が整備されていたかどうかは確かではない。

また、各家が大家族であれば、それぞれの家が自給自足することも可能であろうが、しかし、実際には、各家では生活に必要なとされる生産物のみだけが産出されていたのかも知れない。もしそうであれば、総て生産物 ($j=1,2,\dots,n$) が一軒の家で生産されていないかもしれない。だが、この場合でも、多くの家から構成される村単位では自給自足している。

1.1.2 村段階での獲得術（あるいは生産技術）と自足均衡

各家では生活に必要なとされる生産物のみだけが産出されていた場合には、多くの家の集まりとしての村全体での生産物 j の産出量は、

$$\sum_{h=a}^{h=z} y_j^h = \sum f_j^h(\bar{l}, \bar{m}^h, g^h) \quad j=1,2,\dots,n$$

と表される。今、 $\sum_{h=a}^{h=z} y_j^h = Y_j \quad j=1,2,\dots,n$, $\sum_{h=a}^{h=z} \bar{l} = \bar{L}$, また $\sum_{h=a}^{h=z} \bar{m} = \bar{M}$ とすると、

$$T(Y, Y, \dots, Y; \bar{L}, \bar{M}, g^h) = 0 \quad (2')$$

という(2)式と同様な技術的關係が成立する。村単位では自足的な生活が達成されていると想定されるので

$$\sum_{h=a}^{h=z} d_j = \sum_{h=a}^{h=z} y_j^h \quad j=1,2,\dots,n \quad (3'')$$

という關係が成立する。村全体で生産された生産物は、村を構成する各家に配分され、村全体で配分され、余剰生産物は発生しないと想定される。(3'')式は、村全体で産出された生産物が過不足なく、村の各家に配分されることを示している。各家に自然によって与えられる労働サービスや道具類の量が同じであるならば、各家が生産する生産物の量は、その生産関

⁵⁵ この場合には、生産ではなく、需要側の調整によっても、消費における限界代替率と生産における限界代替率を等しくするように調整がなされる。

数の(1')式によって与えられるので、各家の投入労働量が同じであれば、各家に等しく道具が配分される社会(共同体)では、各家の生産量は同じになる。

もし各家に与えられる労働サービスの量や道具類の数量が、家間で異なっているならば、

$$\sum_{h=a}^{h=z} y_j^h = \sum_{h=a}^{h=z} f_j^h(\bar{l}^h, \bar{m}^h, g^h) \quad j=1,2,\dots,n$$

として村全体として生産された生産量が配分の対象にされる。一般には、各家での生産物の産出量は同じではなく、異なった数量になるであろう。このもとでは、個々の家では生産量がその消費量を超える場合もあるかも知れないが、村全体としては生産物 j の消費量は村全体のその産出量に等しいと想定できる。これは自足した生活(経済)である。この関係は、

$$\sum_{h=a}^{h=z} d_j^h = \sum_{h=a}^{h=z} y_j^h = \sum_{h=a}^{h=z} f_j^h(\bar{l}^h, \bar{m}^h, g^h) \quad j=1,2,\dots,n \quad (3'')$$

と成立していることを示している。ここで社会的共通資本はすべての家によって共同使用されるので、各家の生産物の生産に等しく使用される(貢献する)と想定できる。村の家の満足(幸福)は、

$$U = U(u^a, u^b, \dots, u^z) \quad (9)$$

と表される。ここで、各家は社会的共通資本についての選択権は持っていないと想定される。

もし効用の個人間で比較が可能であれば、社会的効用関数は $U = \sum_{h=1}^{h=z} u^h$ とおくこともできる。ここでは明示的にそのような想定はしない。というのは、一般には、効用の個人間比較は可能ではないと知られているからである。それでも効用の順序付けは可能であると仮定できる。

各家は、自身の満足が最大になるように行動する。各家が自足しているならば、各家の満足(幸福)を最大にするときに、村全体も幸福な状態になっている。各家は(8)式あるいは(8')式の効用水準を最大にするように行動する。その時の制約条件は、上の(1)式と、次の(2)式と(3'')式である：

$$T(Y_1, Y_2, \dots, Y_n; \bar{L}, \bar{M}, g^h) = 0 \quad (2)$$

ここで、

$$Y_j = \sum_{h=a}^{h=z} y_j^h = \sum_{h=a}^{h=z} f_j^h(\bar{l}^h, \bar{m}^h, g^h) \quad j=1,2,\dots,n$$

$$\bar{M} = \sum_{h=a}^{h=z} \bar{m}^h$$

$$\bar{L} = \sum_{h=a}^{h=z} \bar{l}$$

である。また

$$\sum_{h=a}^{h=z} d_j = \sum_{h=a}^{h=z} y_j^h = \sum_{h=a}^{h=z} f_j^h(\bar{l}^h, \bar{m}^h, g^h) \quad j=1,2,\dots,n \quad (3'')$$

である。上の(2)式と(3'')式で与えられる制約の下で、(8)式あるいは(8')式で示される幸福(満足)を最大にするように行動する。このとき、任意の家 h にとって

$$\frac{\partial u^h}{\partial d_j} / \frac{\partial u^h}{\partial d_j} = - \frac{\Delta d_j}{\Delta d_j} \quad j, j'=1,2,\dots,n \quad (I)$$

$$\frac{\partial y_j^h}{\partial k} / \frac{\partial y_j^h}{\partial k} = - \frac{\Delta y_j^h}{\Delta y_j^h} \quad k=l,m \quad j, j'=1,2,\dots,n \quad (II)$$

なる関係が成立する⁵⁶。条件(I)と(II)から、

$$\frac{\partial u^h}{\partial d_j} / \frac{\partial u^h}{\partial d_j} = \frac{\partial y_j^h}{\partial l} / \frac{\partial f_j^h}{\partial l} = - \frac{\Delta d_j^h}{\Delta d_j^h} = - \frac{\Delta y_j^h}{\Delta y_j^h} \quad j, j'=1,2,\dots,n \quad (III)$$

が導き出される。これらの条件についてはすでに説明したとおりである。村全体で最大化を達成するためには、これらの条件に加えて、次の条件も必要になる：

$$\frac{\partial T}{\partial y_j^h} / \frac{\partial T}{\partial y_j^h} = - \frac{\Delta y_j^h}{\Delta y_j^h} \quad h=1,2,\dots,n \quad j, j'=1,2,\dots,n \quad (IV)$$

この条件(IV)は、生産物 j' を一単位増加させるために生産物 j を何単位減少させるかの値が限界変形率比に等しいことを示している。また、任意の家 h にとって、労働サービスの生産

への配分に関する次の条件が必要になる。それは $\frac{\partial T}{\partial l} = \frac{\partial T}{\partial y_j^h} \frac{\partial y_j}{\partial l}$ また $\frac{\partial T}{\partial l} = \frac{\partial T}{\partial y_j^h} \frac{\partial y_j}{\partial l}$ ⁵⁷ である

るので、この関係を上の(IV)に代入すると、

$$- \frac{\Delta y_j^h}{\Delta y_j^h} = \frac{\partial T}{\partial y_j^h} / \frac{\partial T}{\partial y_j^h} = \frac{\partial y_j^h}{\partial l} / \frac{\partial y_j^h}{\partial l} \quad h=a,b,\dots,z \quad j, j'=1,2,\dots,n$$

となる。同様に、道具の生産への配分に関しても、

⁵⁶ この条件(I)と(II)については、多くの経済学者によって示されているが、たとえば、Aburam Berguson, "A REFORMULATION OF CERTAIN ASPECTS OF WELFARE ECONOMICS", *Quarterly Journal of Economics*, February, 1938. (Selected Essays in Economic Theory のシリーズの *Welfare, Planning, and Employment* に収められたものを使用する) を参照。

⁵⁷ 各家の提供可能な労働量には上限があるが、その限られた労働サービスをどの生産部門に提供するかの選択は可能である。ゆえに、生産部門 j (あるいは j') から生産部門 j' (あるいは j) に移動させ、全体での生産物の配分を変えることが可能である。このことは自然によって与えられている道具についても同様に言える。

$$-\frac{\Delta y_j^h}{\Delta y_j^k} = \frac{\partial T}{\partial y_j^h} / \frac{\partial T}{\partial y_j^k} = \frac{\partial y_j^h}{\partial m} / \frac{\partial y_j^k}{\partial m} \quad h=a,b,\dots,z \quad j,j'=1,2,\dots,n$$

の条件が成立する。よって、(IV)の条件は、(II)の条件に置き換えることが出来る。

また、もし個々の家の生産量がその消費量を超える場合でも、村全体での生産物 j の消費量は村全体のその産出量に等しいと想定できる。(1)式、(2)式および(3)式の制約の下で、(8)式あるいは(8')式を最大にするように行動する。この問題は、各家の問題ではなく、ポリスを統治する政治的支配を目指している統治者の問題として解くことも可能である。ただし、各家の効用関数は、(8)式あるいは(8')式で与えられる。各家は社会的共通資本を選択することはなく、これらの資本は、各家に社会的に与えられると考える。このときには、下の新しい条件(V)が、(I)、(II)および(III)に付加される。条件(V)は、

$$-\frac{\Delta d_j^h}{\Delta d_j^k} = \frac{\partial U}{\partial u^k} \frac{\partial u^k}{\partial d_j^k} / \frac{\partial U}{\partial u^h} \frac{\partial u^h}{\partial d_j^h} \quad j=1,2,\dots,n \quad h,k=a,b,\dots,z \quad (V)$$

と表される。条件(V)は、各家の全体に占める重要度が、生産物配分に影響することを示している。条件(V)における、

$$\frac{\partial U}{\partial u^h} \quad h=a,b,\dots,z \quad (V')$$

が社会的に確定しない限り、社会的な配分に関する条件が条件(III)に還元できるか否かは判然としなない。これはポリスの統治(政治術)の問題として残される。もし凡ての家において、重要度が等しければ、条件(V)と(IV)は(III)に還元されることになる。

しかし、一般には、

$$\frac{\partial U}{\partial u^h} \neq \frac{\partial U}{\partial u^{h'}} \quad h,h'=a,b,\dots,z \quad (VI)$$

であるので、統治者による善き支配によって、生産物の善き配分が決められることになる。いかなる統治によって、善き配分を達成するかについてはここでは考察できない。実際に、どの様な政治体制(国制)が考えられ、そのなかでどの国制が優れて善き配分を達成するかを考察する必要はある。

1.1.3 ポリス段階での獲得術(あるいは生産技術)と自足均衡

次に、国(ポリス)としての共同体について説明しよう。ポリスは、独立した自営の農民(家)ならびに戦士としての市民によって構成される共同体である。村は、孤立した家が集まって構成される共同体で、村という共同体では各家が同質であり、同じ行動様式をしていると考えられていた。そのことは、その村の任意の家の行動から村全体の行動を知ることができることを意味している。村では、本稿の第1節の1.1のトゥーキューディデースからの引

用で示したようにみたように、各家が散り散りになっていたが、それに対して、国としてのポリスでは、その周囲に城壁⁵⁸が建造され、公共施設がその中心に建造されている。市民たちは、アクロポリスあるいはその周辺に居住し、広場あるいは市場（アゴラ）に集まり、そこで談笑したり対談したり、取引をしている。その広場では裁判がなされていた。

太田氏は、ポリス（共同体）について「ポリス共同体ができると、ポリスの中心市には、アクロポリスまたはそのまわりに、ポリス共同体全体を象徴する神殿や、国政担当者の詰所すなわち役所や評議の場所や、ポリスの独立を象徴する聖火なる火を燃やし続けるための共通のかまどを備えておく建物や、市民総会の会場や、後には国政行事としての劇を上演するための露天劇場がつくれ、一見して「ポリス共同体ここにあり」ということがわかるようなセットをなした公共建造物ができるようになった」⁵⁹と説明している。ポリスは、単に、村の統合ではなく、さらに「ポリス共同体の成員は、働く農民であるとともに戦士でなければならず、農業生産自体は、労働の苦痛という一般的なもの以外には、家々の共同労働をも、共同体間共同労働をも必要とせず、家単位の個別労働こそは農業生産を発展させるものであった。共同体全体の共同労働の最大のもは、外敵との戦闘であった。貴族政下のポリス市民団の多数を占める中小土地所有農民も、このような基本的性格をもつものであった」⁶⁰と説明している。共同体としてのポリスも自足しているが、アリストテレスが言うように、‘善き生活’を狙って共同体を形成していたと考えることができる。公共施設の建設やポリス共同体全体を象徴する神殿あるいは国政担当者の詰所すなわち役所や評議場などを密集させて都市生活の便益をその市民たちが享受する共同体が形成されていた。太田氏は、戦士としての市民の共同労働を強調しているが、先に説明したように、古代ギリシャのポリスにおいても、森林、牧草・放牧地、共同体の神に属する神聖地、鉱山採掘権あるいは水源などの共有財産の利用およびにその維持と修復などの協同労働も依然として大切な市民としての共

⁵⁸ プラトン著（加来彰俊訳）『ゴルギアス』455E（37ページ5から7行目）に「あそこにあるあの船渠や、アテナイ人のもつ城壁、そして港湾の施設は、テミストクレスの提案にもとづいて生まれものであるし、またその一部はペリクレスの勧告によってできたものであって、決して職人たちの意見によって生まれたものではないのだよ」とソクラテスに語らせている。このテミストクレス提案（前493/2年頃）というのは、ペイライエウス半島全体を城壁で囲み、要塞化する提案であり、アテナイの外港ペイライエウスの建設の提案で、カンタロス、ゼア、ミュニキア3港の建設であった。この城壁が完成したのは前479年であった。ペリクレスは、前460年頃に、アテナイとペイライエウス、アテナイとパレロンを結ぶ二つの長城を築いている（プルタルコス著（村川堅太郎訳『プルタルコス英雄伝（上）』ペリクレス（279ページ2から3行目）参照）。

⁵⁹ 前掲書『スパルタとアテネ—古典古代のポリス社会—』Ⅲ貴族政ポリスとその危機（57ページ5から10行目）。

⁶⁰ 前掲書『スパルタとアテネ—古典古代のポリス社会—』Ⅲ貴族政ポリスとその危機（59ページ4から8行目）。

同労働であったと思われる。

アクロポリスには取引する市場があり、広場では裁判が行われ、そのまわりに神殿や、国政担当者の役所や評議場や聖火なる火を燃やし続けるための共通のかまどを備えておく建物や市民総会の会場や国政行事としての劇を上演するための露天劇場がもうけられ、村段階からポリス共同体になると、森林、牧草・放牧地、共同体の神に属する神聖地、鉾山採掘権あるいは水源などを管理する共同労働から農民は解放され、それらの管理はポリス共同体の仕事にされるようになったと考えられる。

村段階で生産されていた生産物をポリス共同体でも生産することになるであろうが。その生産物 j の生産関数（生産技術）は、

$$\sum_{h=a}^{h=z} y_j^h = \sum_{h=a}^{h=z} f_j^h(\bar{l}^h, \bar{m}^h, G) \quad j=1,2,\dots,n \quad (10)$$

となる。幾つかの村が寄せ集められ、ポリスが形成されるので、村段階で産出された農産物の生産水準は、ポリス段階においても、その生産水準は保持されうるのであろう。生産技術（獲得術）に関して、村共同体とポリス共同体の間では大きな違いはないであろうと考えられる。ポリス共同体では、人々が市民として、アグロポリスに集まり生活するし、アグロポリスあるいはその周辺に、各種の公共施設が建設されたが、これらの施設もまた社会的共通資本と呼ばれる。(10)式において、 G は社会的共通資本⁶¹である。これには、国防サービスと各種の公共施設（社会資本など）が含まれる。たとえば、社会的共通資本には、アクロポリスにある取引する市場、裁判所、役所や評議場、市民総会の会場や演劇場などが含まれる。村の段階では、生産物の取引は、村を構成する家単位でなされるが、ポリスになると、アクロポリスの広場（アゴラ）に人々が集まり、そこで生産物の取引が行われていたと考えることができる。取引場所が設けられることによって、生産者としての家（地方から生産物を携えて来る人々）の取引相手を捜す費用が小さくされ、このことによって社会全体として生産と取引にかかる時間を少なく出来るので、生産者でもある家はその生み出された時間を自身の生産に投下できるので、生産物の産出量は、ポリス共同体では村共同体よりも増加すると考えられる。特にサービス生産が増加したと思われる。

ポリスが形成されると、取引時間が節約されるため、人々はまた節約された時間を公共サービスや娯楽に投下できるようになり、広場に集まり、裁判や審議などにも時間を向けることができるようになったと考えられる。これと並行して、露天劇場がつくられ、市民たちは演

⁶¹ 宇沢弘文著『社会的共通資本』序章（5ページ6行目）において、「社会的共通資本は自然環境、社会的インフラストラクチャー、制度資本」の3つに大別している。社会的インフラストラクチャーは、道路、交通機関、上下水道などの社会資本と呼ばれるものである。制度資本は、教育、医療、司法、行政等の制度を資本として扱うものである。

劇を楽しむようにもなった。これは、ポリスが形成されることによって、新しい公共サービスや娯楽サービスが生産されるようになったことを示している。公共サービスや娯楽サービスの生産は

$$Y_s = F_s(l^p, G) \quad s = n+1, n+2, \dots, n+m \quad (11)$$

と示される。ここで $G = g^p$ と表すことが出来る。というのは、社会的共通資本は、凡ての市民（ポリス国民）に等しく提供されるので、 $G = g^p$ と表すことができる。この式は、各種の公共サービスや娯楽サービスがポリス共同体で生産されることを示している。このサービスには、ポリスで生産される国防サービス、裁判サービス、行政サービス、医療サービス、教育サービスならびに法律制度などのサービスである。これらのサービスは、家で生産されるのではなく、公共施設を利用するポリス共同体によって生産され、生産される公共サービスの使用量は、国を構成している一市民が使用するサービスと同じ水準になる。これは社会的共通資本の等量消費という性質による。(11)式のGは、すでに説明したように、社会的共通資本と呼ばれるが、それはポリスによって生産され、そしてポリスを構成する凡ての市民によって共通に利用可能である。Gには、上で説明した公共サービスのみならず、従来からの共同体の共有財産であった森林、牧草・放牧地、共同体の神に属する神聖地、鉱山採掘権あるいは水源などから提供される用役も含められる。それらの用役（サービス）の生産には、鋤や鋤あるいは奴隷や耕作牛のような道具類は使用されないと想定できよう。社会的共通資本の生産・維持には、労働が使用されるが、それは、村段階において提供された一世帯（家）によって提供される労働時間 l^p に等しいと仮定する。

統治者の目標は、すべての階層の人々が幸福になることである⁶²。それは、国を構成する凡ての人々（すなわち凡ての市民）が幸福になることに等しいので、統治者は、

$$U = U(u^a, u^b, \dots, u^z) \quad (12)$$

から表される満足（幸福）を最大にするようにポリスを統治する。ポリスを構成するのは主に農民（市民）であるが、任意の家（市民） h の満足は、

$$u^h = u^h(d_1^h, d_2^h, \dots, d_n^h; Y_{n+1}, Y_{n+2}, \dots, Y_{n+m}) \quad (13)$$

と表される。市民の満足は、生産物の消費のみではなく、ポリスの提供する社会的共通資本

⁶² プラトン著（藤沢令夫訳）『国家（上）』第4巻420B（291ページ16から292ページ2行目）において、「一つの階層だけが特別に幸福になるように、ということではなく、国の全体ができるだけ幸福になるように、ということなのだ」とある。これは、統治者（守護者）の目標が、特定の階層の幸福ではなく、全国民の幸福を目指すことであることを示している。

(あるいは公共財サービス)の消費からも生まれる。社会的共通資本からの満足が,

$$\frac{\partial u^h}{\partial Y_{n+q}} \geq 0 \quad q=1,2,\dots,m \quad (14)$$

と示される。社会的共通資本 q の各家には等しく提供されるので、社会的共通資本 q の社会全体にもたらす満足は,

$$\sum_{h=a}^{h=z} \frac{\partial u^h}{\partial Y_{n+q}} \quad q=1,2,\dots,m \quad (15)$$

と表される。(15)式が社会的共通資本 q のもたらす満足である。各家がアゴラの市場で購入する財(私的財)の購入を抑えて、社会的共通資本からの満足を選好することもできる。社会的共通資本と私的財の限界代替率は,

$$\sum_{h=a}^{h=z} \frac{\partial u^h}{\partial Y_{n+q}} \bigg/ \frac{\partial u^h}{\partial d_j^h} \quad j=1,2,\dots,n \quad q=1,2,\dots,m \quad (16)$$

と表される。これは、家 h が私的財 j の一単位の需要(消費)を諦めて、その代わりに得られる社会的共通資本 q の数量を表している。この値が生産における私的財と社会的共通資本の間における限界代替率に等しいことが最適条件になる。この条件は,

$$\sum_{h=a}^{h=z} \frac{\partial u^h}{\partial Y_{n+q}} \bigg/ \frac{\partial u^h}{\partial d_j^h} = \frac{\partial F}{\partial Y_j} \bigg/ \frac{\partial F}{\partial Y_{n+q}} \quad j=1,2,\dots,n \quad q=1,2,\dots,m \quad (VII)$$

と示される⁶³。この右辺が生産における私的財と社会的共通資本の間における限界代替率であり、これは限界効用比に等しい。この条件を満たすようにポリスにおける私的財と社会的共通資本の配分を決めることになる。ポリスを構成するすべての人々が等しく幸福になるようにその配分が決められる。そのようにすることが正しいことであり、社会的な正義である。既に説明したように、社会的共通資本は、生産に活用される社会的共通資本である森林、牧草・放牧地、共同体の神に属する神聖地、鉱山採掘権あるいは水源、あるいはアクロポリスにある取引する市場、裁判所、役所や評議場、市民総会の会場や演劇場などのポリスの生活に活用される社会的共通資本から構成される。これらの社会的共通資本をどれほど提供するのかを決めるのが統治者の役割であり目標となる。

⁶³ 資源配分の最適化の一つである条件 (VII) は Samuelson によって定式化され、図解されたものである。P. A. Samuelson, "The Pure Theory of Public Expenditure", *Reviews of Economics and Statistics*, Vol. 36. 1954, ならびに P. A. Samuelson, "Diagrammatic Exposition of a Theory of Public Expenditure", *Reviews of Economics and Statistics*, Vol. 37. 1955 を参照。この条件は、社会的共通資本が集合消費 (collective consumption) されることによる。ポリスの構成員のすべての人にとって、その社会的共通資本の消費量が等量 (等量消費) になる。

1.2 共同体の二つの類例

次に、二つの共同体の類型を例にして、その社会関係について考察しておこう⁶⁴。血縁共同体⁶⁵（時々、家内共同体⁶⁶、大家族共同体、種族共同体と呼ばれる）では、その構成員が、同一氏族の人たちで、共同体内の土地を共同所有し共同管理する。血縁関係によって、それぞれの共同体の構成員の同質性が保持され、その共同体は血縁関係にはない人には閉じられた（よそ者を拒む）組織となる。アリストテレスの家がこの共同体の典型である。この共同体では、個々の血縁者（家）に一定の面積の土地が配分・割り当てられ、共同体には共同地と私有地があった。私有地の割当は、全体集会（あるいは民会など）で決められる。森林、牧草・放牧地、共同体の神に属する神聖地、鉱山採掘権あるいは水源などは共同財産とされ、共同で管理される。血縁者以外に共同体の意志決定に参加する権利はなく、また血縁者のみが共同体の意志決定に参加する投票権をもつ自由な構成員である。古典古代(古代ギリシャ)の共同体としての家には、奴隷が隷属し、家長の所有物と考えられていた。

⁶⁴ 以下の2種類の共同体の説明については、前掲書『地中海世界とローマ帝国』第1章地中海世界とローマ帝国（19ページ16から20ページ10行目）参照。

⁶⁵ 古代ギリシャ社会を例にして共同体について説明しよう。この社会の最小単位が家（oikos：オイコス）であった。家は、夫婦と子と奴隷から構成されていた。このことから社会の最小単位としての家は、血族共同体（家内共同体）であった。この共同体の支配者は主人と呼ばれる。古代ギリシャの家と今日の家との大きな違いは奴隷が家族の単位に数えられていたことである。この共同体では、総ての土地が共同財産であった。

次に、家の集まりが村であるが、いくつかの家が集まって村が構成される。このことから村（kōmē：コーメー）は大家族共同体（あるいは種族共同体）であったと考えられる。一つの家とその分家から構成されるときには、その共同体は大家族共同体で、その支配者は家長と呼ばれる。この村なる共同体では、土地は総て共同体の共同財産である場合は少なく、各家族に一定の面積の土地が割り当てられる私的所有の土地（家族の所有する土地）と、共同体に所属する公有地からなっていたと推察される。さらに、これより大きな共同体は、いくつかの村が集まって構成されるポリスであった。ポリスという共同体は地縁共同体であったと考えられる。これはシュノイクスモス（synoikismos：集住）と呼ばれた。この共同体には、多分、一定の面積の土地が各家族に割り当てられた私有地と、共同体所有の公有地もあった。以上の説明については、太田秀通著『スパルタとアテネ—古典古代のポリス社会—』Ⅲ貴族政ポリスとその危機（54ページ1から58ページ4行目）参照されたい。さらに、太田氏による、家、村、そしてポリスの構成に関する説明は、主に、アリストテレス著（山本光男訳）『政治学』第1巻第1章から第3章（31ページから38ページ）からの記述の再現と見られる。

⁶⁶ アリストテレス著（山本光男訳）『政治学』第1巻第12章（60ページ17から61ページ19行目）において、家父長として3種類の家政術を述べられている。一つは主人の支配、その2つは父の支配、第3には夫の支配である。アリストテレスは、この第3の支配の起こる根拠として「男性は自然的に女性よりも指導的」である、と述べている。自然に反している場合には、第3の支配は成立しないかもしれない。アリストテレスは、同書第1巻第4章（38ページ14から15行目）において、「家政家にとって、所有物もまた生活の道具であり、所有財産はもろもろの道具の総量であり、奴隷は生ある所有物である」と述べている。アリストテレスは、奴隷は家政家にとって道具であり、使用の対象である。奴隷の使用も家政術の一部であると考えている。

もう一つの共同体が地縁共同体（あるいは近隣共同体、村落共同体）である。共同体内の土地は私的所有地と共同管理される共同所有地から構成され、この共同体は、血縁共同体ほど構成員の同質性は強くなく、また外部の人に対する排他性も血縁共同体ほどには強くなく、構成員の私的所有地が他の共同体の構成員に売却・賃貸されることが可能であった。この場合には、一方に富裕者（層）が生まれ、他方に貧困者（層）が生まれることが可能な共同体である。前者の私的所有地は増加し、後者の私的所有地は減少することによって、共同体の分離（社会的分化）が進む。また、この共同体では、私的所有地が増加し、富裕者が共同地を購入する場合には、共同地の一部（全部）はその困窮を避けるために外部の人に売却され、共同地は減少することもあり得たのである。古典古代のポリスがこの共同体に対応していた。

共同体の変化・発展について考察してみよう。血縁共同体から地縁共同体に発展したのか、あるいは二つのタイプの共同体が古典古代には並存したのか。通常、血縁共同体から地縁共同体に変遷して行くと説明される場合が多い。古典古代のなかで、ローマの建国を説明するときには、いくつかの部族（大家族）の集団としてローマが建国されたと見做すことができるかも知れない。たとえば、ローマ建国の初期に、七つの丘（Septimontium：セプティモンティウム）があった。そして、ローマがこの七つの丘⁶⁷から形作られるという説があるが、この説に従うと、古代ローマでは、ローマはセプティモンティウムと呼ばれていたと言う。この場合、多分、それぞれの丘が一つの村（血縁共同体）を形成していたと思われる。7つの村が集まってローマ（地縁共同体）が形成されていた。しかし、現在でも、この七つの丘が古代のローマであったという考古学的発見はなされていない⁶⁸。

地縁共同体としての古代ギリシャのポリス共同体⁶⁹は、先に見たように、「一つ以上の村か

⁶⁷ 古代ローマの七丘祭では祝いの対象になった七つの丘とは、パラティウム (Palatinus)、ウエリア (Velia)、ファグタル (Fagatal) (この丘は、カリナエの丘 (Carinae) と呼ばれるときもあった)、スブラ (Suburra)、オピウス (Oppius)、カエリウス (Caelius)、キスピウス (Cispus) であった。

7つの丘としては、カピトリヌス (Capitolinus)、アウエンティヌス (Aventinus) の丘や、サビニ人のティトゥス・タティウス王が埋葬されと言われているクイリナリス (Quirinalis) やウイミナリス (Viminalis) があった。これらは、古代のローマの7つの丘には入れられていなかったのであろうか。

ローマ建国神話では、都市ローマの起源となったローマの七丘として、アウエンティヌス、カピトリヌス、カエリウス、エスクイリナリス (Esquilinus)、パラティヌス、クイリナリス、ウイミナリスの7つ挙げられている。現代の7つの丘は、アウエンティヌス、カピトリヌス、パラティヌス、クイリナリス、ホルトゥロルム (Hortulorum、現在は、Pincius と呼ばれている)、ヤニクルム、オピウスである。

⁶⁸ メアリー・ピアード著 (宮崎真紀訳) 『SPQR ローマ帝国史 共和政の時代』第2章古代ローマの起源 (93ページ11から94ページ15行目) 参照。そこで彼女は「セプティモンティウムがローマのかつての名前だという古代ローマの学者の意見を信じる理由がどこにあるか?」、と述べている。

⁶⁹ クレイステネスの部族改編によって生み出された地縁部族は地縁共同体である。「アッティカの村々を行政的に統合して30の区に分け、しかもこれをアテネのまわり、海岸地区と、内陸地区にそれぞれ10の区が

ら出来て完成した共同体が国である」、また国(すなわちポリス)は「生活のために生じたのであるが、しかし、善き生活のために存在するのである」と説明し、国は「自然に存在することになる、何故なら国はそれらの共同体の終極目的であり、また自然が終極目的であるからである」⁷⁰と説明する。国の終極目的は、自足であり、「最善のもの」⁷¹である。アリストテレスによると、家が最小の共同体であり、家は夫と妻と奴隷から構成され、家には所有財産(すなわち、富)⁷²が属している。妻を支配することは夫の、奴隷を支配することを主人の、子を支配することは家長の、家政術であると述べている。家の集まりが村であり、そして村があつまり国となるので、アリストテレスは、家の支配が国の支配の基本であると考えていたと思われる。アリストテレスは国が「完全な自足の限界に足している共同体」⁷³と述べていることから明らかであろう。自足とは、生活に必要なものが十分に満たされることを言う。国は生活に必要なものが十分に満たされるだけでなく、アリストテレスにとっては、国(ポリス)が最善の共同体であった、と理解していいであろう。

第2節 共同体の統治

2.1 共同体統治の意味

2.1.1 共同体統治の意味

共同体の統治では政治術について考察することになる。市民社会(ポリス)では、本稿の第1節の1.1で示した(12)式あるいは(13)式によって与えられる満足水準を最大にするように共同体が統治されている。古代ギリシアの共同体には、全体集会や家族長集会あるいは民会などの統治機関⁷⁴があり、その機関はその共同体の自治を保つための行政・地域単位であっ

入るように整え、それぞれの地区から1区を抜き出して結合し、これを部族とした。したがって、その結果10部族がつくられ、各部族が、町と海岸と内陸に1つの区をもつこととなった。この区は原理的には部族の3分の1をなしていたから「三分の一」(tritys)とよばれた(太田秀通著『スパルタとアテネ—古典古代のポリス社会—』Vアテネ(129ページ10から130ページ1行目))。このようにして成立した地縁部族に基づいて国制機構が整理された。ソロンの400人評議会にかわって500人評議会へと変化した。すなわち、各部族50人の評議員からなる500人会が新しい評議会として生まれた。

⁷⁰ 前掲書『政治学』第1巻第2章(34ページ16から17行目)。

⁷¹ 前掲書『政治学』第1巻第2章(35ページ1行目)。

⁷² アリストテレスは、前掲書第1巻第4章(38ページ15行目)において、所有財産(富)は、「もろもろの道具の総量であり、奴隷は生ある所有物である」と説明している。

⁷³ 前掲書『政治学』第1巻第2章(34ページ13から14行目)。

⁷⁴ 統治機関の一つとしてアテナイの「アレオスパゴス会議(アレオパゴス会議)」が知られている。ここでは、行政、財政、裁判などの国の政務が決められていたと考えられる。初期の頃(前9世紀から前8世紀)では、この会議(評議会)の構成員は貴族のアルコーン(9人のアルコーンで構成)であったと考えられている。その1人はバシレウス(王で、父祖伝来の祭事を執り行う)、一人のアルコーン(政務長官、父祖伝来のもの以外のものを執り行う)、1人のポレマルコス(軍事長官)、6人のテスマテタイ(司法長官、決定事

たとえられる。その共同体は、共同所有している土地ならびに私的利用されている土地に対する統治権を有し、耕作地の質の監督、放置された共同地の没収、強制的作物の輪作の導入、相続・売却・預託により移転する私的割当地の共同体内保管、共同地の一部の構成員への移動、共同地の利用料を徴集、新地開発・灌漑・排水・建設に伴う協同作業の指図などのその統治権を持っていた⁷⁵と弓削氏は述べている。また、共同体はよそ者の受入とその土地割当を決定した。弓削氏は、その行政・地域単位としての機能も協同作業を行っている社会的・労働的機構も同一の共同体の異なった面であるので、両者を対立したものとして考察することはできない⁷⁶と述べている。

共同体は、共有財産の所有権を持ち、共有地ならびに私有地についても統治権を持っていて、社会的に同質な人間集団としての共同体には、共同体を自主的に治める統治機関（自治機関）があり、外部世界に対しては一単位（行政・地域単位）として行動したと思われる。たとえば、ある共同体が、国有地あるいは私有地の中にあるときには、その共同体が納税などの義務の責任をもち、その共同体の成員は、伝統や確立された規範に従って行動し、その成員間に緊密な関係を構築していた⁷⁷、と弓削氏は述べている。この関係は、その共同体の成員が遠隔地にあるときにも維持され、さらに、この構成員間の緊密な関係は神格化された先祖の共同祭祀によって神聖化され、この祭祀は、成員間の連帯感を促進し、伝統に従った相互扶助を鼓舞した⁷⁸、と弓削氏は言う。

そのように共同体は統治機関を持ち、同時に、その成員は伝統や規範に従って行動していたが、共同体の成員の共同生活が共同体の社会的分化を阻止することはなかった。第1節で説明した共同体、つまり、社会的に同質な人間の集団としての共同体は、各成員が一定面積の土地に対する所有権を持ち、そこに集団として居住し、その土地を外部から守っていたが、その共同体の生活が社会的に分化するときには、一方に裕福な階層が、他方には生活に窮す

項の記録と保存)であった。

前6世紀の初期のソロン(Σόλων)(前639年頃-前559年頃)によるポリス社会改革によって、大衆(平民)の政治上の力を強くした。アレオスパゴス会議から政務上の権限を奪うことを目指し、400人評議会を立ち上げた。ソロンの改革は、「財産評価政治」として知られ、第四階級にあった労働者級に役員選挙の参加する基礎をつくった。また市民に役人を訴える権利を付与し、民衆裁判を立ち上げた。民衆裁判では全市民が参加し、抽選で陪審員が決められることになっていた。クレイステネス(Κλεισθένης)(前6世紀後半-前5世紀前半)の改革後、この「500人評議会」が執行機関であり、民会が主権を持つようになった。前5世紀末のクレイステネスの改革によって、「400人評議会」は「500人評議会」と改編され、行政、財政、裁判など国の政務は500人評議会に託された。

⁷⁵ 前掲書『地中海世界とローマ帝国』第1章地中海世界とローマ帝国(17ページ4から7行目)参照。

⁷⁶ 前掲書『地中海世界とローマ帝国』第1章地中海世界とローマ帝国(16ページ16から17ページ3行目)参照。

⁷⁷ 前掲書『地中海世界とローマ帝国』第1章地中海世界とローマ帝国(17ページ9から12行目)参照。

⁷⁸ 前掲書『地中海世界とローマ帝国』第1章地中海世界とローマ帝国(17ページ12から15行目)参照。

る階層が生まれた。貧困化した構成員（市民）は、富裕層や外部の人々に搾取され、そのような貧困層は、労働者として雇用され、被護民とされ、あるいは債務奴隷とされた⁷⁹、と弓削氏は言う。このことは、社会的に同質であった共同体内において、なんらかの理由によって社会的分化が進行・侵攻し、歴史的に共同体が型（形）を変えること、共同体が分離・変遷することを意味していると考えられる。たとえば、共同体の共有地が減少し、私有地が増加する型に共同体が変化し、一方に富裕者があられ、他方に貧困者が現れる。また農民が多数を占める共同体から、大工や靴工や機織職人などの職人が多数を占める型に変化する。市場での生産物（財）の取引が活発になり、小売業者や卸売業者の人口が増加し、農民の人口が減少した型に変化するなどの社会的分化が共同体内で起こる。弓削氏は「共同体はたえず変化し発展する。共同体固有の特徴と主要機能は、歴史的背景の相違、自然的環境、社会経済的狀態、中央集権的政治などに応じて異なって現われる。共同体の発展には若干の段階がある」⁸⁰と述べ、共同体の社会的分化⁸¹は、一方に富裕層、他方に形式的には平等な借地保有者あるいは雇用される労働者を出現させた、と思われる。

この共同体はいかなる要因で変化・変遷（発展）するのであろうか。その発展段階とはどのようなものなのであろうか。その変化・発展を生産関係の変化から説くこともできる。社会・経済の生産水準の上昇や労働と土地の生産関係の変化・発展などが社会関係を変化させ、社会分化を促進すると思われる。たとえば、土地がすべて私有地になるとか、あるいは共同地の割合が減少するとか、富裕層と貧困層の対立の激化、国家（中央政府）の政策の変化によって、労働と土地などの生産要素間の関係（生産関係）が変化すると考えられる。土地のすべてが私有地となるときの農業生産における生産関係と私有地と共有地が共存する場合の生産関係は、異なった社会関係をもたらすと考えられる。両者では、雇用される労働の生産性も異なり、共同体内での社会関係も異なると考えられる。

2.1.2 家の統治

始めに、共同体の最小単位である家の統治の意味について考察してみよう。アリストテレ

⁷⁹ 前掲書『地中海世界とローマ帝国』第1章地中海世界とローマ帝国（17ページ16から18ページ5行目）参照。

⁸⁰ 前掲書『地中海世界とローマ帝国』第1章地中海世界とローマ帝国（18ページ13から15行目）。

⁸¹ 前掲書『地中海世界とローマ帝国』第1章地中海世界とローマ帝国（19ページ1から7行目）において、共同体の社会的分化および貧困化した成員の労働を利用する集団の発生が共同体の社会的連帯を減退させると指摘する。弓削氏は、古典的奴隷所有時代の都市では、既に、共同体の構造が完全に崩壊していた、と述べている。共同体の構造を変化させる要因として、共同体の市場との接触の拡大、私的土地所有の増加にともなう共同地と共同財産の減少を挙げている。これは、社会現象として富裕な土地所有者、小土地保有農民、土地喪失農民へと社会的分化が進行することを示している。

スは、「何か共同的な一つのものになっているものの中には、何れにおいても支配するものと支配されるものがあらわれる」⁸²と述べ、「完全な家は奴隷と自由人から出来ている」⁸³と言っている。家において奴隷と主人の関係とは、奴隷が被支配者で、主人が支配者の関係にある。この支配をアリストテレスは「主人的支配」⁸⁴と呼んでいる。このように支配される者(被支配者)と支配する者(支配者)が現れるのは自然に基づく⁸⁵と言い、アリストテレスは、支配・被支配関係が自然に基づいて成立すると考える。このような説明を与えることはアリストテレスの特長で、アリストテレスは、野獣が人間に支配されるのが自然であるように、また自然に女性より優れている男性が女性を支配するように「他の人々に比べて、肉体が魂に、また動物が人間に劣るのと同じほど劣る人々は誰でも皆自然によって奴隷」⁸⁶であると説明している。何故、アリストテレスは、支配・被支配の関係を自然に生み出されるものと理解・説明しているのかについては、鮮明な説明を与えていない。

このようにアリストテレスは、主人(支配者)による奴隷(被支配者)の統治の根拠を自然に(本性に)置いているだけでなく、また有用さの観点からも主人と奴隷の関係を説いている。奴隷は肉体を使う仕事に有用であり、自由人は肉体的労働には役に立たないが国民としての生活(戦争に関する仕事や平和に関する仕事)に有用な者として、自然によって作られている⁸⁷と言う。ここでも自然にと説明している。この自然によって何を意味するのであろうかは、この点についてもまた不明である。

アリストテレスは、戦争によって征服された人が奴隷として扱われることに反対する見解に異議を唱え、自然に征服された人が奴隷にされるという主張の正当性を述べている。アリストテレスは、法によって戦争で征服された者と征服する者との間に成立する支配・被支配の関係を非難する、法律家や智者の見解を説き伏せようとしている。彼の説得術をみてみよう。「戦争中に征服された者は、征服者のものであるということを規定している法が一種の約束として存する」⁸⁸という見解に法律家や智者たちが反対するが、法律家などは「力を以て征服された者は征服することの出来る者、力において優れている者に奴隷や被支配者とし

⁸² 前掲書『政治学』第1巻第5章(40ページ16から17行目)。

⁸³ 前掲書『政治学』第1巻第3章(37ページ5行目)。

⁸⁴ 前掲書『政治学』第3巻第4章(131ページ8行目)参照。

⁸⁵ 前掲書『政治学』第1巻第5章(40ページ18から41ページ1行目)参照。アリストテレスは、支配と被支配の関係の例を挙げている。第一に、魂と肉体の間にも支配と被支配の関係があり、魂が肉体を支配するのは自然である。アリストテレスは、この関係を主人的支配という(前掲書『政治学』第1巻第5章(41ページ14行目)参照)。次に、奴隷と主人の間にも支配と被支配の関係があり、主人が奴隷を支配する、また政治家と国民との間にも支配と被支配の関係がある。政治家が支配し、国民が支配される。

⁸⁶ 前掲書『政治学』第1巻第5章(42ページ5から8行目)。

⁸⁷ 前掲書『政治学』第1巻第5章(42ページ17から18行目)参照。

⁸⁸ 前掲書『政治学』第1巻第6章(43ページ13から14行目)。

て属する]⁸⁹ ことに恐怖を抱き、この見解（先に引用した一種の約束）を非難していた。アリストテレスは、法律家や智者たちによる、一種の約束に対する反対論の根拠として、‘徳’に基づく征服か否かがその根底にあると言う。すなわち、アリストテレスは「力によって征服者の位置にある者は何らかの善を常に被征服者よりも余計にもっている、その結果力は徳なくして存し得ないと思われてくる」⁹⁰ と解釈し、征服者と被征服者の間の相互による（相互応酬的な）好意（アリストテレスの徳の一つ）によって、主人（征服者）と奴隷（被征服者）の間の主従関係は正当化される、と説明している。このように、アリストテレスは「彼らは徳と不徳以外のものによって奴隷と自由人、善き生まれの者と賤しき生まれの者を区別しているのではない」⁹¹ とし、アリストテレスの相互応酬的な好意⁹² によって、征服された者が奴隷になるのは自然であるという説の正当性を強調している。実際に、ギリシャ人たちは夷狄だけを奴隷と言うとき、自身を「自然によっての奴隷以外のものではない」⁹³ と考えている。だから、アリストテレスは、ギリシャ人たちは奴隷である人たちが一方に存在していて、他方には奴隷ではない人たちがいる⁹⁴ と考えていると説き、彼自身の説の正当性を述べている。アリストテレスは、ギリシャ人が「徳と不徳」によって奴隷と自由人あるいは善き生まれ者と賤しき生まれの者とを区別し、善き両親からは善き子供の生まれるのが当然である⁹⁵ と考えている。このことから、アリストテレスは「或る者は支配されなければならない、或る者は支配すべく生れついたその支配を支配しなければならない、従ってまた主人とならなければならない」⁹⁶ と説明している。

以上で主人による奴隷の支配を示したので、次に家の統治との関係で奴隷の支配について説明しよう。奴隷は、家の中で肉体的労働によって主人（夫や妻、さらにその子供）に日常的に奉公するが、主人は「奴隷を使用する」ことに気を配り、「奴隷が如何にしてなすべきかを知らなければならない仕事を、主人はただ如何に命令すべきかを知っているだけでよい」⁹⁷ とアリストテレスは言う。これが家における主人による奴隷の統治（支配）の原理、すなわ

⁸⁹ 前掲書『政治学』第1巻第6章（43ページ16から17行目）。

⁹⁰ 前掲書『政治学』第1巻第6章（44ページ3から5行目）。

⁹¹ 前掲書『政治学』第1巻第6章（45ページ10から11行目）。この引用で、彼らとはギリシャ人のことである。

⁹² 相互応酬的好意については、アリストテレス著（高田三郎訳）『ニコマコス倫理学（下）』第8巻第2章（69ページ8から16行目）参照。相互応酬的な好意があるところに愛が存在する。

⁹³ 前掲書『政治学』第1巻第6章（45ページ1行目）。

⁹⁴ 前掲書『政治学』第1巻第6章（45ページ1から5行目）参照。

⁹⁵ 前掲書『政治学』第1巻第6章（45ページ7から14行目）参照。

⁹⁶ 前掲書『政治学』第1巻第6章（45ページ19から46ページ1行目）。このアリストテレスの相互応酬的な好意が自然に生み出されると、彼が生活してた社会（ポリス）を認識していたのであろうか。

⁹⁷ 前掲書『政治学』第1巻第7章（47ページ9から10行目）。

ちアリストテレスの「奴隷支配の原理」⁹⁸であった。奴隷は主人の所有物であり、道具であったので、主人は奴隷を使用する術を身に着けるだけでことが足りた。この奴隷支配の術は家政術の一部である。アリストテレスは、奴隷の種類は多数あると言うが、「その仕事が多いから。それらの仕事の一つの部分を含めているのは手職人のである」⁹⁹と言い、さらに「これらのうちには俗業に従事する技工も含まれる」¹⁰⁰と述べている。

上では、奴隷と主人の関係から家の統治のあり方の一面を説明した。家の統治には、奴隷と主人の関係だけでなく、夫と妻の関係、父と子の関係も含まれることになる。夫と妻の関係は、両者は自由人であったので、政治家的支配・被支配の関係として説明され、父と子の関係は王的支配・被支配の関係で説明された。家における政治家的支配ならびに王的支配も家政術の一部である。政治的支配ならびに王的支配についての説明については、国制について論じる箇所に譲る。

2.1.3 家政術

この節の前項で説明したように、アリストテレスの奴隷と主人の関係は、主人による奴隷の支配であったが、それは、夫と妻の支配・被支配の関係である「政治家的支配¹⁰¹」とは異質である。前者は自然に奴隷である者のたちの支配であり、後者は自由人である者たちの支配である。また前者の統治は、一人の者によって治められるので独裁政治であるが、後者の統治は、互いに自由なもの達の間での統治である。これは国政術（政治家の術）においても同じである。主人と奴隷の関係では、主人は奴隷をいかに使用する（命令する）かの知識を必要とし、奴隷は日常の奉公の仕事の知識を必要とした。主人が家内での仕事に奉仕する奴隷をどのように獲得し使用するかは家政術に含まれる。

主人と奴隷の関係を支配の観点から説明する。アリストテレスは、その支配を「主人的支配」というが、「本性上奴隷である者は本性上主人である者にとっては同一のものが利益となるのであるけれども、それでも主人の利益の方を余計に目当てに支配していて、奴隷の目

⁹⁸ アリストテレスは、主人の奴隷支配を主人的支配と呼び、「これは生活必需品に関する支配のことであるが、このことを作ることを支配者は識るには及ばない、むしろ識らねばならぬのは（被支配者を）用いることである」と説明している（前掲書『政治学』第3巻第4章（131ページ8から10行目））。

⁹⁹ 前掲書『政治学』第3巻第4章（131ページ12から13行目）。

¹⁰⁰ 前掲書『政治学』第3巻第4章（131ページ14行目）。アリストテレスは、技工について、「それらが奴隷的なことであるところから二三の国においては職人たちは、昔は支配に与らないものであったが、極端な民主制になって初めて与ることを許された」（前掲書『政治学』第3巻第4章（131ページ14から16行目））と述べている。アリストテレスは、職人も肉体を使う仕事をするところから、理性を使う政治術には適していないと考えたのかも知れない。

¹⁰¹ 前掲書『政治学』第3巻第4章（132ページ1から7行目）参照。

当てとするのは附帯的な仕方においてである¹⁰²と説明している。アリストテレスは、確かに、奴隷も人間であると説明しているが、他方で奴隷は、本性上（自然に）、主人（自由人）の所有物と説明している。自由人の間での支配・被支配ではないので、主人と奴隷の共通の利益（同一のもの）を目当てにするのではなく、この支配では主人の利益を優先する支配・被支配の関係となる。

次に、家政術と生活に必要なものを獲得する術の観点から奴隷と主人の関係を考察する。家政家（主人であり、夫であり、父である家政家）は、奴隷を支配し、妻を支配し、そして子を支配すると同時に、生活するために必要な財（財産）を得る必要がある。その財（財産）を得るためには固有の道具が必要である。アリストテレスは、生活のために道具を所有する必要があり、その「所有財産は家の一部」¹⁰³と、また「所有物もまた生活のための道具であり、所有財産はもろもろの道具の総量」¹⁰⁴と、さらに、その道具には「生のないものと生をもったものとの二つがある」¹⁰⁵と述べている。職人の親方の下に働く人（下働き人）は生のある道具で、親方の所有財産であり、また、アリストテレスは、道具を何かを制作するためのものであるだけでなく、行いをなすためのものでもある¹⁰⁶と説明し、生活は行いであって制作ではないと説明する。アリストテレスは、奴隷について「奴隷の自然（本性）は何である、そしてその^{はたら}能きは何であるかということは明らかである。人間でありながら、その自然によって自分自身に属するのではなく、他人に属するところの者、これが自然によって奴隷である、そして他人に属する者というのは人間でありながら所有物であるところの人間のことであり、所有物というのは行いのための、しかし所有者から独立な道具のことであり¹⁰⁷と述べている。奴隷¹⁰⁸は、主人のために仕事（奉公仕事）を行い、家内では家政家（主人）

¹⁰² 前掲書『政治学』第3章第4章（137ページ8から10行目）。

¹⁰³ 前掲書『政治学』第1巻第4章（38ページ8行目）。

¹⁰⁴ 前掲書『政治学』第1巻第4章（38ページ14から15行目）。

¹⁰⁵ 前掲書『政治学』第1巻第4章（38ページ11から12行目）。

¹⁰⁶ 前掲書『政治学』第1巻第4章（39ページ3から9行目）参照。

¹⁰⁷ 前掲書『政治学』第1巻第4章（39ページ14から18行目）。

¹⁰⁸ 奴隷が主人に支配されるのは自然である、とアリストテレスは説いている。「他の人々に比べて、肉体が魂に、また動物が人間に劣るのと同じほど劣る人々（このような状態にある人々というのは、その働きが肉体を使用することによって、そして彼らの為し得る最善のことはこれより他にないといった人々のことである）は誰でも皆自然によって奴隷であって、その人々にとっては、もし先に挙げた劣れるものにも支配されることの方が善いことなら、そのような支配を受けることの方が善いことなのである。何故なら他人のものであることの出来る人間（それ故にまた他人のものでもある）、すなわち理をもってはいないが、その解するくらいにはそれに関与している人間は自然によって奴隷であるからである」とアリストテレスは説いている（前掲書『政治学』第1巻第5章（42ページ5から11行目））。また同じページの13から14行目において「実は奴隷と動物との間に、有用さという点では大した相違は存しない。何故なら生活必需品のために肉体を以て貢献するということが両者の^{はたら}能きなだけだから」と言っている。アリストテレスは、肉体が

のために下働きをする存在とアリストテレスは見てきて、下働きする奴隷を支配する仕方は家政術に包含されることになる。主人が必要とする知識は「奴隷たちの使用を教える知識」¹⁰⁹であり、「その知識は大したものでもなければ、感心するほどのものでもない。何故なら奴隷が如何にしてなすべきかを知らなければならぬ仕事を、主人はただ如何に命令すべきかを知っているだけでよいからである」¹¹⁰とアリストテレスは述べている。これが奴隷を使用する術であり、家政術の一部である。主人には、所有物であり道具である奴隷を如何に使用するかの知識（如何に命令するすらの知識）が必要である。

次には、徳の視点から奴隷と主人の関係を押さえてみよう。アリストテレスは、奴隷を主人の所有物と規定し、物として扱うことを否定していないが、しかしアリストテレスは奴隷を人間としてみようとしている。奴隷も人間であるからには、理性を持っているはずであるが、奴隷の徳とはどのようなものであろうか、またその徳にはどのような特性があるのであろうか。自由人としての徳と同じなのであろうか、それとも何かほかの徳なのであろうか。アリストテレスは、奴隷にも妻や子供と同様に徳があるが、しかし支配する者（主人、自由人としての男）と支配される者（奴隷、子供、妻・女性）の徳とは同じではなく、それとは異質であると考えている。また奴隷や妻や子供が善く支配されるためには、支配される者の徳を持つ必要があると言う。それは、支配する者が、善く支配するために支配する者の徳¹¹¹をもつと同じである。支配する者の徳と支配される者の徳とは同じではなく異質である。アリストテレスは、支配する者と支配される者の徳の違いについて説明している。

彼は、その違いを魂における支配と被支配の関係から類推し推論している。アリストテレスは「魂においては或る部分は本性上支配するものであり、或る部分は支配されるものであり、そしてそれらの徳は互に別である」¹¹²と説明している。アリストテレスは、支配する部分が有理的部分（思惟する部分）であり、支配される部分が無理的部分（欲情的部分）であ

魂に自然に支配されるように、肉体労働をする奴隷は自然に理性的仕事をする者（主人）に支配されるものと見做している。ここでは、奴隷は主人の所有物であり、人間である奴隷に人間としての尊厳を抱いて生活することを認められていない。この点はエラスムスとは格段の違いがあると思われる。エラスムスの「人間の尊厳」についての説明と、アリストテレスによる人間としての奴隷についての説明には、大きな違いがある。

¹⁰⁹ 前掲書『政治学』第1巻第7章（47ページ6行目）。

¹¹⁰ 前掲書『政治学』第1巻第7章（47ページ8から10行目）。

¹¹¹ 前掲書『政治学』第1巻第13章（63ページ1から2行目）に「支配者が節制でもなく正しくもないとすれば、どうして立派に支配することが出来るであろうか」と言って、支配する者には徳があることを述べている。

¹¹² 前掲書『政治学』第1巻第13章（63ページ7から8行目）。有理部分が支配し、無理部分が支配される部分である。無理部分は有理部分（思惟する部分）の命令に従うこともあるが、ときには背くこともある。この意味で無理的部分は欲情部分であると言える。

り、この两部分の徳は互に別である¹¹³と考えている。奴隷にも妻にも子供にも魂のいろいろな部分があるが、そのあり方はそれぞれで違うとアリストテレスは認識し、「奴隷は熟慮的部分を全く持たないが、しかし女性は持っている、けれどもそれは権威をもたない、また子供も持っているが、不完全である」¹¹⁴と説明する。また「支配者は性格的徳の完全なのを持たなければならない（何故なら仕事というものは、絶対的な意味では、棟梁に属するのであるが、理性はその棟梁だから）」¹¹⁵と言う。魂の支配する部分と支配される部分の関係が奴隷や女性や子供において異なっているように、性格的徳である正義、勇気、節制などの程度についても、人々（自由人、奴隷、女性、子供など）の間で異なっている。「性格的徳は上述の凡ての人が有するけれど、しかし妻の節制と夫のそれとは、ソクラテスの考えていたように、同じではなく、また勇気も正義もそうではなく、むしろ男の勇気は支配的なものであり、女の勇気は服従的なものであるということとは明らかである」¹¹⁶と言い、性格的徳も人々の間で程度の差があると述べている。プラトン著『メノン』¹¹⁷の71Eから72Cにおいて、メノン¹¹⁸は、男の徳を「国事を処理する能力をもち、かつ処理するにあたって、よく友を利用して敵を害し、しかも自分は何ひとつそういう目にあわぬように気をつけるだけの能力をもつこと、これが男の徳というものです」と説明し、またメノンは、女の徳を「女は所帯をよく保ち夫に服従することによって、家そのものをよく^{ととの}斉えるべきである」と説明している。続けて、メノンは、子供の徳、年配者の徳、さらに、自由人の徳、召使いには召使いの徳があると述べている。メノンは、男は国を治め、女は家を治めることを徳としているが、『メノン』

¹¹³ 前掲書『政治学』第1巻第13章（63ページ8から9行目）参照。

¹¹⁴ 前掲書『政治学』第1巻第13章（63ページ13から15行目）。

¹¹⁵ 前掲書『政治学』第1巻第13章（63ページ15から17行目）。

¹¹⁶ 前掲書『政治学』第1巻第13章（64ページ1から4行目）。

¹¹⁷ プラトン著（藤沢令夫訳）『メノン』（13ページ4から14ページ2行目）参照。プラトンは、『メノン』において、徳は教えられるかを題材にして、メノンとソクラテスの間で、対話を展開している。『メノン』99（114ページ9から10行目）において、両者の対話の結論としてソクラテスは「徳は教えられうるものではない以上、もはや知識であるともいえない」と言っている。

プラトンは何故対話の相手としてメノンを選んだのであろうか。それは彼がソフィストでゴリギアの教えの影響を強く受けていた人物であったからであろう。プラトンは、ソフィストであるゴリギアの考えに異議を唱える意図をもって、その対話を構成していると推察される。

¹¹⁸ クセノポン著（松平千秋訳）『アナバシス』第2巻第6章（105ページ11から15行目）において、メノンを次のような人物として捉えている。「テッサリア出身のメノンが極度に金銭欲の強い男であったことは明白である。軍の統率者になりたいというのも、収入をふやすためであり、榮譽を求めるのも儲けを多くするために外ならなかった。また最高の権力者たちに近付こうとしたのは、悪事を働いても処罰を免れるのが目当だったのである。自分の野望を遂げるためには、偽りの誓いを立て、嘘を言い、だますのが最も近道であり、率直や正直は馬鹿と同意義だと考えていた」とメノンの人物像を描いている。また「メノンは人を騙す能力とか、嘘を捏造したり、友人を嘲笑することを自慢していた」と描いている（上掲書『アナバシス』第2巻第6章（106ページ9行目））。

のソクラテスはこれに対し、徳には本質的特性（アリストテレスの徳の規定に同じであろうと思われるが、プラトンは『メノン』では具体的にその特性については示していない）があると反論している。『メノン』のソクラテスは、節制と正義によって、国を治め、家を治めることによって善く治める¹¹⁹ ことになると説いている。徳の観点から検討し、奴隷は支配される者になる。その性格的徳（正義、節制、思慮など）において、奴隷の徳が、主人や女性や子供の徳とは異なるということをアリストテレスは結論として導き出している。奴隷の徳については、アリストテレスは奴隷を生活の必需品で有用であると規定しうることから、「放縦や卑怯によって彼らの仕事を忽せにすることにならぬ程度の徳を必要とする」¹²⁰ とアリストテレスは説明している。放縦あるいは卑怯であれば、奴隷としての仕事（何かを主人に生産するという仕事）を^{ゆるか}忽せにする。よって、アリストテレスは、子供に対する以上に奴隷には忠告（教育）を与えるべきであると主張している。

最後に、アリストテレスの徳についての定義を確認しておこう。アリストテレスは「徳とは状態である」と言い、さらにすべて徳とは「それを有するところのものよき「状態」を完成し、そのものの機能をよく展開せしめるところのものである」¹²¹ と定義している。たとえば、アリストテレスは、人間の徳とは「ひとをしてよき人間たらしめるような、すなわち、ひとをしてその独自の「機能」をよく展開させしめるであろうような、そうした「状態」でなくてはならない」¹²² と説明している。徳とは、「われわれの選択の基礎をなす（魂の）状態」にはかならず、「われわれの関係における中庸」¹²³ において成立する状態であるとアリストテレスは説明している。「然るべきときに、然るべきことがらについて、然るべきひとに対して、然るべき目的のために、然るべき仕方においてそれを感じるということ、これは「中」的にして最善であり、まさしくこうしたことが徳には属している」¹²⁴ と述べている。ここで、'然るべき'を規定するのが理性である。徳は感情（情念）や行為に関係するが、「これらいずれにおいても、超過ならびに不足は過つに反して「中」は賞讃され、ただしきを失わない

¹¹⁹ 上掲書『メノン』72Cから72E（15ページ10から17ページ15行目）参照。プラトンは、『メノン』において、家や国を正しく治めるためには、徳（節制や正義や思慮）が必要であると説いているが、しかし、徳は教えられないという結論に至っている。プラトンの『国家』において、正しく治めるには何が必要であるかが追求されることになる。

¹²⁰ 前掲書『政治学』第1巻第13章（64ページ16から17行目）。

¹²¹ アリストテレス著（高田三郎訳）『ニコマコス倫理学（上）』第2巻第6章（1106a17から18）（68ページ10から11行目）。

¹²² 上掲書『ニコマコス倫理学（上）』第2巻第6章（1106a23から25）（68ページ16から69ページ2行目）。

¹²³ 上掲書『ニコマコス倫理学（上）』第2巻第6章（1107a1から2）（71ページ16から17行目）参照。これに続けて、アリストテレスは、「中庸（メソテース）とは、だが、二つの悪徳の、すなわち超過に基づくそれと不足に基づくそれとの間における中庸の謂いである」と述べている。

¹²⁴ 上掲書『ニコマコス倫理学（上）』第2巻第6章（1106b21から23）（70ページ18から71ページ2行目）。

ものなのである」¹²⁵とアリストテレスは述べている。

2.1.4 獲得術

次に、家政術のもう一つの面である獲得術についてアリストテレスの見解を検討して見よう。ここで扱う家政術は、今日の経済学では、すでに第1節の1.1において(2)式、あるいは(2)式説明した生産技術のことであるが、アリストテレスは、家庭内生産の担い手を奴隷としているために生産物の生産技術を財(生産物)の獲得術として説明している。生産物の獲得術をその家政術の一部として説明している。家庭内生産によって、家に食物を提供する、主人であり、夫であり、そして父親である家政家は、家を切り盛りするためには、財(財産あるいは富、アリストテレスは財産と言っているが、実際には生産物(財)であるが)を使用する必要があるだけでなく、またそれらを獲得する必要がある。家政術には、家庭内生活に欠かすことの出来ない道具類(財あるいは財産あるいは奴隷)を使用する術や、生活するための食糧や道具としての財あるいは財産を供給する術も包含されると考えられる。生活に欠かせない財(財産)を獲得する術をアリストテレスは獲得術と呼んでいる。この術は生活に欠くことのでないものとしての食糧や道具の獲得術で、家政術の一部分である。この観点からすると、生活に必要な食糧を獲得する術としての狩猟術あるいは戦争術も獲得術に含めることができる。

今、自由人の生活に欠かせない財(財産)を提供する自営業者(小規模生産者)の生産活動を考察してみよう。この自由人は、自営業者として家内労働によって財(財産)を獲得する。家内労働の担い手は、勿論、奴隷である。自由人の営む自営業によって、自由人の生活スタイルは異なる。その業の違いは、食糧の獲得方法を異なったものとし、その生活様式を異なったものにする。財(財産)の獲得やその使用(運用)術がその自由人の生活様式に影響する。つまり、自営業者としての自由人が農業者(農夫)か、畜産業者(牧畜者)か、漁業者(漁夫)あるいは狩猟業者(鳥や野獣の)か、あるいは海賊であるかによって、その生活様式が異なる。善き生活のための必需品を獲得する獲得術は、自然にかなっていて、その術は家政術の一部分である。というのは、その獲得術は、生活に必要で家や国という共同体に有用かつ蓄えられている財(財産)を獲得し使用することなので、アリストテレスの言う意味での家政術の一部分である。アリストテレスは「植物は食糧として彼らの為に存し、他の動物は人間のために存し、そのうち家畜は使用や食糧のために、野獣はその凡てではなくとも、大部分が食糧のために、またその他の補給のために、すなわち衣服やその他の道具がそれから得られるために存するのである。だから、もし自然が何ものをも無目的に、或いは

¹²⁵ 前掲書『ニコマコス倫理学(上)』第2巻第6章(1106b24から26)(71ページ3から5行目)。

無駄に作るものでないならば、人間のためにそれら凡てを自然が作ってくれているのではなくてはならぬ¹²⁶と説明している。この観点から、アリストテレスは、獲得術の一種である戦争術¹²⁷(狩猟術)も家政術の一部分であると結論している。ある種の獲得術、すなわち戦争術は「合自然的に家政術の一つの部分なのである」¹²⁸とアリストテレスは結んでいるが、同時にそのための条件を付加している。その条件とは、その財(財産)が生活に欠かすことのできないものであり、かつ家や国という共同体に有用である条件である。戦争で奴隷を獲得することは、古代ギリシャでは生活に欠かすことのできないことであり、奴隷を獲得する獲得術でさえ家政術であったと考えられる。この故に、アリストテレスは戦争術を家政術の一部分と考えている。また、奴隷は家のみならず国(ポリス)にとっても有用であった。

奴隷を使って家内で必要になる物・サービスを生産することは家政術の一つであったが、この術は自然なものであると説明されているが、また他の家で生産されたものを交換によって獲得する術も獲得術の一つであると説明しているアリストテレスは、これについては必ずしも家政術に馴染まない取財術(獲得術に酷似している術)があると指摘している。何故馴染まないかという、既に自足している家が他の家と交換する必要がないからである。

2.1.5 取財術：不健全な取財術¹²⁹

そのような財が共同体内に発生してきたのは交換術(交換経済)の発展による。交換が物々交換の段階では、交換するものと交換されるものは共同体では有用なものの交換¹³⁰であったが、貨幣が交換の媒介手段として使用されると、貨幣(貨幣の蓄積)を求めて交換がなされるようになった。貨幣は、国(ポリス)と国(ポリス)との間で財の貿易されるときに、社会的工夫として開発されたものであるが、貨幣を媒介とする交換が同一のポリス(国)内での家と家の間にも浸透すると、社会的に工夫された貨幣の出現は、共同体内での自足した生

¹²⁶ 前掲書『政治学』第1巻第8章(50ページ3から7行目)。アリストテレスの自然観は人間中心主義であると思われる。

¹²⁷ 前掲書『政治学』第1巻第8章(50ページ9から11行目)において、アリストテレスは「人間のうちで支配せられるように生まれついたのでありながらそれを欲しないものに対して用いられなければならない、何故なら、この戦争は自然によって正しいものと考えてよいからである」と述べている。アリストテレスは、戦争によって道具としての奴隷を獲得することも家政術の一部分と考えていたのであろう。

¹²⁸ 前掲書『政治学』第1巻第8章(50ページ12行目)。

¹²⁹ アリストテレスの取財術には、健全な取財術と不健全な取財術があり、商人術とアリストテレスが呼んでいる取財術は不健全な取財術である。生活に必要な財を獲得する場合には、健全な取財術(獲得術の一部)とされている。

¹³⁰ たとえば、村落共同体を例にすると、この共同体の任意の家で過剰に生産された財が交換に出されるが、この財はその家にとっては有用なものである。この有用な物が他の家で生産された物(有用な物)と交換されるのであるから、有用な物の間での交換になる。

活に、必ずしも、必要とはしない財の獲得（取得）をもたらすとアリストテレスは述べる。

自足している共同体内に、財の蓄積の¹³¹ために、財を獲得する取財術が浸透してくる。このことは、財の持つ二面性から説明される。交換経済では、財（財産）はその使用の為に求められるが、一方では財は交換のために用いられる。アリストテレスは、後者のように財を使用することは財自身の「固有の用い方ではない」¹³²と言う。交換に使用する財（財産）が共同体内に発生するのは、各自営業者（小規模生産者）が生活に必要以上に財（財産）を貿易のために生産することから可能になるが、その余剰生産物の出現が物々交換経済を進展させ、その行き着く先が交換の媒介としての貨幣使用の発生となるのである。

実際には、交換経済の一種には物々交換と貨幣を交換の媒介とする貨幣経済があるが、アリストテレスは、前者の交換については自然に起こるものとし、「後の共同体の人々はいくつかの独立な家に別れていたもので、それぞれ多くの異なったものをもって、そしてそれらの異なったものを必要とするところに従って、今日なお野蛮な民族の多くがやっているように物々交換によって自分のものと交換しなければならなかったからである。ここに物々交換というのは有用なものがそのまま有用なものと取り換えられるだけで、それ以上にはでないからである」¹³³と言い、「だからかような交換術は自然に反したものでなく、取財術の一種でもない」¹³⁴と説明している。ここで取財術の一種とは、商人術のことを指している。貨幣経済の進展は、交換の媒介手段として貨幣を使用することによって、取引に伴う取引費用を小さく¹³⁵することを可能にした。貨幣が交換の媒介に使用されると、取引には交換者の欲求の二重の一致が必要としなくなくなるので、社会的に取引に要する時間（労力、すなわち取引費用）を小さく出来る。貨幣の共同体に与える有用さは、この取引費用の社会的な削減にある。有用さの観点からすると、貨幣の使用は、共同体にとっては善いことであったと思われる。

しかし、アリストテレスは、この点には気付くことなく、このように貨幣を媒介とする財

¹³¹ アリストテレスは、徳の視点から、蓄積（蓄積行為）をこころよく思っていない。過剰にものを取得することは、正しくない。それはものが不足するのと同じようである。

¹³² 前掲書『政治学』第1巻第9章（52ページ1行目）。アリストテレスは、自給自足の共同体が善き社会であると見做していたのかも知れない。不足しているものを他の共同体から取り入れることや、超過しているものを他の共同体に提供するのは善き社会ではないと見ていたのかも知れない。

¹³³ 前掲書『政治学』第1巻第9章（52ページ10から14行目）。この引用で、後の共同体とは、村としての共同体（村落共同体）を指している。

¹³⁴ 前掲書『政治学』第1巻第9章（52ページ15から16行目）。この引用での取財術とは、商人術の意味で用いている。アリストテレスは、物々交換によっては生活に欠かせない財産（財）が充足されるので、商人術とは違って、自然にかなっていると見ている。

¹³⁵ アゴラでは、市場が開かれていたから、この市場の形成が必要としているものを持っている人を捜す費用を小さくしている。この費用も一種の取引費用である。

の獲得を家庭内生産での財の獲得から区別して、それを取財術と呼び、より明確には商人術と呼んでいる。商人は、交換から利益を引き出している。商人は、より少ない貨幣の支払をして、その財を取り入れる（獲得する）ことによって利益を引き出している。このような術によって商人は、富あるいは財産を生み出している。アリストテレスは「或る人々は富をしばしば貨幣の総量だとおぼしている、それは取財術や商人術が貨幣に関係しているためなのである」¹³⁶と述べている。貨幣で他の商品（もの）を入手できるために、貨幣が富であるかのように見なせるのである。他方では、貨幣は「全く無意味なもの、すなわち人の定めたものであって、自然には何ものでもないと思われる、何故なら使用者がその貨幣を^す廃て他のものを採用したら、塵芥も同然、生活必需の何ものに対しても少しも役に立たないし、また実際貨幣をたくさん持っているがながら必要な食糧にしばしばことかくことになるからである」¹³⁷と述べている。このように貨幣を人々が受け取るとき（一般的受諾性があるとき）には、富であるかのように見なせるが、それを受け入れなくなる瞬間にただのもの（塵芥）になってしまうのである。アリストテレスは、正しく貨幣の社会的意味を理解して、商人術としての取財術を「その術の機能は何処からたくさんの財産が得られるかを見てとることの出来ることだと思われる、何故ならそれは富や財を作るものだからである」¹³⁸と説明し解説している。アリストテレスは、貨幣が交換の媒介手段にしか利用されないときには、貨幣を蓄えても無駄であると言っている。しかし、交換の媒介手段として使用される貨幣は、価値の貯蔵手段（富）としての働きも持つことになることになり、ここから貨幣を富として蓄えるようになる。この資産としての貨幣の役割については、アリストテレスは気付いていない。それは、貨幣の貸し借りが個人間（家庭内で生産する人たちの間での貸借）であったため、貸付を受けた人が生産財（生産するための道具）を生産し、そこから収益をもたらす状況をアリストテレスは観察することが出来ないでいなかったからであろう。アリストテレスが生活していた古代ギリシャには、今日のように、耐久的に利用可能な設備が社会に賦存していなく、金融機関が社会に拡がっていなかったために、アリストテレスは貨幣が収益をもたらす金融資産に変換できる現象を観察していなかったために、ある自由人が他の自由人に貸し付けて利子を課す行為を不自然な行為とで見えていたと思われる。アリストテレスが、貨幣をそのように理解したとしても無理からぬことである。もしアリストテレスが、貸付資金を投資に廻し、収益を得る人（企業家）の存在を観察していたならば、アリストテレスは商

¹³⁶ 前掲書『政治学』第1巻第9章（53ページ15から16行目）。

¹³⁷ 前掲書『政治学』第1巻第9章（53ページ16から54ページ1行目）。貨幣の使用価値は交換される財によって測られるのであるから、アリストテレスの見解は間違っていない。しかし、貨幣は社会的に有用なものである。

¹³⁸ 前掲書『政治学』第1巻第9章（53ページ13から15行目）。

人術を一方向的に批判するだけでなく、その行為に社会的有用さを認めたかも知れない。貸付資金を蓄える人は資金の提供者になり、貸付資金を使用する人はその資金の利用者になる。その資金の利用者は資金を利用して財生産を行い、それを他の家に提供することによって利益を得る。単に、あるものと他のものを交換するだけでなく、貨幣の貸付によって、社会的に有用なものが将来生産される。貨幣経済では、貨幣を財（資産）としている。この点をアリストテレスは観察する機会を持ってない社会で生活していた。というのは、古代ギリシャでは金融機関が未発達であったからである。アリストテレスは、社会・経済を動学的にみる機会に恵まれなかった。もしアリストテレスに通時的に、すなわち動学的に社会・経済を見て分析する機会があたえられたならば、ものの蓄財は今の期（今年）のためではなく、将来（来年）の生産（獲得術）に必要であると気づきことが出来たであろう。その時には、彼は貨幣の貸借の可能性を無視することはなかったかも知れない。取引を今年に限るならば、財の蓄積はその財の過剰を意味するように見える。しかし、その財が来年の生産に使用されるなら、過剰であるとは言えないかもしれないからである。たとえば、穀物の種子を蓄積し、来年の生産に使用するならば、その種子を蓄積することは今年からすると、過剰であるかも知れないが、動学的に考察し来年の生産も考察するならば、その蓄積は過剰とはならないであろう。

動学的に社会・経済を見る機会に恵まれなかったアリストテレスは、その『政治学』第1巻第10章において、二種類の取財術について纏めている。その一つは、家政術の一部分としての取財術すなわち獲得術、他は商人術としての取財術である。前者の家政術の一部は家長家の仕事である。アリストテレスは、自然が食糧の源であって、また自然によって土地（農地）や海やその他のものが贈られているという前提のもとで、家政術と商人術の相違を説いている。自然によって与えられた「果実や動物から財を取る術は凡ての人々にとって自然にかなったものである」¹³⁹とアリストテレスは言い切って、この獲得術は家政術の一部分になると説いている。この自然に与えられるものを食糧とする社会観では、社会を静学的に見ることになるため、資産としての貨幣や財の蓄積（資本蓄積）から生まれる社会的利益は無視されることになる。アリストテレスが対象にした社会は、静学的な社会であった。この点がアリストテレスの特長であり、また、そのことが彼の限界でもあったのである。

次に、アリストテレスの商人術と家政術の関係について考察・検討する。商人は、財（財産）を生活の必要性から求めるのではなく、交換のために財（財産）を求めるとアリストテレスは見ている。それ故に、アリストテレスは「商人術は財を作るもの、それも凡ゆる仕方によってではなくて、ただ財の交換によってのみ作るものである。そうしてこれは貨幣に関係するものだと思われる、何故なら貨幣は交換の出発点であり、その目的点でもあるか

¹³⁹ 前掲書『政治学』第1巻第10章（57ページ3から4行目）。

らである¹⁴⁰と説明し、先に述べた家内生産から財を得るような獲得術あるいは物々交換としての獲得術と商人術（取財術）は違うと説明している。アリストテレスは、獲得術では交換によって財（財産）を求めるのであって、貨幣を求めることのない¹⁴¹交換術は自然に適っていると考えている。商人のように貨幣を求める行為は不自然である¹⁴²ということについて、アリストテレスは「この種の取財術の目的にも限りがない、そしてその目的というのは間違った種類の富であり、財の獲得である」¹⁴³と述べ、「この種の財を獲得することは家政術の仕事ではない」¹⁴⁴と言い切っている。アリストテレスは貨幣経済や蓄財としての取財術を非難している。

何故アリストテレスは商人術（あるいは取財術）を非難するのであろうか。多分、アリストテレスには、生活に必要な以上に財を蓄えること¹⁴⁵は、社会にとって有用であると確信でき

¹⁴⁰ 前掲書『政治学』第1巻第9章（54ページ6から8行目）。

¹⁴¹ アリストテレスは、貨幣を交換の媒介手段に限定しているように思われる。貨幣が交換の媒介手段で有るがゆえに、価値貯蔵手段になることを無視している。貨幣を今年他者に貸付て、次の年（来年）に返済してもらおうと、その貨幣は交換の媒介手段で有るので、購買力として使用できる。もし借りた他者がその資金で利益を得たならば、その利益を資金の出し手に配分することは不当ではないであろう。聖書『マタイによる福音書』第25章14節から30節の天国の譬え話で、5タラント渡された者はそれを商売に使い5タラント儲けたが、1タラントを渡された者は地の中に隠しておき1タラントを帰ってきた主人に返したが、このとき主人は利子を生み出さなかった者を罰し、持っているタラントを取りあげ、その資金から利子を生み出し5タラント儲けた者に渡した。同様の譬え話は聖書『ルカによる福音書』第19章11から27節にある。聖書著者は、アリストテレスとは違って、利子を非難していないと思われる。

¹⁴² アリストテレスは、貨幣は交換の媒介手段であり、資産ではないと見ているから、貨幣を蓄える行為は不自然であると言う。またトマス・モア（平井正穂訳）も『ユートピア』第2巻第9章（179ページ4から12行目）において、「ユートピアでは、貨幣に対する欲望が貨幣の使用とともに徹底的に追放されている」ので、「悪徳と害毒のいかに大きな原因が根こそぎ断ち切られていることであろうか」と言い、「詐欺・窃盗・強盗・口論・喧嘩・激論・軋轢・譴責・抗争・殺人・謀逆・毒殺、— こういったものは毎日に処罰しても復讐を企てこそすれ、決して防ぐことの出来ないものであるが、それこそ貨幣が死滅すればそれと同時に死滅するところのものであることを誰が知らないであろうか」と確信している。これと同様に、また「恐怖・悲哀・心痛・労役・苦闘といったものも貨幣が消滅したその瞬間に、消滅するのではないであろうか」と語っている。

モアもまた、アリストテレス同様に、貨幣が欲求の二重の一致を回避し、取引に伴う社会的費用を小さくしていることには気付いていない。単に貨幣の使用しない国（社会）を生み出すことによつて、貧乏がなくなると想定している。実際、モアの共和国「ユートピア」は海外（外国）との財の輸出・輸入の決済には貨幣を使用するとしている。海外（外国）との交換に貨幣を使用することは、国内での取引の決済にも貨幣を使用することを意味することに気付いていない。

モアは貨幣の使用を廃止し、その代わりに何を提案しているのであろうか。共和国の繁栄をもたらすために、何ものも私有でなく、公共の利益が社会を提案している。それをキリストの権威によって実現できると期待していた。

¹⁴³ 前掲書『政治学』第1巻第9章（54ページ12から13行目）。

¹⁴⁴ 前掲書『政治学』第1巻第9章（54ページ14行目）。

¹⁴⁵ アリストテレスには、充足することが善であった。アリストテレスの徳からすると、充足することは正義であり、余剰は不足と同様に悪徳であった。故に、必要を超えて蓄財することは悪徳であった。アリスト

なかったためであろう、と推察される。また、財などの富は無限に存在し得ないので、ある人（貨幣を多量に蓄積した人）が無限に財を蓄えようとする、他の人には不足が発生し、この場合には凡ての人が充足して生活することは不可能になり、共同体にとって蓄財は有用ではなくなる。アリストテレスは、財配分の観点からも蓄財を非難している。アリストテレスは、生活に必要な財を超過させることや、不足することは悪であったとみなしていたからである。トマス・モアも、「もし金持ちたちの倉という倉を探すならば、この食糧欠乏の年の末においても、なお多量の穀物が、— そうだ、あの飢饉と悪疫のために斃^{たお}れていった人々に分けてさえやっておれば一人として悪疫と欠乏の苦しみをなめなくてもよかつた筈の、あの多量の穀物が出てきたであろう。それというのもあのやんごとなき女性、貨幣夫人がわれわれとわれわれの生計との間の路、つまり彼女がそもそも神の名の下に設けられた本来の使命の通り、常に流通をよくしておかなければならぬ筈の路を、塞いでしまったからであって、そういうことさえなければ人々は楽に生計を営んでゆくことができるのだ」¹⁴⁶と貨幣経済を非難し嘆いている。モアも貨幣経済において、貨幣の蓄積を目的にする富裕者が現れ、他方に貧困者が現れると見ている。「彼女は、不幸に呻^{しんぎん}吟している人間には自分の華やかな幸福を見せつけ、貧乏な人間には自分の豪勢^{こうせい}な富を誇らしげに見せつけ、その心を一層苦しめようという女なのだ。この地獄の犬（地獄の蛇）はかくして人間の心の奥深くしのび入り、人生の正しい道を踏もうとするのを妨げる」¹⁴⁷。この状態を解消するのが、人間ではなく、「もしわれわれはすべての個人的利益を尊重する心か、もしくは救主キリストの権威を恐れる心か（無限の智慧にとみ給うキリストが、何が最善であるかを知り給わない筈がなく、無限の愛にみち給うキリストがその最善なる人間にすすめ給わない筈はない）があれば、この世界はとっくの昔に共栄国ユートピアの法律を採用していたに違いないと私は信ずる」¹⁴⁸とトマス・モアは述べている。モアは、貨幣経済に替わる世界としてキリストの権威が支配する世界を押し出している。アリストテレスは、宗教にでは国制の選択によって、貨幣経済の問題が解消させることを追い求めている。

しかし、実際には、ポリス（国）とポリス（国）の貿易の必要から貨幣が生み出されると、富の概念が変わり、「或る人々は富をしばしば貨幣の総量だとなしている」¹⁴⁹状況が生み出されたと思われる。アリストテレスは、貨幣は手段であり、目的ではないと捉えて、本来の（ほんとうの）富は、生活に欠くことのでない財で、家や国（ポリス）に有用で蓄えることが可

テレスの蓄財や商人術の批判は、アリストテレスの徳を根拠としていっていると考えられる。

¹⁴⁶ 前掲書『ユートピア』第2巻第9章ユートピアの諸宗教について（179ページ14から180ページ2行目）。

¹⁴⁷ 前掲書『ユートピア』第2巻第9章ユートピアの諸宗教について（180ページ14から17行目）。

¹⁴⁸ 前掲書『ユートピア』第2巻第9章ユートピアの諸宗教について（180ページ6から10行目）。

¹⁴⁹ 前掲書『政治学』第1巻第9章（53ページ15行目）。

能な財からなると見ている。「ほんとうの富はかようなものから出来ているようである。何故なら善き生活に必要なとされるかような財の充分な量は無限ではないからである」¹⁵⁰とアリストテレスは述べている。ここで、かような富とは、上で述べたような必需品のような財から構成され、また、これらは無限にはないが故に富になる。アリストテレスは「富とは家長や政治家の用いる道具の総量であるから」、「如何なる術の道具もその数において、またその大きさにおいて無限ではない」¹⁵¹と説明している。富は無限ではなく、有限である。しかし、実際のポリスでは「われわれが見出すのはまるでその反対の事実である。何故なら財の獲得者は皆貨幣を無限に殖やすであろうから」¹⁵²と述べ、現実には、ポリスの人々がアリストテレスの目指す方向とは逆行していることを示唆している。交換の媒介手段に過ぎない貨幣を蓄えることはアリストテレスにとっては非難すべきことであったのである。

ポリスで普通に生活している人々や善く生きることを目指している人々が貨幣の蓄積を目的にしている、とアリストテレスは認識している。「或る人々にはこの蓄財が家政術の仕事と思われるに至る、そして貨幣からなりたつ財産を失わぬようにしなければならぬ、或いは無限に殖やさなければならぬと絶えず思うのである」¹⁵³と貨幣経済（アリストテレスが生活していたアテネなどでは）で生活する人々の生き方を説いている。何故貨幣経済の人々は貨幣を無限に殖やそうとするのか。アリストテレスは、人々の「欲望は無限であるから、それを満足させる手段もまた無限に欲望する」¹⁵⁴と簡潔・単純に説いている。「善く生きることでなくてただ生きることに熱中するところに」¹⁵⁵その本質があるとアリストテレスは述べている。アリストテレスは、ポリスにおいて‘善く生きる’ことは欲望を剥き出しにした生活ではなく、欲望の抑制された（過度の欲求を抑えた）生活を説いている。このような生活とはどのような生活であるのか。これが自然に合った生活とアリストテレスは説くであろうか。

アリストテレスは、商人術について「交換的なもので、非難せられて然るべきものである」¹⁵⁶と規定している。それは、自然に適ってなく、人間が相互から財を得るものであると説明

¹⁵⁰ 前掲書『政治学』第1巻第8章（50ページ15から16行目）。ほんとうの富というとき、アリストテレスはこれには貨幣を含めていない。貨幣は交換の媒介手段に過ぎないからである。

¹⁵¹ 前掲書『政治学』第1巻第8章（51ページ2から3行目）参照。

¹⁵² 前掲書『政治学』第1巻第9章（54ページ16から17行目）。

¹⁵³ 前掲書『政治学』第1巻第9章（55ページ3から4行目）。

¹⁵⁴ 前掲書『政治学』第1巻第9章（55ページ6行目）。

¹⁵⁵ 前掲書『政治学』第1巻第9章（55ページ5行目）。アリストテレスは、善く生きることを目的とする人でも、肉体的享樂を求め、取財に熱中し、その享樂を過剰な富あるいは蓄財によって満たすと言う。医者は医術によって富をなすことをもとめ、将軍はその術によって富を蓄えることを目的にする。これらは不自然である。医術の目的は、健康であり、富ではない。将軍の目的は、勝利することであり、富を蓄えることではない（前掲書『政治学』第1巻第9章（55ページ7から16行目）参照）。

¹⁵⁶ 前掲書『政治学』第1巻第10章（57ページ8行目）。

している。その例として、アリストテレスは、高利貸を取りあげて最も憎んで然るべきものとして説明している。何故、彼は高利貸を憎んで然るべきであると言うのであろうか。それは、利子が貨幣自体から引き出されていて、交換過程から得られたもので無いことによっている。アリストテレスは「貨幣は交換のために作られたもの」¹⁵⁷であるが、しかし、「利子は貨幣を一そう多くするものである」¹⁵⁸と説明している。交換によって共同体の食糧や道具などを自足することは自然に適っているが、利子は貨幣を殖やすために他から財（財産）を奪う¹⁵⁹ものであり、最も自然に反すると彼が考えていたのである。このことは、アリストテレスが貨幣経済を動学的に見ていないことの帰結である。しかし、古代ギリシャでは、個人間での貨幣の貸借であったから、アリストテレスの批判的を射ていると考えることもできる。というのは、個人が生産には関与しない消費者であるならば、そのような消費者は貨幣を資金として財生産することはないからである。

アリストテレスの自然にかなった生活とはどのような生活であったのであろうか。この点は必ずしも解明されていない。必要なものを自然に与えられたものから獲得して生活することが自足した生活であり、善き生活であった。必要とするものが得られない生活は悪い生活であり、また必要以上に獲得する生活も悪い生活である。アリストテレスにあっては、自足した生活が幸福な生活であり、これが善き生活であった。この善き生活をもたらすのが統治（政治術）であると位置づけている。この問題については、次の第2節の2.2で検討する課題である。

2.2 国民と国制

2.2.1 古代ギリシャにおける国民の範囲

アリストテレスは、国が多くの部分から合成されるものどもに属していることは明らかである¹⁶⁰と言い、そして国は「或る数の国民である」¹⁶¹と述べている。アリストテレスは、人によって国民についての規定が異なっていて、民主制における国民が寡頭制における国民でないことが有り得る¹⁶²と言う。アリストテレスは、国制の違いが国民の範囲に影響することを

¹⁵⁷ 前掲書『政治学』第1巻第10章（57ページ10から11行目）。アリストテレスは、貨幣が価値貯蔵の手段であると見ていないために、貨幣を蓄積することは、配分に廻される生産物（財）の社会的な減少であると見做したのである。社会を動学的に捉えていれば、将来に産出される生産物が貨幣の蓄積によって可能になるならば、貨幣の貸付が利子を伴うことも有り得ることをアリストテレスは理解したであろう。

¹⁵⁸ 前掲書『政治学』第1巻第10章（57ページ11行目）。

¹⁵⁹ アリストテレスは、高利貸は「取財術のうちで実は最も自然に反したものである」と言う（前掲書『政治学』第1巻第10章（57ページ13から14行目））。

¹⁶⁰ 前掲書『政治学』第3巻第1章（121ページ9から10行目）参照。

¹⁶¹ 前掲書『政治学』第3巻第1章（121ページ11行目）。

述べている。

ここでは、国民とは何か、その定義について検討・考察する。第一に、ポリス内に居住している者が国民であるかどうかについて検討・考察してみよう。アリストテレスは、居留他国人も奴隷も同じポリスに住むが、国民ではない¹⁶³と言う。一つの城壁内に居住するからといって、その居住内にいる人が同じ国民であるとは言えないと述べている。しかし、このことは、今日でも同様に言える。たとえば、このことは、日本の領土内に住む人が必ずしも日本国民ではないのと同様である。また裁判に訴えられる権利あるいは裁判に訴える権利を持つ人が国民であると言えないであろう。居留他国人も奴隷も裁判を受ける権利がある¹⁶⁴から、よって司法権に与ることが国民かどうかの基準にはならない。このことも今日の日におけると同様である。他の国の人でも裁判に訴えることも裁判に訴えられるもする。さらに、アリストテレスは、子供や老人も国民には含めていない。国民名簿に登録されていない子供は‘未成年の’国民と言い、国民の義務を免状された老人は‘男盛りを過ぎた’国民である¹⁶⁵とアリストテレスは言う。子供¹⁶⁶や老人は、このように条件付きで国民と呼ばれる。アリストテレスは「われわれが探求しているのは条件ぬきでの国民、すなわち修正を必要とするところ」としての欠点を持つことのない国民¹⁶⁷であるとアリストテレスは述べている。よって、アリストテレスは、上で述べた子供や老人を国民には数えてはいない。この取扱は、今日の日本での国民の取扱とは必ずしも同じではない。アリストテレスは、ポリスの公務を負担する者を国民として位置づけているのであろう。今日の日本では、一定以上の年齢に達した後に、役（たとえば国会議員や裁判の審議役）に就くことが可能になり、役に就く人を選出する選挙権を有する者を指していると考えられる。今日でも、国民としての子供には、社会的に一定の条件が課されていることを考慮すると、子供は条件付き国民であると思ふこともできるかもしれない。しかし、今日では、退職した老人を国民から排除することは受け入れられられないであろう。

アリストテレスは、国民とは「裁判と役に与かること」¹⁶⁸を条件にして定義し、「役に与かる者をわれわれは国民だとする」¹⁶⁹と述べている。アリストテレスは、この定義以外に適切

¹⁶² 前掲書『政治学』第3巻第1章（121ページ13から15行目）参照。今日でも、国民と居住者が違うように、ポリスに住んでいる人が総て国民ではなかった。そのためには国民の定義が必要になる。

¹⁶³ 前掲書『政治学』第3巻第1章（122ページ1から2行目）参照。

¹⁶⁴ 前掲書『政治学』第3巻第1章（122ページ2から7行目）参照。

¹⁶⁵ 前掲書『政治学』第3巻第1章（122ページ7から13行目）参照。

¹⁶⁶ 今日の日でも、成人した人には選挙権と被選挙権が与えられ、未成年の人は成人した人とは社会的権利などで取扱が違う。この場合、未成年者は、‘条件つき国民’と言えるのかも知れない。

¹⁶⁷ 前掲書『政治学』第3巻第1章（122ページ15から16行目）参照。

¹⁶⁸ 前掲書『政治学』第3巻第1章（122ページ17行目）。

な定義がないと考えているようである。国民とは「審議の役か、もしくは裁判の役かに与かる権利を有する者がすなわちその国の国民である」¹⁷⁰とも述べて、「国とはおおざっぱに言って、このような人々が、生活の自足を確立するに十分な数だけ集まったものである」¹⁷¹と言っている。民主制の下では、審議役の権利は民会員に、裁判の役は裁判官に与え、それらが国民権であった。民主制の下では、民会員も裁判官役も無期限であったが、しかし他の国制では役に応じて任期に制限があった。また同一の人が役を兼任する¹⁷²ことが可能な国制もあった。しかし、当然において、準国民と見做される居留者あるいは奴隷に国民権（審議役や民会員としての権利）は賦与されていなく、彼らは国民には入れられていない。

アリストテレスは、国民について以下のような疑問を投げかけている。「同一の人々が同一の場所に住む場合、そこに住む人々の種族がもし同じであるなら、そのうちの或る者は絶えず死んでいき、或る者は生れ来ても、その国は同一であるといわなければならないか」¹⁷³、それとも「人間は同一であると言わなければならないが、しかし国は異っていると言わなければならないか」¹⁷⁴と問題を提起している。ある場所で同じ種族の人々が一方では死んでいき、他方で生まれるときでも、政治体制（すなわち国制）が異なっている場合には、同じ国とは言えないかも知れない。ソビエト連邦共和国が崩壊し、ロシア連邦が成立したが、このときソビエト連邦とロシア連邦では同じ種族（スラブ人）であったが、両者は政治体制が異なるために、同じ国としてではなく異なった国と見做される。このように、アリストテレスは、国制が異なれば国も異なってくると言い、国制に注目して国は同一であるか否かを判断することを推奨している¹⁷⁵。アリストテレスは、国は一つの共同体¹⁷⁶であり、同一の国制を共通に持つ国民の団体、「すなわち一つの国制を共同にする国民の団体」¹⁷⁷と述べている。ゆ

¹⁶⁹ 前掲書『政治学』第3巻第1章（123ページ8行目）。役には、年限が切られた役、年齢制限のある役、任期が無期限の役など多様であるが、役に与るものを国民と定義している。

¹⁷⁰ 前掲書『政治学』第3巻第1章（124ページ11から12行目）。アリストテレスは、実用的に用いられている国民の定義に疑問を投げかけている。「国民とは父或いは母の一方だけでなく、両方とも国民である両親から生まれものであると定義している」さらに、或る人々は「二代或いはもっと前の先祖が国民でなくてはならないと言っている」と述べて、このような定義では、国に建設者である最初の人々は国民ではなくなると指摘し、実用的な定義の難点を指摘している。この実用的な定義よりも、アリストテレスの国民の定義の方が優れている。

¹⁷¹ 前掲書『政治学』第3巻第1章（124ページ12から13行目）。

¹⁷² アリストテレスは、ラケダイモンやカルケドンにおいては、人民の団体としての民会がなく、随時招集される者たちがいたにすぎなく、また訴訟は、契約の種類ごとに監督官がことなり、部門別に裁判された、と説明している（前掲書『政治学』第3巻第1章（124ページ1から6行目）参照）。

¹⁷³ 前掲書『政治学』第3巻第3章（127ページ13から15行目）。

¹⁷⁴ 前掲書『政治学』第3巻第3章（127ページ17から18行目）。

¹⁷⁵ 前掲書『政治学』第3巻第3章（128ページ1から8行目）参照。

¹⁷⁶ 国も、国の構成単位である村や家や夫婦とどのように共同体である。

えに、国制が変遷（変化）すると、国民の範囲も異なる団体に変化することを意味すると考えられる。また役に就いている人は皆国民であることに疑問を抱く人がいるかも知れないが、不正な方法で役に就いた人は国民であろうか。アリストテレスは、正しい方法で役に就こうがあるいは不正な方法で役に就こうが、何れの方法であっても、役に就く権利をもつ人はその国の国民であることにはかわりがない¹⁷⁸、と述べている。

国制が変化するということは、役に就く権利を有する人民の団体が変化し、異なった団体が国民になることを意味する。役に与らない居留他国者や奴隷は国民ではないと定義されている¹⁷⁹が、それでは、アリストテレスは俗業民と呼んでいる職人層は国民であるのかと自問する。何故このような問いをするのかと言えば、職人（アリストテレスの俗業民）層が役に就くことが殆どないからである。それとも職人層は国民ではないとしているのであろうか。善き人間の徳が役に与る人としての徳と役に与らない人の徳の両方であったが、役に与らない職人が国民になるならば、国民凡てが善き人間の徳を身に着けているとは言えなくなる。もし職人層（俗業民層）が国民でないならば、職人層は国の何処の部分に置かれることになるのであろうか。俗業的部分が奴隷や外国人から構成される場合には、俗業民は、奴隷や他国居留者と同じ部分を構成するであろう。「もしまた俗業民も国民だとすれば、ともかくわれわれが述べた国民の徳は国民の凡てに、いや、ただ自由であるだけの国民にさえも属するものではなくて、生活に必要な仕事から解放された者たちにのみ属するといわなければならない」¹⁸⁰と述べている。

アリストテレスは、国制が多数あるので、「或る国制においては俗業民や日傭取りが国民であるのは必然であるが、しかし或る国制においては不可能である」¹⁸¹と述べ、ある民主制において「国民たる母から生まれた者は国民であり、また多くの国々においては私生児もまた同様である」¹⁸²と認識しているが、このような人たちを国民とするのは、「真正な国民の欠乏のためであるからして（というのはこのような法律を用いているのは人口減少のためであるから）、人口に富んでくると、先ずその父或いは母が男或いは女の奴隷である者を、次いで（父が居留他国人で）ただその母だけが国民である者を国民のうちから取り除いていき、そして最後にはただその両親が国民である者だけを国民とする」¹⁸³と説明している。これから、

¹⁷⁷ 前掲書『政治学』第3巻第3章（127ページ18から19行目）。

¹⁷⁸ 前掲書『政治学』第3巻第2章（125ページ12から19行目）参照。

¹⁷⁹ アリストテレスは、民主制の下では、他国居留者を国民としていることを認識していた。

¹⁸⁰ 前掲書『政治学』第3巻第5章（134ページ4から6行目）。

¹⁸¹ 前掲書『政治学』第3巻第5章（134ページ12から13行目）。アリストテレスは、貴族制のもとでは俗業民や日傭取りは国民にはならない、というのは、彼らが生活しながら、徳に係わることが出来ないから、と言う。しかし、寡頭制では俗業民には金持ちもいるので、国民になれる。

¹⁸² 前掲書『政治学』第3巻第5章（135ページ2から3行目）。

アリストテレスは、民主制において、解放奴隷の子供を国民にし、居留外国人との間の私生児をも国民とするのは、人口減少に対応するための一時的対応策であると見ている。アリストテレスは、両親がアテネの国民であるときにのみ、その子も国民となり得る見解を支持すると推察される。最終的には、‘両親が国民である者だけが国民’¹⁸⁴とする国制が最善の国制であるとアリストテレスは考えていたのかも知れない。

2.2.2 善き国民の徳は善き人間の徳に一致するか

アリストテレスは、「善き人間は一つの完全な徳によって善い者である」¹⁸⁵と主張し、善き人間の徳と立派な国民の徳が同じかどうかについて考察している。このことは、国民としては立派であるが、立派な人間が徳を備えていないことがあり得ることを示唆している。さらに、アリストテレスは、国民の徳は国制に係わり、「国制の種類が多くあるなら、立派な国民の完全な徳は一つではあり得ない」¹⁸⁶と述べている。凡ての国民が同じでない以上、国民の徳と立派な人間の徳とは同じではない。アリストテレスは「立派な国民の徳は凡ての者に備わらなければならない（というのは、そうあってこそ国は必然に最善であるから）が、しかし善き人間の徳は、もし立派な国の国民の凡てが（その国に属することによって）善い人間であることが必然でないとするれば、凡ての者に備わることとは不可能だからである」¹⁸⁷と述べている。国は、いろいろな種類の異なったものから構成される。国民の徳は「合唱団の主役の徳と脇役の徳とが一つでないように、一つでないのが必然である」¹⁸⁸とアリストテレスは主張している。主役も脇役も合唱団員（すなわち合唱団を国とすると、合唱団員は国民）であるが、その徳は同じではなく、一つではない。アリストテレスは「善き国民の徳と善き人間の徳とは、無条件には同じではない」¹⁸⁹と結論する。

これらの条件について考察してみよう。アリストテレスは「或る立派な国民の徳と立派な人間の徳とは同一」¹⁹⁰、すなわち、ある立派な国民であれば、この国民の徳は立派な人間の徳に一致する、と言う。ここで、‘或る’立派な国民とは、支配者を示している。「善き支配者の徳と善き人間の徳とは同一」である。しかし、「被支配者もまた国民である」¹⁹¹ので、「或る

¹⁸³ 前掲書『政治学』第3巻第5章（135ページ3から7行目）。

¹⁸⁴ アテナイ市民権が付与される条件は、時代と共に変化したと思われる。両親がアテナイ市民である者がアテナイ市民であるという法律はペリクレスのときに課された条件であろう。

¹⁸⁵ 前掲書『政治学』第3巻第4章（129ページ7行目）。

¹⁸⁶ 前掲書『政治学』第3巻第4章（129ページ5から6行目）。

¹⁸⁷ 前掲書『政治学』第3巻第4章（129ページ14から17行目）。

¹⁸⁸ 前掲書『政治学』第3巻第4章（130ページ2から3行目）。

¹⁸⁹ 前掲書『政治学』第3巻第4章（130ページ4行目）。

¹⁹⁰ 前掲書『政治学』第3巻第4章（130ページ5行目）。

国民の徳と人間の徳とは同一であるにしても、しかし国民一般の徳と人間の徳とは無条件には同一でない¹⁹²とアリストテレスは説明する。国民一般の徳と立派な人間の徳とは一致しない。国民一般には被支配者も属しているのだから、国民一般と人間の徳とは一致しない。すなわち、アリストテレスは、国民一般には、支配する者と被支配者が含まれるので、支配する者の徳と被支配者の徳とは同じではなくて、異なると説明している。「尊重される国民の徳は立派に支配することも支配されることも出来ることにある」¹⁹³と、「もし善き国民が支配的なものだとし、国民の徳は支配することも支配されることも出来ることだとすれば、この二つの徳は同じように賞讃されるものではない」¹⁹⁴とアリストテレスは言う。善き人間の徳も善き国民の徳も賞讃されるが、同一の水準で賞讃されるものではない。アリストテレスは「自由人の支配をその両面において知ること」¹⁹⁵が「善き人間の徳」であると結論する。ここで両面とは支配する者の面と支配される者の面の両面である。故に、アリストテレスの国民の徳についての結論は以下のようにになると理解できるが、国民の徳とは、善き国民は支配されることも支配することも知って支配することができることである。この支配される者の徳と支配する者の徳の両面の合算した徳が、善き人間の徳となるのである。ポリスにおける国民の徳は、支配する者の徳と支配される者の徳を備えていることが求められる。また、性格的徳で述べると、支配する者に相応しい正義と被支配者に相応しい正義の種類が異なっているかもしれないし、また前者に相応しい節制と後者に相応しい節制の種類が異なっているかもしれない。

アリストテレスは、善き人間の徳と善き国民の徳が、「或る国では同じであるが、他の或る国では異なっていること、しかし前者の場合でも両者の徳が一致するのは凡ての国民においてではなく、ただ政治家、すなわち、ただ自分一人だけでにせよ、他の人々と共にせよ、公共の世話をする権力を持つ人、或はそれを持ち得る人においてのみであるということも明らかである」¹⁹⁶と結んでいる。善き人間の徳と善き国民の徳とが一致するのは、公共の世話をする権力を持っている、あるいは、その可能性のある政治家である。

国制が多数あるならば、立派な国民の完全な徳も一つではあり得ない。アリストテレスは「その徳の違った種類に即して支配し支配されることになろう」¹⁹⁷と言う。しかし、性格的徳性の思慮は支配者に独特な徳であると言う。なぜであろうか。アリストテレスは「ただ真な

¹⁹¹ 前掲書『政治学』第3巻第4章 (130ページ12行目)。

¹⁹² 前掲書『政治学』第3巻第4章 (130ページ13から14行目)。

¹⁹³ 前掲書『政治学』第3巻第4章 (131ページ1から2行目)。

¹⁹⁴ 前掲書『政治学』第3巻第4章 (131ページ2から3行目)。

¹⁹⁵ 前掲書『政治学』第3巻第4章 (132ページ9行目)。

¹⁹⁶ 前掲書『政治学』第3巻第5章 (135ページ17から136ページ1行目)。

¹⁹⁷ 前掲書『政治学』第3巻第4章 (132ページ13行目)。

る意見だけがそうなのである」¹⁹⁸と言っている。

2.2.3 国民と国制の関係

国制とは何であるのか、アリストテレスは「国制とは国に住む人々の或る組織」¹⁹⁹、また「国制は国のもろもろの役、特に凡てのものに対して至高の権力を有する役を秩序づけたものである」²⁰⁰と言う。これから、凡ての国民に対して国の至高の権力を有する役（公職）を担うのは国民団（統治機関）²⁰¹であるから、特にその役の秩序付けをするのが国制となる。さらに「何処においても国の至高の権力を有するのは国民団であるが、国民団の如何に国制の形態も応ずる」²⁰²と説明している。アリストテレスの言う国民団とは、民主制における人民、寡頭制における財産を有する少数者のことである。アリストテレスにとって、国制には、王制、貴族制、民主制、あるいは独裁制や寡頭制や僭主制などがある。またどのような国制が最善なのであろうか。ここでは、この問題を考察する。

アリストテレスは「共通の利益を旨とする凡ての国制は、無条件的に正しいことを基準にして見て、正しい国制であるが、しかしただ支配者の利益だけを旨とする国制は凡て間違ったものであり正しい国制から逸脱したものであるということは明らかである」²⁰³と述べている。共同体の‘共通の利益’を目指す国制が最善²⁰⁴である。この主張とエラスムスの君主に関する見解とは類似性²⁰⁵がある。共通の利益を求める国制と、真の君主（王）の姿についてのエラスムスの説は同じ内容である。エラスムスが君主の資質として列挙していることは、第一に、人よりも神に近いもの、あらゆる徳を備えている完全な存在であること、万人の利益の為に生まれ人間を助ける為に天から遣わされた者として神の似姿としての君主、第二に、万人に心を配り、万人に力を貸し、万人に対し父親以上の愛情を注ぎ、ひとりひとりの生命を自らの命より大切に思い、万人にとって最善の結果を生じさせるように努力する、父権者と

¹⁹⁸ 前掲書『政治学』第3巻第4章（133ページ1から2行目）。プラトン『国家』第10巻第3章（601DからE）（358ページ15から359ページ10行目）参照。

¹⁹⁹ 前掲書『政治学』第3巻第1章（121ページ8行目）。

²⁰⁰ 前掲書『政治学』第4巻第1章（136ページ5から6行目）。

²⁰¹ 山本光雄訳では、‘国民団’と訳されているが、牛田徳子訳では、‘統治機関’となっている。

²⁰² 前掲書『政治学』第3巻第6章（136ページ6から8行目）。

²⁰³ 前掲書『政治学』第3巻第6章（138ページ10から12行目）。

²⁰⁴ 同様の見解はトマス・アクィナスにも見られる。トマス・アクィナスは、『君主の統治について— 謹んでキプロス王に捧げる—』第1巻第1章（21ページ7から10行目）において、「もし自由人の集団が支配者によって集団の共通善に向かって統制されるならば、その支配は正しく、自由人に相応しいものであろう。これに反して、もし支配が集団の共通善ではなく、支配者の私的な善に向かうものであるならば、それは不正な、逸脱したものであろう」と述べている。

²⁰⁵ デシデリウス・エラスムス著（片山英男訳）『キリスト者の君主の教育』（1516年）を参照。

しての神の愛を抱く君主、第三に、総ての善人には褒美を用意し、悪人も悔い改める限りは許しを与え、何の見返りがなくとも国民に恩恵を施すことを願い、必要があれば自らの身を危険に晒しても、ためらうことなく国民の安全を図り、国が利益を得れば自らも得ると思う、国民に慈悲の心で恩恵を施す君主、第四に、他人が安眠を貪ることができるように自らは決して眠らず、国全体が気楽に暮らしていけるように自らは一切休みを禁じ、国民に静穏を授けるために、自らは間断ない心労に苛まれる者としての君主を説いている²⁰⁶。すなわち、エラスムスは、君主(王)が、国民のためにその権力と知恵と善意を用いることを説いている。このようにエラスムスは、君主が国民のために全身全霊を傾けて自身の知恵を施し、そのための条件を整えることを説いている。この点はアリストテレスの「共通の利益を旨とする凡ての国制は、無条件に正しいことを基準にして見て、正しい国制である」という考えに同じである。国制は、国民の共通の利益をもとめることであるが、これはエラスムスの君主による国民の利益を最大にすることを追求することに相当し、支配者の利益を追求する国制は、間違った国制である。エラスムス(またトマス・アクィナス)にとって間違った国制とは、君主が僭主として行動・行為することである。僭主は、正義によってではなく、力によって抑制するから、不正である。

国は何を目的にするか。その目的とは善き生活であるとアリストテレスは言う。ポリス共同体(国)は自由人の共同体であるが、その共同体の共通の利益を目指して、善き生活のための財の分け前がその国民(ポリス市民)に与えられ、善き生活が目指される。それでは、この共通の利益はどのようにして確保されるのであろうか。たとえば、ある人が支配の役に就いたときには、他人の利益を目指すことを通して共通の利益を目指す。また国としての共同体を維持すること、相互扶助を少しも必要としない者であっても、「人間は自然によって国的動物である」²⁰⁷ので、生きることのうちにある種の幸福や自然的な甘美がある²⁰⁸。すなわち、ただ生きることの為にも集合し、そして国的共同体を維持し、単に生きるだけのうちにも美きものがある。善い生活をするためだけでなく、「たんに生きるそのことだけのうちにも」²⁰⁹、アリストテレスは、国としての共同体の意義・目的を置いている。支配が正しくあることをアリストテレスは主張している。たとえば、「政治的支配でも、国制が国民の平等にもとづき、また同様性にもとづいて組織されている時には、国民たちは順番でそれを支配することを要求する」²¹⁰とアリストテレスは言う²¹¹。アリストテレスは、国制に関して「共

²⁰⁶ 拙著『エラスムスの『キリスト者の君主の教育』と君主の社会的役割—知識人の人間観ならびに社会観(3)—』第1章エラスムスが求めた君主象第4節君主(王)と僭主(66から67ページ)参照。

²⁰⁷ 前掲書『政治学』第3巻第6章(136ページ14から15行目)。

²⁰⁸ 前掲書『政治学』第3巻第6章(136ページ19から137ページ5行目)参照。

²⁰⁹ 前掲書『政治学』第3巻第6章(137ページ2行目)。

通の利益を目ざす凡ての国制は、無条件的に正しい事を基準にして見て、正しい国制であるが、しかしただ支配者の利益だけを目ざす国制は凡てまちがったものであり正しい国制から逸脱したものである』²¹²と結論を述べ規定している。逸脱した国制が正しくないのは、国が自由民の共同体であるのに、主人の奴隷に対する支配となっているからであって、それは自由人の支配ではなく、正しい国制には関係していない。この国制に係るものは、自由人の支配である政治家的支配である。

アリストテレスは「国民とは、一般的には支配することと支配されることに与かる者のことであるが、しかしそれぞれの国制に応じて異り、最善の国制に応ずる者としては、徳に基づく生活を目当てにして支配されまた支配することが出来、且つ意志する者のことである」²¹³と述べている。

2.2.4 国制は一つかそれとも多数あるか

アリストテレスによると、国制には、いくつかの正しい国制とそれぞれの正しい国制から逸脱した国制とがあり、実際に国制は多数存在する。最初に、正しい国制と逸脱した国制についてはアリストテレスの規定を見てみよう。アリストテレスは、正しい国制と逸脱した国制について明確に規定している。アリストテレスは、共同体内の住民にとっての共通の利益を求める国制を正しい国制とし、「国制と国民団とは同一の意味をもち、国民団は国の主権者であり、そして主権者は一人か少数の者が多数の者かであるのが必然であるから、一人、或いは少数者、或いは多数者が共通の利益を目当てにして支配するなら、それらの国制は正しいものであるが、しかし、一人或いは少数者或いは多数者の私的利益を目当てにする国制は逸脱したものであることは必然である」²¹⁴と規定している。アリストテレスは、住民ではなく‘国民団’としている点がアリストテレスの規定の特徴である。それに対し、逸脱した国制を私的利益を求める国制としている²¹⁵。この逸脱した国制では、国民権に与る国民として

²¹⁰ 前掲書『政治学』第3巻第6章（138ページ2から3行目）。

²¹¹ アリストテレスは、順番に公務を負担すること（公共奉仕の重荷を順次に担うこと）がポリスの以前からの習慣であったと見ている。この公共奉仕の負担のあり方が変化してきていることを示唆している。「自分が先に支配した時、人の利益を目ざしたように、今度はその人が自分の利益を目ざしてくれることを要求する。しかるに現在は公共の財庫から得られる利益や支配の役から得られる利益のために継続的に支配することを欲している、それはもし病身である者が役に就くといつも健康が得られることになるなら、そうであろうかという有様である」とアリストテレスは言う（前掲書『政治学』第3巻第6章（138ページ4から8行目））。

²¹² 前掲書『政治学』第3巻第6章（138ページ10から12行目）。

²¹³ 前掲書『政治学』第3巻第13章（158ページ1から3行目）。

²¹⁴ 前掲書『政治学』第3巻第7章（138ページ17から139ページ3行目）。

²¹⁵ この見解は、エラスムスの王制の目的に符合する。

の利益を顧みられない者がいる。この利益に与らない者は、その当該国制では、国民とは呼ばれない。

正しい国制の一つの王制は、独裁制である（一人の者によって支配される）が、共通な（公共の）利益を目標にする国制である。次の正しい国制として貴族制を上げている。少数者で一人以上の人々の支配する国制で、公共の利益を目標にするものを貴族制と呼び慣わしている²¹⁶。またアリストテレスは「多数が共通な利益を目当てに政治をする場合は、凡ての国制に共通な名前、すなわち「国制」を以て呼ばれている」²¹⁷と述べている。逸脱した国制としては、王制の逸脱した国制として僭主制を挙げていて、この国制では独裁者の利益を目標とする独裁制である。次に、貴族制の逸脱した国制が寡頭制である。この国制では、富裕者の利益が目標にされる。そして「国制」の逸脱した国制が民主制で、民主制では貧困者の利益が目標にされる。僭主制、寡頭制、民主制に共通しているのは、公共の利益が目標にされていない国制とである。

以下では、逸脱した国制についてもっと深く考察し、その定義についての理解を深めよう。王制の逸脱した国制である僭主制は「国的共同体に対して主人的権力を振う独裁制」²¹⁸である。この独裁者の個人的利益が求められる国制が僭主制²¹⁹である。貴族制の逸脱した国制である寡頭制は「財産の所有者が国制の主権者である時に存し、これに反して民主制は財産を大してもたずに困っている者が国制の主権者である時に存する」²²⁰とアリストテレスは述

²¹⁶ 貴族制と呼ばれるのは、貴人たちが支配するからか、あるいは国や国の共同員によって貴重なるものを目標にすることから、貴族制と呼ばれる（前掲書『政治学』第3巻第7章（139ページ8から9行目）参照）。

²¹⁷ 前掲書『政治学』第3巻第8章（139ページ9から10行目）。

²¹⁸ 前掲書『政治学』第3巻第8章（140ページ7行目）。

²¹⁹ トマス・アクィナスは、前掲書『君主の統治について—謹んでキプロス王に捧げる—』において、僭主制に陥らない方策あるいはその対処策を述べているが、第一に、民衆は僭主になることのない人物を王位に就ける（第1巻第6章（41ページ2から3行目）参照）、第二に、王が一度即位すると僭主制に陥らないようにすると並行して、王の権力が僭主制に陥らないように宥和する（第1巻6章（41ページ6から7行目）参照）、さらに、王が僭主に墮し、過度の僭主制でない限り、反乱を企てるよりも、当面の間は堪え忍ぶ（第1巻第6章（41ページ11から13行目）参照）とある。それでも、過度の僭主制に耐えがなくなる場合には、有徳な人物が僭主を殺害する方法が提唱されることもあるが、アクィナスは、僭主の悪行からの救済策として、公的な権威によることを述べている。その事例として、ローマの皇帝のドモティアヌス帝が元老院によって暗殺（96年9月に暗殺）され、この帝がローマ市民に課した彼のすべての不正は、元老院布告によって公正かつ妥当にも無効とされた例を引いている。さらに、僭主に対していかなる人的救援も期待出来ないときには、神の力においてなされると述べている。アクィナスは、聖書『ダニエル書』第4章31から34節において、バビロンの王であったネブカデネゲルの夢の解に、神の力を啓示している。エルサレムの宮殿からかすめたネブカデネゲルが理性を取り戻し、残忍な心を柔和にし、神を受け入れた事例を引いている。

最後に、王の支配の報酬が天上の淨福であるので、王は僭主制に陥らぬように全力を傾注しべきである、とアクィナスは述べている（第1巻第10章（66ページ6から7行目）参照）。

²²⁰ 前掲書『政治学』第3巻第8章（140ページ8から9行目）。

べる。民主制は、多数者が主権者であるときに存することは認めるとしても、多数者が富裕者である時にも民主制と呼ぶのであろうか。同様に、少数者が主権者である時には寡頭制であることは認めるとしても、貧困者が少数であるときにも寡頭制と呼ぶのであろうか。この問題に関するアリストテレスの説明を示しておこう。民主制と寡頭制の違いは、「貧と富」²²¹であり、「富の故に支配しているところでは、少数であれ多数であれ、それは寡頭制であるが、しかし貧困者が支配しているところでは、それは民主制であるのが必然である」²²²と定義を拡充している。アリストテレスは、少数とか多数とか言うことは、「附随的なこと」²²³であるとし、「貧と富」が寡頭制と民主制の本質的な違いとしている。

正しい国制と逸脱した国制の違いについて見てみよう。正しいとは、どの様な意味においてであるかについて検討しよう。第一に、正しいこととは、等しいことである。たとえば、善き生活のための財（財産）が‘等しい’割合で分配されることが正しいことである。‘等しい’割合での配分に関しては、民主制でも寡頭制でも実現しているであろうが、しかし、‘等しく’分配される人々に関しては民主制と寡頭制では異なる。民主制では貧困者に‘等しく’分配することをもって正しいとするが、寡頭制は少数者に‘等しく’配分することを正しいとする。また、たとえば、寡頭制では金銭の点で等しければ、それは正しく、民主制では自由の点で等しければ、正しいと言える。だが、これらの点での正しいことでは、国の目的²²⁴の観点からの等しいことが考慮されていない。財産に与ることと同様に国の役に与ることが国民であった。さらに、善き生活のために共同体としての国をなすのであったが、上で述べたような意味での等しいだけでは、国の観点からの‘正しい’ことを充分には考量されていない。

第二に、善き生活について見てみよう。国の目的が善き生活であるならば、不徳をもたらさないように用意することが必要である。アリストテレスは「いやしくも真の意味で国と呼ばれるものなら、徳について意を用いるところがなくてはならぬということも明らかである」²²⁵

²²¹ 前掲書『政治学』第3巻第8章（141ページ8行目）。

²²² 前掲書『政治学』第3巻第8章（141ページ9から10行目）。

²²³ 前掲書『政治学』第3巻第8章（141ページ6行目）。

²²⁴ 富のために国としての共同体を構成した人々は、その国民は役に与ることになる。国の目的は、富ではなく、善き生活をなすためであるならば。また国の目的は不正を受けないようにするための軍事同盟でもないばかりでなく、交易や相互利用のためでもない。もし交易がその目的ならば、通商条約を締結する国は一つの国となる。実際には、交易を行うそれぞれの国ではその役を担う人が選ばれている。アリストテレスは、前掲書『政治学』第3巻第9章（143ページ9から10行目）において、「相互に条約を結んでいる凡ての者もいわば一つの国の国民であることになろう」と述べている。通商条約や不正を避けるための条約や軍事同盟に関する文書が存在するが、「支配する両国共通の役人は任命されていないで、異った役人たちが両方で任命されている」とアリストテレスは述べている（前掲書『政治学』第3巻第9章（143ページ12から13行目））。

と述べている。輸出入品に関する通商条約や不正をなさないための条約や軍事同盟に関する文書などは存在するが、それは善く生きるために共同体をなしているのではなく、相互に利用や交易のためであり、双方とも不正を受けないようにするためである。もし軍事同盟や通商条約などが善く生きるためのものであるならば、同盟を結んでいる人々あるいは通商条約を締結している凡ての者に「支配する両国共通の役人は任命」²²⁶ されていることになるが、実際には、そのような役人は任命されていなく、「異なった役人たちが両方で任命されている」²²⁷。そのようにして相互に不正を働かないような仕組みを設けていることになる。「法律は契約であることになり、ソフィストのリュコプロンが言ったように、ただ双方に対して正しいことを保証してやる証人であることにはなるが、しかし国民を善き者や正しき者にすることは出来ない」²²⁸ という。軍事同盟や通商条約などは、正しい事を示す証人にはなるが、それらは「国民を善き者や正しき者にする事は出来ない」とアリストテレスは説明する。国民を善き者や正しき者にする事がアリストテレスにおける国の目的であった。善く生きる為の共同体が国であったから、「メガラの国とコリントスの国とが城壁を接したとしても、それでも一つの国にはならない」²²⁹ と述べている。また「結婚はそれぞれの国に特有な結合の一つであるけれども、もし二つの国がお互いの結婚を許す法律を定めたとしても、しかし一つの国にはならない」²³⁰ と言う。それでは国とはなんであるのであろうか。2国間の間での講和条約・条約締結の無意味さを指摘している。エラスムスも条約の批准・締結によって国民を善に導くとは思えないと考えているようである。無数の文書がとり交わされ、係争が起きないように契約がなされ、また盟約は戦争を終結させるために結ばれるが、エラスムスは、その当時のキリスト者である君主間の盟約あるいは条約締結に疑問を投げかけて、「キリスト者である君主の間では、盟約は何よりも厳粛かつ神聖なものであるが、それもキリスト者がまさにキリスト者であるからに他ならない」²³¹ と言う。エラスムスが生きていた時代においても、毎日のように締結される盟約では「人間が皆互いに敵であると見なしながら、キリストでさえ守らせられなかった誓約を、相手と条約をとり交わすだけで守らせることができると思っていることになるではないか」²³² と言う。エラスムスは、この事実自体が相互の信

²²⁵ 前掲書『政治学』第3巻第9章 (143 ページ 17 から 18 行目)。

²²⁶ 前掲書『政治学』第3巻第9章 (143 ページ 12 行目)。

²²⁷ 前掲書『政治学』第3巻第9章 (143 ページ 12 から 13 行目)。

²²⁸ 前掲書『政治学』第3巻第9章 (144 ページ 2 から 5 行目)。

²²⁹ 前掲書『政治学』第3巻第9章 (144 ページ 6 から 7 行目)。

²³⁰ 前掲書『政治学』第3巻第9章 (144 ページ 7 から 9 行目)。またエラスムスも縁戚結婚は国民には何の利益もなく、破滅をもたらすだけであると言う (久保田 (25) (90 から 91 ページ) 参照)。

²³¹ エラスムス著 (片山英男訳)『キリスト者の君主の教育』358 ページ 1 から 2 行目。

²³² 前掲書『キリスト者の君主の教育』(358 ページ 3 から 4 行目)。

頼の欠如の証しではないかと思なしているのである。エラスムスは「信頼が成り立つ善良な者の間であれば、あれほど多数の事細かな文書は必要ないはず」²³³と言う。実際、善良で賢明な君主の間では、盟約がなくとも、友好関係は保たれるのではないであろうか。エラスムスも「善良で賢明な君主の間には、たとえ盟約が結ばれていなくとも、友好が成り立つ」²³⁴と、また「逆に信用のおけない悪人の間では、文書も係争の材料になるだけである」²³⁵と言う。そしてエラスムスは「愚劣で悪辣な君主同士では、戦争の勃発を防ぐために結ばれた盟約そのもののせいで、戦争に突入してしまうことにもなる」²³⁶と言い、さらに「皆が結んでいる盟約は、まさしく戦争への着手以外の何物でもなく、情勢に変化が起きれば、また代わって次の盟約が結ばれることになる」²³⁷という結論に至っている。

2.2.5 国とはどのようなものか

アリストテレスは、国について説明している。アリストテレスは、「国は場所を共同にする団体でもなく、また互に不正をしないことや物品交換のための共同体でもないことは明らかである」²³⁸と言い、「それらはいやしくも国があろうとする以上は必然に存しなければならない」²³⁹と言い、彼の国とは「完全で自足的な生活のために家族や氏族が善き生活において共同する時、初めて国が存在するのである」²⁴⁰と説明している。アリストテレスは、国であるための一つの条件として、自足した生活が実現していることを上げている。けれども、国が成立する為には、結婚や共同生活が必要であることも指摘している。アリストテレスは「このことは同一の場所に住み、互に結婚（血縁と地縁は国の成立の必須条件、その真の原因は、善き生活における共同）し合うのでなければあり得ないだろう」²⁴¹と述べる。さらに、都市として機能するためには、公共施設や審議する場所や裁判所などが密集していることをアリストテレスは国であるためには必要であると説いている。この必須条件を満たすために「国のうちに親類団体や胞族団体や祭祀団体や社交団体が生じるのである。そしてかようなものは友愛の働きによって作り出されたものである、というのは共に生きることを選択するのは友愛である」²⁴²と述べている。国の目的が善く生活を生きることであるが、これらの団体は

²³³ 前掲書『キリスト者の君主の教育』（358 ページ 6 から 7 行目）。

²³⁴ 前掲書『キリスト者の君主の教育』（358 ページ 8 行目）。

²³⁵ 前掲書『キリスト者の君主の教育』（358 ページ 7 かた 8 行目）。

²³⁶ 前掲書『キリスト者の君主の教育』（358 ページ 9 から 10 行目）。

²³⁷ 前掲書『キリスト者の君主の教育』（358 ページ 12 から 13 行目）。

²³⁸ 前掲書『政治学』第 3 卷第 9 章（144 ページ 19 から 145 ページ 1 行目）。

²³⁹ 前掲書『政治学』第 3 卷第 9 章（145 ページ 1 から 2 行目）。

²⁴⁰ 前掲書『政治学』第 3 卷第 9 章（145 ページ 3 から 4 行目）。

²⁴¹ 前掲書『政治学』第 3 卷第 9 章（145 ページ 4 から 6 行目）。

この国の目的のために存在する。

アリストテレスは「国とは氏族や村落の完全で自足的な生活における共同体である、そしてかかる生活は、われわれが主張するように、幸福にそして立派に生きることである」²⁴³と規定し、「国的共同体は、共に生きることの為ではなく、立派な行為のためにあるとしなければならない」²⁴⁴と結んでいる。アリストテレスは、「幸福にそして立派」に生きることが善くいきることであるとしている。国の目的が善く生きることであるので、そのような国的共同体に最も貢献（国民の善き行いに最も貢献）する者は、自由の点や生まれでは等しいかあるいはより多くあるかの点で劣っている者よりも、また富の点では優っているが国民として徳の点では不平等な者よりも、一層多く国に与る²⁴⁵、と説明している。

国民としてより与するのは、人数でも自由や富などでもなく、徳であるとアリストテレスは主張している。実際の社会では、徳のある人が国の意思をきめるのであろうか、それとも多数者が国の意思を決めるのであろうか。それとも富がその意思を決めるのであろうか。これは国民主権の問題である。

2.2.6 主権者はだれか

アリストテレスは、国の主権者が多数者にあるのであろうか、すなわち、富裕者にあるのであろうか、立派な人にあるのであろうか、一番優れた人にあるのであろうか、それとも僭主にあるのであろうかという問題を検討する。アリストテレスは、この何れでもないと言う。というのは、たとえば、僭主が国の主権者であるとき、僭主が多くの人の財産を奪うことを決めると、僭主者と残りの多数者の間で対立・衝突がおこり、国的共同体は亡びに向かうかも知れないからである。その僭主者が私的な利益を求めて他の人々の財産を奪うことを決めることも正しいとは言えない。確かに、寡頭制のもとでは主権者としての富裕な少数者が他の人々の財産を奪うことを決めることが出来るが、この場合にも国的共同体は滅びの道を進むことになる。寡頭制の下での法律や民主制的な法律あるいは僭主が制定する法律は、正しいであろうか。寡頭制や民主制や僭主が逸脱した（正しくない）国制であるのであるから、それら下での法律は僭主者、少数の寡頭者あるいは多数の人々の利益のために制定されるのであるから、それらのもとでの法律も正しくはないであろう。

また、多数者が主権者であることは不正であろうか、それとも不正にはならないのであろうか。この点について考察する。たとえば、多数者が貧困者で主権者であるとき、この多数

²⁴² 前掲書『政治学』第3巻第9章（145ページから6行目から9行目）。

²⁴³ 前掲書『政治学』第3巻第9章（145ページ11から12行目）。

²⁴⁴ 前掲書『政治学』第3巻第9章（145ページ12から13行目）。

²⁴⁵ 前掲書『政治学』第3巻第9章（145ページ14から18行目）参照。

者が繰り返し富裕者の財産を分かち合うことは正しいであろうか、それとも正しくはないであろうか。確かに、多数を占める貧困者が主権者であるので、民主制論者は正当であると訴えるかも知れないが、しかし、そのような行為は正しくはないであろう。繰り返し富裕者の財産が奪われるならば、貧者と富者の対立が一層激化し、国的共同体は亡びることは間違いないからである。

また、優れた少数の人々が主権者になることと、多数者が主権者になることのいずれがより適切であるかについて考察する。アリストテレスは、多数者の一人一人は優れた少数者には劣るが、多数者が集められるならば、その全体として優れた少数者を凌駕するかもしれないと説明している。アリストテレスは、彼の寄せ集めの論理²⁴⁶によって多数者の方がより優れていると判断するに至っている。それは「多数である彼らの一人一人はそれぞれ徳や思慮の或る部分を有しているが、寄り集ると、その大衆は多足で多手で多くの知覚を持ったただ一人の人間になるように、またその性格や思惟に関してもそういうような一人の人間になるから」²⁴⁷である。それぞれの違った人は違った部分を判断し、全体を一人の人と見做しているアリストテレスによると、多数者のそれぞれの判断は不完全であるが、寄せ集められた判断では、立派な少数者より全体としての多数者の方が優れていると考えることもできるかも知れない。アリストテレスの多数者とは、自由人たちで国民大衆である。その大衆が民会の審議と裁判官に与ることを寄せ集めの論理で認めるとしても、アリストテレスは、役人選挙や役人の報告査問に大衆が当たるには不安を感じていた。それは、専門性を有しない大衆の判断が不完全（不正や不見識のために不完全）であるからである。アリストテレスは、医者が医者たちの間で報告査問を受けるように、選挙においても「正しく選挙することは識者の働き」²⁴⁸であり、そして「或る二三の仕事や技術に関して素人の或る者が正しく選ぶ能力に与かっているとしても、けして識者以上にそうではない」²⁴⁹ので、「大衆は役人選挙の主権者にも報告査問の主権者にもしてはいけないということになる」²⁵⁰と結んでいる。

²⁴⁶ その論理に関するアリストテレスの例は、「皆で持ち寄られた食事がただ一人の人の費用で賄われたものに優っている」である（前掲書『政治学』第3巻第11章（147ページ18から149ページ1行目））。寄せ集めの論理は、「それぞれ違った人がそれぞれ違った部分を判断し、かくて全体の人としては全体を判断することになる」である（前掲書『政治学』第3巻第11章（148ページ5から6行目））。

²⁴⁷ 前掲書『政治学』第3巻第11章（148ページ1から4行目）。このアリストテレスの論理展開は、幾何学的には正当化されるとしても、ある人の足と他の人の足を加えることができるのであろうか、またある人の手と他の人の手を加えることができるのであろうか。さらに、ある人の意思や性格を加えることができるのであろうか。アリストテレスの寄せ集めの論理は、類似した個々人から構成される社会では成立するとしても異質な個々人から構成される社会では成立しないであろう。それでも、寄せ集めの論理は、一つの頼れる意思決定の方法であろう。

²⁴⁸ 前掲書『政治学』第3巻第11章（150ページ3から4行目）。

²⁴⁹ 前掲書『政治学』第3巻第11章（150ページ5から7行目）。

実際には、アテナイでは、報告査問と役人選挙については民会がその主権者であった。財務官や将軍などの役につくのは、高い財産級出の人であったが、民会などでは低い財産級の出の者が与っていた。しかし、アリストテレスは「大衆が一そう重大なことの主権者であるのは正当なことになる」²⁵¹と判定する。何故なら「民会も評議員会も裁判所も多数の者から出来ている上に、それら多数の者凡ての評価財産は重い役に一人で或は少数の者で就いている人々のより多いからである」²⁵²と説明している。ここでもアリストテレスは、一種の寄せ集めの論理で民主制の有意さをといている。アリストテレスは、民会や評議員会や裁判所が、全体として、支配することを主張している。民会や評議員会や裁判所の部分としての会員が支配するのではない。アリストテレスは、寄せ集めの論理を使って、大衆の一人一人ではなく、大衆全体に主権を与えることに賛成している。

しかし、アリストテレスは、大衆が主権者になる事柄について限定を置いている。「法律がもし正しく制定されていれば、それが主権者でなくてはならぬが、しかし役人は、それが一人であれ多数であれ、凡てのことに当てはまる一般的な規則を定めることが容易でないために、法律が精密にはどうしても語ることの出来ないことだけに対して主権者でなくてはならぬ」²⁵³とアリストテレスは述べている。また彼は「正しい国制に合っている法律は正しいが、逸脱した国制に合っている法律は正しくないということはあきらかである」²⁵⁴とも言っている。ここで正しいとは、どのような意味において正しいのであろうか。アリストテレスは、「或る種の等しきものである」²⁵⁵と言う。政治術において正しきものとは、既に説明したように、「共通に有益なもの」²⁵⁶のことである。

さらに、正しいことは何であるのかについてアリストテレスは突き詰めている。そのためには、どの様なものに関して等しいのか(平等であるか)、また、どの様なものに関して不等(平等でない)なのかを判断することになる。アリストテレスは、他の条件が同じ下で、他のなにか善きものに卓越している者に国の諸役(役職)を配分することが正しいことであり、あるいは等しさを保つことになるのであろうか、いずれが正しいのであろうかと問う。この不等(平等でない、抜きん出ていること)を根拠に諸役を配分すること、すなわち役職を配

²⁵⁰ 前掲書『政治学』第3巻第11章(150ページ7から8行目)。

²⁵¹ 前掲書『政治学』第3巻第11章(151ページ10行目)。

²⁵² 前掲書『政治学』第3巻第11章(151ページ10から13行目)。

²⁵³ 前掲書『政治学』第3巻第11章(151ページ14から17行目)。しかし、アリストテレスは、法律が寡頭制的であったり、民主制的であったりする場合には、その法律は正しいものではないという(前掲書『政治学』第3巻第10章(147ページ6から10行目)参照)。

²⁵⁴ 前掲書『政治学』第3巻第11章(152ページ4行目)。

²⁵⁵ 前掲書『政治学』第3巻第12章(152ページ11行目)。

²⁵⁶ 前掲書『政治学』第3巻第12章(152ページ10行目)。

分することは、正しいことではない、とアリストテレスは言う。何故であろうか。このことについてアリストテレスは、笛吹き術を例に、説明している。笛吹きに卓越した者に笛を配分することが正しいとすると、だれにその笛を配分するのが共通の有益になるか自問し自答している。その配分の方法は、多数あると考えられるが、その一つには、生まれの善き人に配分するという方法が考えられるが、この人が必ずしも笛吹きに優れた人ではないかもしれないので、その生まれの善き人に笛を配分することは、必ずしも正しいことではないであろう。つまり国にとって共通の有益（公共の利益）にはならない。笛吹きの仕事に優れた者に配分することが共通の有益（公共の利益）になるのであるから、アリストテレスは、笛吹き術に優れた者に優れた笛を与えなければならない、と自答する。そして、国にとって、そうするのが正しいことなのである、と答える。

抜きん出た者に役職を与える不等の理論では「色であれ、大きさであれ、またその他のどのような善きものであれ、それらに関して卓越している者はそれぞれ余計に政治上の権利の分け前に与ることが出来る」²⁵⁷とアリストテレスは返答する。生まれの善さや色²⁵⁸が優れていることや抜きん出て大きい²⁵⁹ことなどのように、一つだけ卓越している者に不等に役職を配分する不等の論理にアリストテレスは反対している。生まれや色や大きさなどの善きことは共約不可能（比較考量することが不可能）であるので、アリストテレスは「国に関するこの場合でも諸役をそれぞれの者が競って要求するの、その根拠とするものが不等の凡ゆる種類のものではないということは明らかに当然なことである」²⁶⁰と結論している。

アリストテレスは対案として、「国を構成するものどものうちに要求の根拠をおかなければならないのである」²⁶¹と提案し、生まれの善い人々と自由な人々と富裕な人々とが榮譽を要求するのは当然である²⁶²、と言う。さらに、アリストテレスは、正義の徳や国民としての徳が公職（役職）を与える一つ根拠であると見做し、「もしこれらの人々が必要とするなら、明らかにまた正義の徳や国民としての徳とを必要とする」²⁶³と提案している。正義と国民としての徳は、国を‘善く統治’するために必要である。

主権を持つ者が支配者になるのであろうか。そうすると、大衆全体（多数者）が支配者に

²⁵⁷ 前掲書『政治学』第3巻第12章（153ページ3から5行目）。

²⁵⁸ 肌の色が白い者が役職を配分されるときには、肌の色が卓越していることから役職を配分される。

²⁵⁹ ガリバー旅行記の第二編の大人国では、大きい者以外は役職に就いていない。この国には大きい人しかいないので、大きい人が役職に就くのは自然であったが、ガリバーが大人国に漂着しても、役職に就くことはなく、それどころか人間としてではなく奴隷として扱われる。

²⁶⁰ 前掲書『政治学』第3巻第12章（154ページ7から9行目）。

²⁶¹ 前掲書『政治学』第3巻第12章（154ページ12から13行目）。

²⁶² 前掲書『政治学』第3巻第12章（154ページ13から14行目）参照。

²⁶³ 前掲書『政治学』第3巻第12章（154ページ16から17行目）。

なるとき、立派な人は支配者にされるのであろうか、また徳の高い人も支配者にされるのであろうか。

2.2.7 支配者（統治者）になるのは誰

アリストテレスは、支配者（統治者）になるのは、自由人、生まれの善き貴族、富裕な者、大衆（多数者、無産者たち）あるいは徳のある者であらうか、と自問する。誰が支配者になるかという問題が発生するのは、ある国的共同体に善き人も富裕な人も大衆も徳の卓越した人も同時に国に存在するから生じるのである。このとき、自由人、生まれの善き貴族、富裕な者、大衆（多数者、無産者たち）あるいは徳の者いずれが支配者（統治者）になるのであろうか。その基準は、国の支配者を‘善く生きる’観点から選ぶのであれば、アリストテレスは、教養と徳によって、役職を配分することが正当であると考えている。国には善き者、富裕な者、貴族あるいは大衆が同時に住んでいて、国（ポリス共同体）を存続させるという観点からの基準では、これらすべての人々が役職に対する正当な要求権をもつことになるとアリストテレスは言う。「何故なら自由な人々と税金を支払う人々とは国にいないから、というのは国はそれを構成する人々の凡てが貧困であることの出来ないのは、ちょうどその凡てが奴隷であることの出来ないようなものであろうから」²⁶⁴と説明している。

国を構成する人々には、国の存続のために必要な人々と国の善き統治のために必要な人々から構成されるとアリストテレスは認識しているが、その国においてどの様にして役職を分けるのが正しいのであろうかという難問に対する、アリストテレスの見解を見てみよう。

アリストテレスは、富裕者が統治者になることにも、また善き生まれの者が統治者になることにも反対している。もし国（ポリス共同体）に住んでいる富裕な人々が支配者になるとすれば、最も富裕な者が支配者になるであらう。最も富裕である一人が国の主権者になり、その国の支配者（統治者）になる。この場合には、徳の人や善い生まれの人や大衆などには、役職（公職）を割り当てられない。また善き生まれの者で、最も卓越した者が支配者になる場合にも、最も生まれの善き者一人が国の主権者になり、国の支配者（統治者）になるので、徳の人や富裕な人や大衆には役職が割り当てられない。アリストテレスは「自由の生まれの故に競って要求をする人々のうち善き生まれの点で傑出している一人の者をそうしなければならぬことになろう」²⁶⁵と言う。さらに、アリストテレスは、もし徳の面で最も優れた者が支配者になるならば、この一人が国の主権者になり、国の主権者すなわち統治者になるであらうと述べ、「徳の上に立った貴族制についても恐らく起ってくるであらう。何故ならもし或

²⁶⁴ 前掲書『政治学』第3巻第12章（154ページ14から16行目）。

²⁶⁵ 前掲書『政治学』第3巻第13章（157ページ1から2行目）。

る一人が国民団に属する他の立派な人々より一そう優れているなら、この人が同じ正しさに従って主権者でなければならないから²⁶⁶と説明している。この場合には、富裕な人や善き生まれの人や大衆には役職が与えられない。同様に、多数者が統治者になる場合にも、大衆よりも一人あるいは少数者が統治者になるであろうと述べている。「もしまた大衆も少数者より強力であるとの故を以て主権者であらねばならぬとすれば、一人なり、或いは一人よりは多いが多数者より少ない者たちなりが他の多数者より強力であるなら、この人々が大衆より一そう主権者であらねばならぬことになる²⁶⁷とアリストテレスは説明する。この場合には、他の基準で役職を与えられる人々に役職が配分されない。

これらことから、自由人、生まれの善き貴族、富裕な者、大衆（多数者、無産者たち）あるいは徳のいずれの基準によっても、その人々が支配し、他の凡ての人々が支配される基準とはなり得ないであろう。アリストテレスは「それに基づいて自分たちが支配し、他の凡ての人々が自分たちに支配されることを要求するところのものとしては、正しいものではない²⁶⁸と説明する。アリストテレスは、自由人、生まれの善き貴族、富裕な者、大衆（多数者、無産者たち）あるいは徳のいずれの基準も正当でないが、それでも大衆が寄り集まって富裕者や善き生まれの人々を支配することは可能かも知れないと主張できると考えている。アリストテレスは次のように説明している、すなわち、大衆は「徳に基づいて国民団の主権者たることを要求する人々²⁶⁹や「富の故にそれを要求する人々²⁷⁰に向かって、大衆が一人一人ではなく、より多数集まったものとして、「少数者よりも時にはより善く²⁷¹ また「より富裕者であることを妨げる何ものない²⁷²と言う。この故に、大衆としての一塊としての多数は、富裕者でありかつ善き者である。ゆえに、多数者が役職の配分に与するのは、十分に可能である。大衆が主権者になり得ることの論理をアリストテレスは寄せ集めの理論によって示している。

しかし、アリストテレスは、大衆が統治している国では、一つの難問があると指摘している。富や生まれや人気などで卓越し、政治家としての力を持つものは、その卓越さゆえに国的共同体から追放される。ある人、あるいは、ある人々が「徳の卓越していることで傑出しているなら、もはやこの傑出した人々を国の部分とみてはならない²⁷³とアリストテレスは

²⁶⁶ 前掲書『政治学』第3巻第13章（157ページ2から4行目）。

²⁶⁷ 前掲書『政治学』第3巻第13章（157ページ4から6行目）。

²⁶⁸ 前掲書『政治学』第3巻第13章（157ページ8から10行目）。

²⁶⁹ 前掲書『政治学』第3巻第13章（157ページ10行目）。

²⁷⁰ 前掲書『政治学』第3巻第13章（157ページ11行目）。

²⁷¹ 前掲書『政治学』第3巻第13章（157ページ13行目）。

²⁷² 前掲書『政治学』第3巻第13章（157ページ14行目）。

²⁷³ 前掲書『政治学』第3巻第13章（158ページ8から9行目）。

言う。徳の人は排除されるであろうとアリストテレスは言う。この傑出した人々は、不等である（卓越している）が故に共同体から追放される²⁷⁴。何故なら、徳に関して傑出している人々が、「等しいものに値するものだと認められるなら、不正を受け入れることになるであろうから」²⁷⁵と説明し、「かような人はいわば人間の中の神のようなものであろうから」²⁷⁶と説明している。民主制における陶片追放の制でも「富或いは人気或いは何かその他の政治的能力によって勢力の卓越していると思われる人々を陶片追放に処し、或いは一定期間国から転居させるのを常としていたからである」²⁷⁷とアリストテレスは述べている。この卓越した人間を抜き取る施策は、「僭主たちにだけ有益なものでもなく、僭主たちだけが用いるのもなく、寡頭制や民主制についてもまたそれは同様である」と言う。

アリストテレスは、卓越した者を刈り取る政策を次善の策²⁷⁸と考えているのかも知れないが、最善の国制にとって卓越した者を刈り取るのは無条件に正しいものではあり得ない²⁷⁹と言う。逸脱した国制にとっては、その国制から見て陶片追放は有益であり正しいであろうが、最善の国制には無条件で正しいことはあり得ない。

ある人が、富や力あるいは人気に関してではなく、徳の点で傑出したものであったときには、どうすればいいのであろうか。その人を追放することは出来ないであろう。また、この人を支配する人もいないであろう。アリストテレスは、このような人を支配しようとは誰も言わないであろうと推量し、その理由を「支配の諸役を自分たちに分け合って、ゼウスを支配するのを要求するのと同じようなものだからである」²⁸⁰と説明している。逆に、このよう

²⁷⁴ アリストテレスは、民主制をとっている国々の陶片追放の制が傑出した人々を追放するものであったと見ている。「それらの国々はとりわけ平等を追求して、その結果富或は人気或は何かその他の政治家力によって勢力が卓越していると思われる人々を陶片追放に処し、或る一定期間国から転居させるのを常としていた」と述べている（前掲書『政治学』第3巻第13章（158ページ19から159ページ2行目））。アリストテレスは、陶片追放が国制の利益のためではなく、党派争いの為に利用されたと見ている。

²⁷⁵ 前掲書『政治学』第3巻第11章（158ページ10から11行目）。

²⁷⁶ 前掲書『政治学』第3巻第11章（158ページ11行目）。

²⁷⁷ 前掲書『政治学』第3巻第13章（158ページ19から159ページ2行目）。卓越した人を排除することは、民主制の陶片追放の制だけではなく、僭主制においてもなされていた。コリントスの僭主であったペリアンドロス（Periandros）（前586年没）がミレトスの僭主トラシュプロス（Θρασίβουλος）（前388年没）と使節を通して付き合うが、ペリアンドロスはトラシュプロスに忠告を求めて使者を使わし、その使者はトラシュプロスの所で見えてきたことを話した。それから、ペリアンドロスは、「抜きん出た人間を取り除かなければならない」と覚悟して、町の有力者を殺した。実際には、ミレトスの僭主トラシュプロスは「他の穂より秀でたのを抜き取って穀物畑を平らにした」だけで、使者には一言も言わなかったのである（前掲書『政治学』第3巻第13章（159ページ9から10行目）、（また、ヘロドトス著（松平千秋訳）『歴史（中）』巻V 92（ζ）から（η）（206ページ2から207ページ3行目））。

²⁷⁸ 卓越した人を追放することのないように事前に法律で定めて、国制を組織することが最善であるが、それでも陶片追放制などの矯正策を講じて矯正することも必要であることをアリストテレスは認めている。

²⁷⁹ 前掲書『政治学』第3巻第13章（160ページ10から16行目）参照。

に徳の面で卓越した人にポリスのすべての人が悦んで従い、そのような人は「王として身を終えるまで国のうちにある」²⁸¹と理解している。アリストテレスは、正しい国制としての王制に話しを展開する。

2.2.8 統治者の問題

自由人、生まれの善き貴族、富裕な者、大衆（多数者、無産者たち）あるいは徳のある人の何れの人为主権者になり統治するときであっても、統治者は、次の(12)式および(13)式で与えられるポリシーによって、社会を構成する人々の満足（幸福）水準を最大にするように、生産される財や公共サービスを配分することによって、善き生活を実現することが必須である。統治者は、(12)式と(13)式で表されるポリス（家の集合）の効用（満足）を最大にするように社会的に財や資源を配分する社会問題を解くことになる。つまり、社会的効用関数である社会全体の満足（幸福）水準を最大にするように、配分問題を解決するのがポリスの統治者の課題である。ゆえに、

$$U = U(u^a, u^b, \dots, u^z) \quad (12)$$

ここでは、

$$u^h = u^h(d_1^h, d_2^h, \dots, d_n^h, Y_{n+1}, Y_{n+2}, \dots, Y_{n+m}) \quad h = a, b, \dots, z \quad (13)$$

を、ポリスの統治者は、次の(2'')式を制約として、ポリス共同体の市民の効用（満足）を最大にするように統治する。

$$T(Y_1, Y, \dots, Y_n, Y_{n+1}, Y_{n+2}, \dots, Y_{n+m}, \bar{L}, \bar{M}, G) = 0 \quad (2'')$$

ここで、公共財サービスや娯楽サービスは、ポリスを構成する共同体市民に等しく消費され、各家の公共財の消費量はポリス共同体内では凡ての家で同じになるように配分されるとしよう。さらに、もし家の間で

$$\frac{\partial u^h}{\partial g^p} = \frac{\partial u^k}{\partial g^p} \quad h, k = a, b, \dots, z \quad (17)$$

が成立するならば、統治者は、任意の家 h に対して

$$\frac{\partial u^h}{\partial d_j^h} / \frac{\partial u^h}{\partial d_j^h} = - \frac{\Delta d_j}{\Delta d_j} \quad j, j' = 1, 2, \dots, n \quad (I)$$

²⁸⁰ 前掲書『政治学』第3巻第13章（161ページ2から3行目）。

²⁸¹ 前掲書『政治学』第3巻第13章（161ページ5行目）。

$$\frac{\partial y_j^h}{\partial l} / \frac{\partial y_{j'}^h}{\partial l} = - \frac{\Delta y_j^h}{\Delta y_{j'}^h} \quad j, j' = 1, 2, \dots, n \quad (\text{II})$$

なる関係が成立するように財やサービスを配分し、そして社会的な配分問題（最適な配分問題）を解くことになる。実際には、上の条件(I)と(II)から、次の条件(III)が

$$\frac{\partial u^h}{\partial d_j^h} / \frac{\partial u^h}{\partial d_{j'}^h} = \frac{\partial y_j^h}{\partial l} / \frac{\partial y_{j'}^h}{\partial l} = - \frac{\Delta d_{j'}}{\Delta d_j} = - \frac{\Delta y_j^h}{\Delta y_{j'}^h} \quad j, j' = 1, 2, \dots, n \quad (\text{III})$$

得られる。この条件を満たすように、ポリス共同体で産出された財やサービスをポリス共同体内で配分することによって、共同体を構成する世帯（家）の満足は最大にされると考えられる。

一般に、第1節の1.1の1.1.3において提示した(15)式は成立しないかも知れない。このときには、公共財の各家の満足（効用）に与える効果は、各家間では異なっている。この場合には、統治者は各家に社会的な重要度を割り当てることになるが、その重要度を決めるのが統治者である。時には、ポリス共同体の統治者は、上の(17)式の下で、条件(1)から(III)だけではなく、これに条件(V)あるいは(V')を満たすように財やサービスの配分を決める必要があるかも知れない。この条件(V)あるいは(V')については、第1節の1.1において説明したとおりであるが、これには統治者が市民（ポリス国民）に関する重要度などの価値判断をすることが含まれている。価値判断は、ポリスがどのような政治体制（国制）であるかによって、個々の家に異なった重要度が与えられる、と考えられる。国制と重要度の関わりについては、統治者の価値判断あるいはその価値判断と国制の関係などについては、本稿ではなく、別稿にて考察することになる。

統治者は、善き統治を達成するためには、一つ大きな社会的な課題を解く必要がある。それは、社会的共通資本の提供される構成とその規模である。本稿の第1節の1.1の1.1.3において示した、資源配分の最適配分をもたらす条件(VII)を満たすように、統治者は社会的共通資本をポリスに提供する必要がある。この条件を満たし、社会的共通資本の水準を如何にするかの問題についても統治者は判断する必要がある。この問題も別稿にて考察することになる。

むすびにかえて

「天も地も、神々も人々も、これらを一つに結びつけているのは、共同であり、また友愛や秩序正しさであり、節制と正義である」²⁸²とプラトンはソクラテスに語らせている。共同体としての生活をより善くすることを目指してポリス共同体を治めるには、徳（卓越性）によ

²⁸² プラトン著（加来彰俊訳）『ゴルギアス』508A（194ページ12から13行目）。

る統治を勧めているのがプラトンであり、アリストテレスである。プラトンは、思慮節制のある人、すなわち正しくて勇気があって、そして敬虔な人による統治を目指している。アリストテレスは、このような人が完全に善き人である²⁸³と言う。アリストテレスは、よりよき生活のためには、徳による統治を強く勧める点では、プラトンの思想の流れに沿っている。はじめにおいても引用したように、アリストテレスは、幸福が3種類の善によって達成されると考えている。「幸福になるのには、身体に関する善や外的な善をも伴わせて必要とするからだというのである」ことを認識していた。この認識は、ポリス共同体を維持するためには、財産や富の必要性をアリストテレスは知り、その上で、善き生活のために徳による政治を提唱している。

本稿では、第1節で示したように、ポリスが存在するためには富や財産が必要であることを前提にして、家から村そしてポリスへと発展的に共同体のありようを概観した。第1節の1.1において、共同体を家、村そしてポリスの観点から考察し、それぞれの共同体での生産物の生産がどのようになされ、自足した共同体での財配分が問題にされた。また家政術や奴隷の支配についてアリストテレスの考えを概説した。その1.2では、血縁共同体と地縁共同体など共同体の二つの類型をあげて、その二つの共同体の関連性を考察した。第2節ではポリスを如何に統治するのかという政治術の問題に取り組んだが、富（あるいは財産）を基準とする統治、あるいは多数者を基準にする統治などではなく、徳による統治を主張しているソクラテスやプラトンの見解を引き継いだと思われるアリストテレスの国制の理論やこれに関連した事項（共同体、家政術、国民とはなにか、あるいは誰が主権者かなど）を検討し、共同体の統治の問題を考察した。その2.1では共同体統治の意味について検討した。特に、家政術や獲得術や取財術について考察し、奴隷の統治と自由人の統治の違いについてアリストテレスの見解を検討し、それを考察した。アリストテレスが奴隷を人間として見ていたが、自然に（本性的に）奴隷は、生まれながらにして、他の人に支配されるようになっている。その2.2では、古代ギリシヤにおける国民の定義を検討し、国民と国制の関係を考察し、国制が多数ありうることを確認し、国とはいかなるもので、その主権者は誰であるのか、さらに誰が統治者になりうるのかなど、国民統治に必要と思われる諸要素（国民とは誰か、国民と国制の関係、正しい国制とはどのような国制で、その主権者は誰か、さらにその統治者（支配者）は誰になるか）について幅広く考察した。

本稿の今後の発展を試みるに当たっての観点であるが、それには少なくとも2方向での展開が考えられる。第一の方向は、アリストテレスの国制についてより深く検討するという方向である。アリストテレスは、多くの国制があるとしながらも、その中には正しい国制と逸

²⁸³ 上掲書『ゴルギアス』507C（193ページ4から6行目）参照。

脱した国制があることを指摘し、さらにそれらの国制についても分析している。興味をそそるのが、彼が民主制を逸脱した国制と位置づけている点である。アリストテレスは、大衆を一人一人を優れた人（貴族）と比較すると、徳の面ではより劣っているが、それでも大衆（民衆）をひとまとめにする寄せ集めの論理によって、一人の優れた人よりも徳の面では優るとし、大衆が主権を持つことには反対してはいない。現実の国（ポリス）には、貧しい大衆と優れた貴族と財産を持ち合わせている富裕者が混在しているが、寄せ集めの論理を駆使し、多数を占める大衆は、一人一人での比較では財産基準でも、卓越さの基準で測っても、富裕者や卓越した人に及ばないが、一纏めにするとき大衆は財産の点でも、卓越さの点でも優っていると見なせる、とアリストテレスは主張している。アリストテレスは、富裕者や卓越した人や大衆が混在する、現実のポリスの国制としては、大衆をひとまとまりにした集団（たとえば民会）が統治者にあるいは主権者になり得ると説いている。この点は優れて参考になる見解である。しかし、大衆のなかの一人一人が卓越した人或いは富裕者であるとは決して見ていない。大衆指導の国になるとき、大衆（民衆）は富裕者の財産を奪おうとし、民衆を結集させ富裕者に対抗させようとする悪質な民主指導者が現れると、民主制が変貌するとみている。この方向での更なる展開は、今日においては、間接民主制によって政治術がなされているが、この民主制（共和政）が変貌し、崩壊し、ローマのように皇帝という独裁者が出現する統治に変化することもあるかもしれないとい予感を確認するものとなるであろう。古代ギリシャにおける国制はどのような原因・要因で変貌し、崩壊したのかについて、古代ギリシャの実体から考察することによって、民主制の変貌について一定の見識・視点を与えるのかもしれない。アリストテレスは、国制の変化する原因を幾つか挙げている。たとえば、内乱がその変貌あるいは崩壊の原因である。何故内乱が起こるのであろうかについては考察を深める時間は本稿ではないが。アリストテレスは、『アテナイの国制』第28章（55ページ4から6）において、「ペリクレスが民衆を指導している間は国政はまだ善かったが、ペリクレスの死後はずっと悪くなった。というのはこの頃になってはじめて民衆はしかるべき人々の間で評判の好くない者をその指導者としたから」と言い、その55ページ13から56ページ4行目において、「ペリクレスの死後著名の人々を率いたのはシケリアで死んだエキアスで、民衆を率いたのはクレアイスネストの子クレオンであったが、特にクレオンこそはその無鉄砲な遣り口によって民衆を腐敗させた者と思われる。従来人々は礼儀を保って演説したものであったが、彼ははじめて演壇上で声高に叫んだり罵倒したりし、衣服を巻き上げて民衆に語った」と書き記している。民主制の変化の原因を指導者の卓越性のなさであるとアリストテレスは見ているのであろうか。

その第二の発展の方向は、新大陸のインディオを奴隷と見做すようになったポルトガルやスペインの知識人に与えた、アリストテレスの「先天的奴隷人説」²⁸⁴の影響と、そこのとに

よって新大陸のインディオが被った肉体的苦痛と経済的破壊の損失を明らかにする研究である。アリストテレスの先天的奴隷人の説が、新大陸のインディオを支配する論理に適用されたのか、またスペイン人やポルトガル人による新大陸支配の構造はいかようであったのかについて解明することもアリストテレスの政治学の影響の展開になるであろう。

引用文献

- (1) アリストテレス著 (山本光雄訳) 『政治学』 岩波文庫, 1971。
- (2) アリストテレス著 (高田三郎訳) 『ニコマコス倫理学』 岩波文庫, 1973 年。
- (3) アリストテレス著 (村川堅太郎訳) 『アテナイ人の国制』 岩波文庫, 1980 年。
- (4) 宇沢弘文著 『社会的共通資本』 岩波新書, 2015 年。
- (5) 太田秀通著 『スパルタとアテネ』 岩波新書, 1973 年。
- (6) 太田秀通著 『東地中海世界』 岩波書店, 1978 年。
- (7) クセノポン著 (松平千秋訳) 『アナバシス』 岩波文庫, 1993 年。
- (8) トゥーキュディデース著 (久保正彰訳) 『戦史 (上)』 岩波文庫, 2017 年。
- (9) ディオゲネス・ラエルティオス著 (加来彰俊訳) 『ギリシア哲学者列伝 (中)』 岩波文庫, 1989 年。
- (10) L. ハンケ著 (佐々木昭夫訳) 『アリストテレスとアメリカン・インディアン』 岩波新書, 1974 年。
- (11) ヘロドトス著 (松平千秋訳) 『歴史 (中)』 岩波文庫, 2013 年。
- (12) メアリー・ピアード著 (宮崎真紀訳) 『SPQR ローマ帝国史 共和政の時代』 亜紀書房, 2018 年 6 月。
- (13) プラトン著 (久保 勉訳) 『饗宴』 岩波文庫, 1971 年。
- (14) プラトン著 (田中美知太郎・池田美恵共訳) 『クリトーン』 新潮文庫 1973 年。
- (15) プラトン著 (藤沢令夫訳) 『メノン』 岩波文庫, 2004 年。
- (16) プラトン著 (加来彰俊訳) 『ゴルギアス』 岩波文庫, 1980 年。
- (17) プラトン著 (藤沢令夫訳) 『国家 (上)』 岩波文庫, 2009 年。
- (18) プルタルコス著 (村川堅太郎訳) 『プルタルコス英雄伝 (上)』 ちくま学芸文庫, 2004 年。
- (19) マキャヴェルリ著 (大岩 誠訳) 『君主論』 角川文庫, 1971 年。
- (20) トマス・アクィナス著 (柴田平三郎訳) 『君主の統治について — 謹んでキプロス王に捧げる —』 岩波文庫, 2012 年。
- (21) トマス・モア著 (平井正穂訳) 『ユートピア』 岩波文庫, 1971 年。
- (22) 弓削 達著 『地中海世界とローマ帝国』 岩波書店, 1977 年。

²⁸⁴ ハンケ著 (佐々木昭夫訳) 『アリストテレスとアメリカン・インディアン』 I 空想としてのアメリカ (1 ページ 13 から 2 ページ 1 行目) おいて、「偉いスペイン人のある人びとはアリストテレスの先天的奴隷人の説をためらわずにインディオに適用した」とある。また同書の V バリヤドリ大論戦, 1550-51 年 (68 ページ 4 から 9 行目) において、「セプルベダがスペイン人による支配を正当化するために挙げた第二の理由、すなわちインディオが「生来粗野であり劣等である」とする主張だった。彼らはその意味で、或る人びとが生まれながらにして奴隷であるという哲学者たちの説にぴったり当てはまるのだと、セプルベダはあからさまに公言したのである。アメリカにいるインディオはみな例外なく粗野な連中で、生れつき知能程度が低く、それゆえに先天的奴隷人 *servia a natura* に属するから、彼らに優越し、先天的に彼らの主人であるスペイン人に奉仕しなければならない」とセプルベダ (1490 年生? -1573 年没) の思想が示されている。勿論、15 世紀から 16 世紀のインディオを奴隷とする行為にアリストテレスは何の関係もないと見做されるが、それでも、彼の奴隷を道具として扱い、生まれながらにして奴隷になるべき人は存在するという思想が 15 世紀あるいは 16 世紀のスペイン人たちによって適用されたのは事実である。

- (23) 山本光雄著『アリストテレス』岩波新書, 1977年。
- (24) 日本聖書教会編『聖書』(日本聖書協, 1968年)(本稿において, 聖書からの引用文はこの『聖書』本からの引用による)。
- (25) 久保田義弘著「エラスムスの『キリスト者の君主の教育』と君主の社会的役割—知識人の人間観ならびに社会観(3)—」『経済論集』(札幌学院大学紀要)2017年。
- (26) 久保田義弘著『生産技術の選択と社会的生産関数—異時点間の資源配分の研究(3)—』札幌学院商経論集 第21巻3・4合併号, 2005年。
- (27) 久保田義弘著『生産可能性集合, 競争経路および消費効率経路—異時点間の資源配分の研究(4)—』札幌学院商経論集 第23巻3・4合併号, 2007年。
- (28) Aburam Berguson, “A REFOMULATION OF CERTAIN ASPECTS OF WELFARE ECINOMICS”, *Quarterly Journal of Economics*, February, 1938. (Selected Essays in Economic Theory のシリーズの *Welfare, Planning, and Employment* に収められたものを使用する)

参考文献

- (1) アリストテレス著(牛田徳子訳)『政治学』京都大学学術出版会, 2013年。
- (2) アリストテレス著(村川堅太郎訳)『アテナイ人の国制』岩波文庫, 1980年。
- (3) デシデリウス・エラスムス著(片山英男訳)『キリスト者の君主の教育』(1516年)(『宗教改革著作集』第2巻(5ページから180ページ)に編集された『キリスト者の君主の教育』を使用) 教文館, 1989年。
- (4) 黒岩洋昌著『厚生経済学』創文社, 1973年。
- (5) スイフト著(中野好夫訳)『ガリヴァ旅行記』新潮文庫, 1972年。
- (6) デイオゲネス・ラエルティオス著(加来彰俊訳)『ギリシア哲学者列伝(中)』岩波文庫, 1989年。
- (7) プラトン著(田中美知太郎・池田美恵共訳)『ソクラテースの弁明』新潮文庫, 1973年。
- (8) プラトン著(藤沢令夫訳)『国家(上)(下)』岩波文庫, 2009年。
- (9) トゥーキュディデース著(小西晴雄訳)『歴史(上)(下)』岩波文庫, 2017年。
- (10) トゥーキュディデース著(久保正彰訳)『戦史(上)(中)(下)』岩波文庫, 2017年。
- (11) トマス・アクィナス著(柴田平三郎訳)『君主の統治について—謹んでキプロス王に捧げる—』岩波文庫, 2012年。
- (12) プルタルコス著(村川堅太郎訳)『プルタルコス英雄伝(上)(中)』ちくま学芸文庫, 1996。
- (13) ジョン・ロック著(加藤 節訳)『統治二論』岩波文庫, 2010年。
- (14) ロバート・フィルマー著(伊藤宏之・渡部秀和共訳)『家父長制君主論』(『フィルマー著作集』に編集されたものを参考) 京都大学学術出版会, 2016年。
- (15) 西村和雄著『経済数学早わかり』日本評論社, 1982年。
- (16) Aburam Berguson, “A REFOMULATION OF CERTAIN ASPECTS OF WELFARE ECINOMICS”, *Quarterly Journal of Economics*, February, 1938. (Selected Essays in Economic Theory のシリーズの *Welfare, Planning, and Emlpoyment* に収められたものを使用する)
- (17) Dennis C. Mueller, *Public Choice*, Cambridge University Press, 1979.
- (18) P. A. Samuelson, *Foudations of Economic Analysis*, Harvard University Studies, 1947.
- (19) P. A. Samuelson, “The Pure Theory of Public Expenditure”, *Reviews of Economics and Statistics*, Vol.36, 1954.
- (20) P. A. Samuelson, “Diagrammatic Exposition of a Theory of Public Expenditure”, *Reviews of Economics and Statistics*, Vol.37, 1955.
- (21) P. A. Samuelson, “Social Indifference Curves”, *Quarterly Journal of Economics*, VOL.LXX, NO.1, 1956.

（くぼた よしひろ マクロ経済学と金融論）